

令和8年2月関西広域連合議会定例会議案別冊

関西防災・減災プラン

(総則編)

(地震・津波災害対策編)

(感染症対策編 (新型インフルエンザ等))

関 西 広 域 連 合

関西防災・減災プラン

(総則編)

(地震・津波災害対策編)



令和8年2月改訂
(令和7年3月改訂)
(令和6年3月改訂)
(令和4年3月改訂)
(令和2年3月改訂)
(平成29年11月改訂)
(平成24年3月策定)

関西広域連合
広域防災局

目 次

○ 総則編	p
I プランの趣旨	1
1 策定の目的	1
2 策定にあたっての考え方	1
3 策定方針	2
4 計画の見直し	2
プランの特徴	3
広域連合だからできること	4
II 対象とする災害	6
III 広域連合の役割	7
1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	7
2 応援・受援の調整	7
3 災害情報の積極的な活用	8
4 災害に備えるための事業の企画・実施	8
5 自助・共助の取組の促進	8
○ 地震・津波災害対策編	
I 被害想定等	9
1 南海トラフ巨大地震の被害想定	9
2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象	13
3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況	14
4 近畿圏直下型地震	15
II 災害への備え	17
1 関係機関・団体等との平常時からの連携	17
(1) 構成団体との連携	17
(2) 広域連合他部局との連携	18
(3) 他の広域ブロック等との連携	19
(4) 広域応援制度の調整主体との連携	19
(5) 市町村との連携	21
(6) 国との連携	21
(7) 専門家・防災研究機関等との連携	21
(8) 企業・ボランティア等との連携	22
2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系	24

3	防災・減災事業の展開	24
(1)	災害対応体制の整備	25
(2)	訓練・研修の実施	33
(3)	津波災害対策の推進	35
(4)	孤立集落対策の実施	36
(5)	地域防災力の向上	37
(6)	消防団の広域応援体制の推進	38
(7)	防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	38
III	災害への対応	48
1	初動シナリオ	50
(1)	情報収集体制の確立	51
(2)	緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣	52
(3)	応援・受援体制の確立	52
(4)	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	59
	初動期オペレーションマップ	63
2	応援・受援シナリオ	69
2-1	現地支援本部・現地連絡所の設置	69
2-2	情報の収集・提供	72
2-3	救援物資の需給調整	73
2-4	応援要員の派遣・受入調整	77
2-5	被災者の支援	81
2-6	広域避難の受入調整	85
2-7	ボランティアの活動促進	88
2-8	帰宅困難者への支援	90
2-9	広域的な災害廃棄物処理の調整	92
	応急対応期オペレーションマップ	97
3	復旧・復興シナリオ	107
3-1	復興戦略の策定	107
(1)	関西復興戦略の策定方針	107
(2)	策定手順	107
(3)	策定体制	107
3-2	被災自治体の復興業務への支援	113
(1)	国等への提言等	113
(2)	主要分野の復興に向けた視点と課題	113
(3)	主要分野の復興シナリオ	113
	復旧・復興期オペレーションマップ	117
(参考)	阪神・淡路大震災からの復興における取組	121

総 則 編

I プランの趣旨

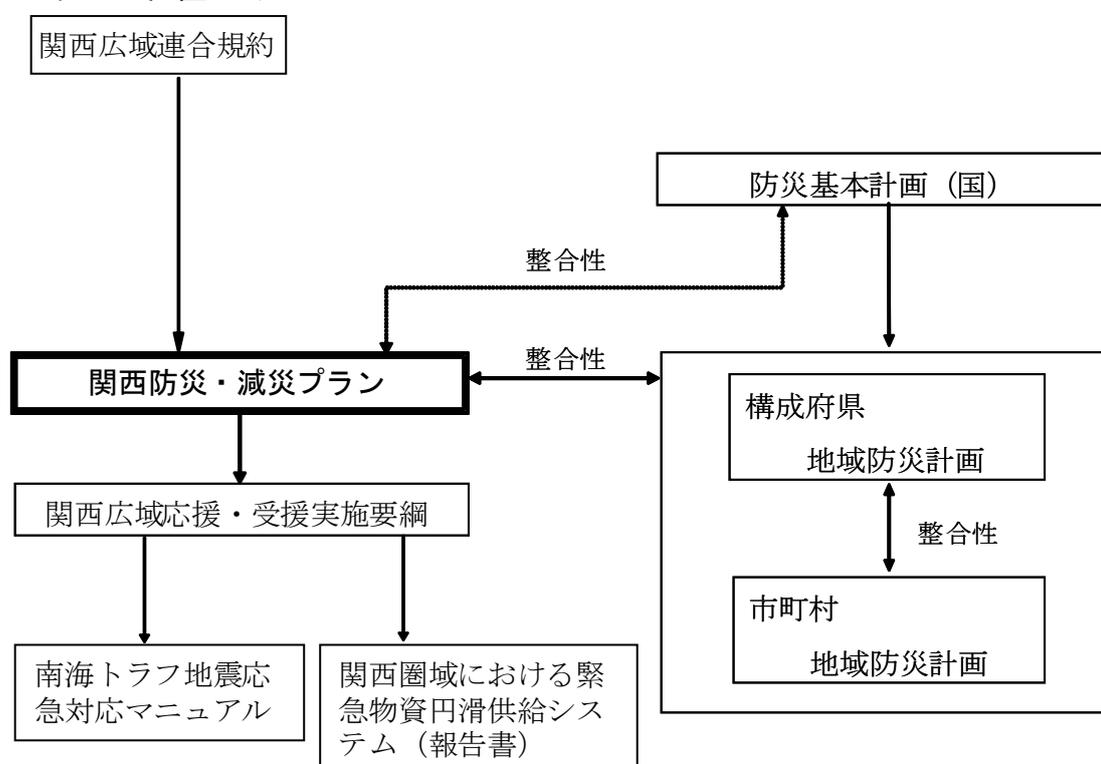
1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、南海トラフ地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

構成府県及び政令市（以下「構成団体」という。）は、本プランと地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。

また、構成府県は、管内市町村に対して、本プランに基づき、応援・受援体制が整備されるよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。

<プランの位置づけ>



2 策定にあたっての考え方

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。

※ 構成団体、連携県

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の8府県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く7府県4政令市が参加している（令和4年3月現在）。

このため、本文中の「構成団体」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県の7府県と京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を指す。

また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県及び三重県の3県を指す。

このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。

その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取組を促し、関西全体の防災力の向上を図る。

3 策定方針

本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン

関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

関西で発生が懸念されている災害は、南海トラフ地震のような広域的な地震・津波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。

このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる災害対応等の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。

また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。

4 計画の見直し

本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。

ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。

なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。

また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。

(参考：計画策定経緯)

平成23年度	総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定
平成25年度	原子力災害対策編を改定
平成26年度	風水害対策編、感染症対策編を策定
平成29年度	総則編、地震・津波災害対策編を改訂
平成30年度	原子力災害対策編を改訂
令和元年度	総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂
令和2年度	感染症対策編（家畜伝染病）を改訂
令和3年度	総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編を改訂
令和5年度	総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂
令和6年度	総則編、地震・津波災害対策編を改訂
令和7年度	総則編、地震・津波災害対策編を改訂

プランの特徴

(1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン

- 関西が一体となって災害対策を実施
- 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施

(2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン

- 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築

(3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン

- ともしれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化

(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン

- 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示
- 全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化を推進

(5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン

- 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築

(6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン

- 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
- カウンターパート方式による支援、現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくり、各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣など、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震での支援の成果と課題を反映

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府6県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を構成団体とし、我が国第2の経済圏を有する広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、南海トラフ地震等の大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成団体・連携県、国、国の出先機関、民間事業者等の関係機関と連携のもと、救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを迅速に実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない構成団体と被災構成団体との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成団体は、阪神・淡路大震災の経験や全国初のカウンターパート支援を行った東日本大震災のほか、熊本地震、能登半島地震等における災害時に率先して広域的な支援を行うなど、国内で唯一の広域自治体として、これまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っています。

南海トラフ地震等の大規模広域災害が発生すれば、それぞれの構成団体が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各構成団体が官民で連携して災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

また、関西には防災に関する学術研究機関が集積しており、これらの機関と連携して、災害の被害軽減のための研究成果や、事前防災の考え方を関西全体で共有・確立することを目指します。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現

広域連合の対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

4 他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、関東九都府市や九州地方知事会等他ブロックの広域団体と締結した相互応援協定などにより、効果的な災害対応が可能となります。

また、救援物資の提供・調達・配送や帰宅困難者支援の連携体制を構築するなど、関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応の仕組みを充実させることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が可能となります。

5 これまで取り組んで来なかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

構成団体が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質の高い効果的な事業となります。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかった広域防災事業を行うことで、関西全体の安全・安心が向上します。

Ⅱ 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

災害区分	具体例
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none">・ 南海トラフ地震などの海溝型地震・ 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	<ul style="list-style-type: none">・ 伊勢湾台風級の台風の大坂湾等への接近による高潮災害・ 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
原子力災害	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力発電所事故
感染症	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等のまん延・ 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延

その他、鉄道事故、航空機事故等の大規模事故災害、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃による災害等、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事案など広域的な対応が必要とされる災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合については、プラン（総則及び各災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

なお、複合災害が発生する可能性もあることから、対策の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮するものとする。広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。

【複合災害の例】

- 1 自然災害に伴う二次災害等
 - ・ 地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生
 - ・ 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生
- 2 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生
- 3 域内被害対応と域外支援を行う場合
 - ・ 域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合
- 4 感染症まん延時における自然災害の発生

等

Ⅲ 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成団体の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動（発災から概ね3日間）シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

(2) 応援・受援（避難所期）シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

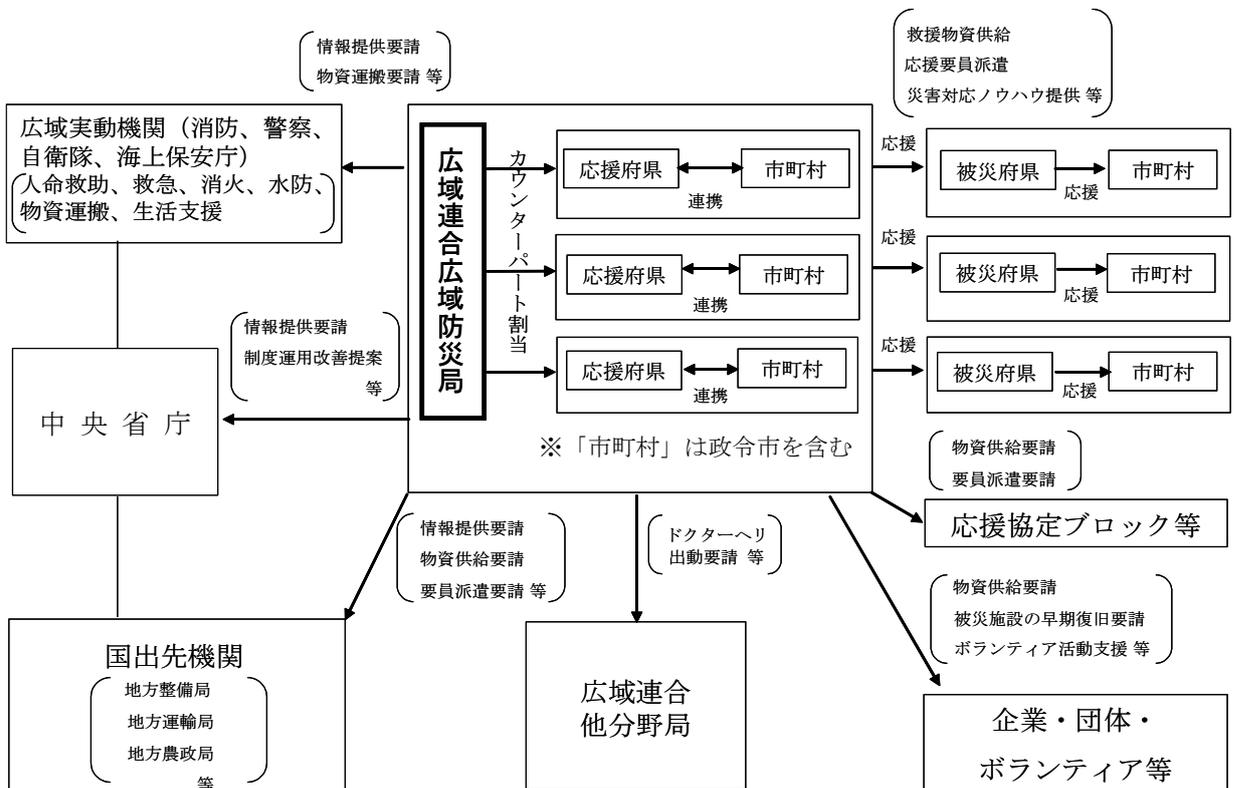
(3) 復旧・復興（仮設住宅期）シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の積極的な活用

(1) 情報収集等

大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。

なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。

また、情報収集等に当たっては、効果的・効率的な災害対応を行うため、ドローンをはじめとする遠隔操作機器等の新技術や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）、災害対応車両登録制度（D-TRACE）をはじめとする、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどを利活用し、災害対応業務のデジタル化を促進する。また、通信が途絶する場合も想定し、情報共有手段の冗長化やデータ容量等の効率化に努める。

【参考】

「令和6年能登半島地震に係る検証チーム（2024）令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術 ～自治体等活用促進カタログ～」

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdf

(2) 情報共有

広域連合が、整理・集約した情報については、SNSやTV会議システム、先端的なモバイルツール等を活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図る。

なお、各構成府県は、広域連合や管内被災市町村から得た情報を遅滞なく管内市町村と共有するよう努める。

(3) 情報発信

構成団体及び連携県と連携し、Lアラート（災害情報共有システム）、電子メール、SNS、ホームページ及びアプリケーション等多様なツールを用いて府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

5 自助・共助の取組の促進

大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求めるなど公助による災害対応を行うこととしているが、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられる。

広域連合及び構成団体は、災害時のこのような状況等も踏まえ、平時から住民・企業等の自助・共助の取組の促進を図る。

地震・津波災害対策編

I 被害想定等

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・ 南海トラフ巨大地震
 - ・ 琵琶湖西岸断層帯地震
 - ・ 花折断層帯地震
 - ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
 - ・ 京都西山断層帯地震
 - ・ 生駒断層帯地震
 - ・ 上町断層帯地震
 - ・ 大阪湾断層帯地震
 - ・ 中央構造線断層帯地震
 - ・ 山崎断層帯地震
- 等

以下に、南海トラフ巨大地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

1 南海トラフ巨大地震の被害想定

関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生の場合における対応については、p. 57を参照。）

なお、局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、構成団体及び連携県は、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定量的な分析等を行うなどにより対策の実効性向上に努める。

○各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者数）	削減効果
滋賀県	474	12,837	6強	—	—
京都府	860	70,210	6強	死者数0を目指す	—
大阪府	133,891	179,153	6強	7,400	9割減
兵庫県	29,097	38,548	7	400	△28,700
奈良県	1,600	47,000	6強	—	—
和歌山県	90,400	158,700	7	—	—
徳島県	31,300	116,400	7	死者数0を目指す	—
鳥取県	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—
三重県	53,000	248,000	7	—	—
合計	340,622	870,848		—	—

※ 被害想定は、各府県独自のものによる。

<津波の想定（※1）>

府県名 （最高津波水位市町村名）	津波到達時間 （※2）	最高津波水位 （T.P.m）
大阪府（大阪市住之江区）（※3）	110分	5.1m
兵庫県（南あわじ市）	44分	8.1m
和歌山県（すさみ町）	3分	19m
徳島県（美波町）（※4）	10分	20.9m

※1 津波想定は、各府県独自のものによる。

※2 初期水位より1m上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20cmの変化が生じるまでの時間

※3 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分（最高津波水位3.8m）

※4 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達する場所は異なる。

※5 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。

【参考】

○国の被害想定

(令和7年3月)

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	400	16,000	6強
京都府	700	64,000	6強
大阪府	7,100	297,000	6強
兵庫県	4,500	50,000	7
奈良県	1,600	44,000	6強
和歌山県	65,000	166,000	7
徳島県	41,000	136,000	7
鳥取県	—	300	5強
福井県	—	1,800	5強
三重県	24,000	234,000	7
関西計	144,300	1,009,100	—
全国計	282,000	2,333,000	—

(注1) 陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、（早期避難率低）の場合の揺れによる建物倒壊、津波、急傾斜地崩壊、火災による死者発生

(注2) 陸側ケース、津波ケース③、冬夕、風速8m/sの場合の揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊、火災の発生による建物倒壊

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間 (1m上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	60-90分	3-5m
淡路島南部	40-50分	3-5m
瀬戸内海（兵庫県沿岸）	60-90分	3-5m
和歌山県東岸	0-10分	15-20m
和歌山県西岸	30-50分	15-20m
徳島南岸	10-20分	10-15m
徳島東岸	30-40分	5-10m

出典：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」（内閣府）

※1 上記各地区とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5～6時間継続する。

※2 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性がある。

2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象

	半割れケース (M8.0以上の地震発生)	一部割れケース (M7.0以上M8.0未満の地震発生)	ゆっくりすべりケース (通常とは異なるゆっくりすべり)
発生場所	想定震源域内のプレート境界	想定震源域内のプレート境界及びプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲	想定震源域内のプレート境界
M8.0クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度	十数回に1回程度 (通常(※)の100倍程度)	数百回に1回程度 (通常の数倍程度)	—
想定される被害等	<ul style="list-style-type: none"> 震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対し大津波警報、津波警報が発表される。その後、半日から1日で大津波警報及び津波警報から津波注意報に切り替えられる。 被災地域では、広範囲にわたり電力、水道等のライフラインが停止し、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止する。 被災地域以外では、一次的に交通インフラが停止するが、ライフラインに大きな被害はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 震源域に近い一部の沿岸地域では、緊急地震速報や津波警報が発表され、「半割れケース」と比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられる。 交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、津波も発生しない。 交通インフラやライフライン等は通常通りに活動を続けている。

※ 通常とは、30年以内に60～90%程度以上の発生頻度。

3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況

南海トラフ地震防災対策推進法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域が、関西圏内では下表のとおり指定されている。

○南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定。

- [指定基準]・震度6弱以上の地域、津波高さ3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・過去に発生した南海トラフ地震で大きな被害を受けた地域
 - ・周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を内閣総理大臣が指定。

- [指定基準]・津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- ・特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - ・地域の実情を踏まえた津波避難の困難性を考慮して同一都道府県において市町村が実施する津波避難対策の一体的確保を図る必要が高い地域

府県名	震度	防災対策推進地域 (津波避難対策特別強化地域を除く。)	津波避難対策特別強化地域
三重県 (全域)	7	多気町、玉城町、度会町	[20m以上]鳥羽市、志摩市、南伊勢町 [10～19m]紀北町、尾鷲市、熊野市、大紀町、御浜町、紀宝町 [5～9m]伊勢市、明和町、津市、松阪市、鈴鹿市
	6強	桑名市、亀山市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、大台町	[5～9m]四日市市
	6弱	名張市、いなべ市	[4m以下]川越町
滋賀県 (全域)	6強	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町	
	6弱	長浜市、栗東市、高島市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	
京都府	6強	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町	
	6弱	亀岡市、南丹市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村	
大阪府	6強	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、田尻町、岬町	
	6弱	堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、守口市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町、熊取町、太子町、河南町、千早赤阪村	
兵庫県	7		[5～9m]南あわじ市、洲本市
	6強	神戸市、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町	
	6弱	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、赤穂市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、加西市、加東市、稲美町、太子町	

府県名	震度	防災対策推進地域 (津波避難対策特別強化地域を除く。)	津波避難対策特別強化地域
奈良県 (全域)	6強	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、王寺町、広陵町、河合町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	
	6弱	生駒市、葛城市、山添村、平群町、高取町、明日香村、上牧町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、野迫川村	
和歌山県 (全域)	7	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、広川町、美浜町、日高町、由良町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町、串本町	[10～19m]有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、由良町、日高町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町 [5～9m]和歌山市、海南市、広川町 [4m以下]古座川町
	6強	橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、印南町、日高川町、那智勝浦町、太地町、北山村	
	6弱	高野町	
徳島県 (全域)	7	吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、石井町、那賀町、北島町、藍住町、板野町、上板町	[20m以上]美波町、海陽町 [10～19m]阿南市、牟岐町 [5～9m]徳島市、鳴門市、小松島市
	6強	勝浦町、佐那河内村、神山町、つるぎ町、東みよし町	[5～9m]松茂町

4 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

○ 各府県の地域防災計画における被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	-	-	-
京都府	3,400	72,700	7
大阪府	9,777	275,316	7
兵庫県	323	7,538	6強
奈良県	4,257	98,123	7
和歌山県	-	-	-
徳島県	-	-	-
鳥取県	-	-	-
福井県	-	-	-
三重県	-	-	-
合計	17,757	453,677	-

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成 19 年 11 月 1 日)

[生駒断層帯地震の被害想定]

府県名	死者数 (注 1)	全壊棟数 (注 2)	府県内の最大震度
滋賀県	約 30	約 500	6 弱
京都府	約 4,000	約 150,000	7
大阪府	約 9,800	約 300,000	7
兵庫県	約 10	約 500	6 弱
奈良県	約 4,800	約 110,000	7
和歌山県	-	約 40	5 強
徳島県	-	-	-
鳥取県	-	-	-
福井県	-	-	-
三重県	-	約 100	5 強
関西計	約 18,640	約 561,140	-
全国計	約 18,640	約 561,140	-

(注 1) 冬 5 時 風速 15m/s の場合 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

(注 2) 冬 12 時 風速 15m/s の場合 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

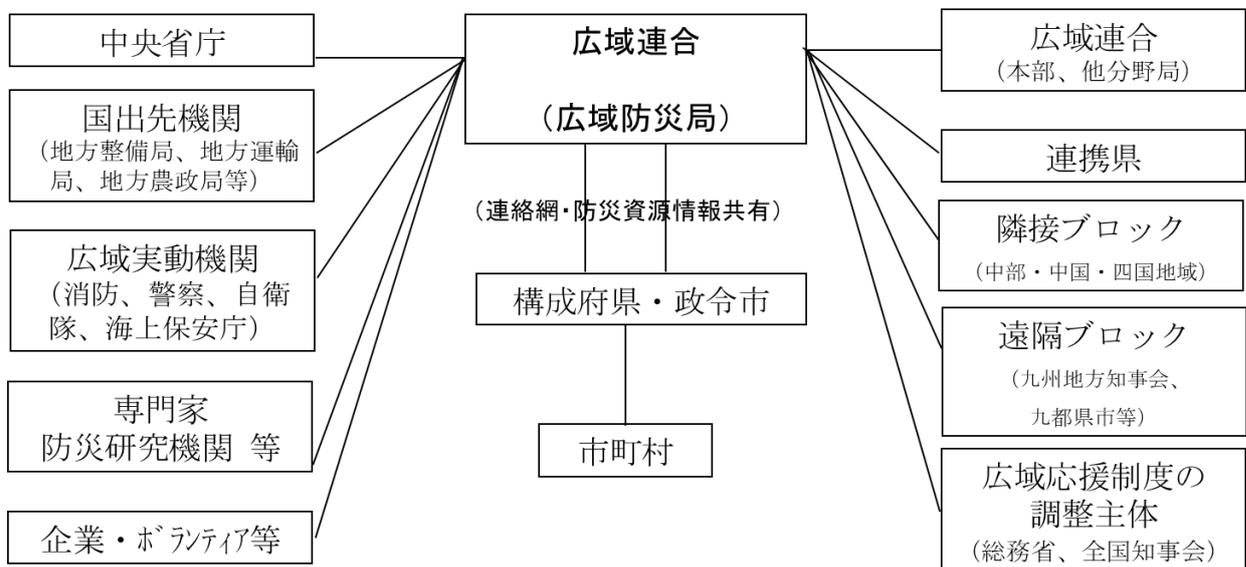
Ⅱ 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成団体、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会等の広域応援制度の調整主体、国（中央省庁、出先機関）、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して対処するための体制整備を行う。

<広域連合と関係機関・団体等との関係>



(1) 構成団体との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

本プランの実効性の確保を図るため、各構成府県は、府県地域防災計画との整合性を確保する。

また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。

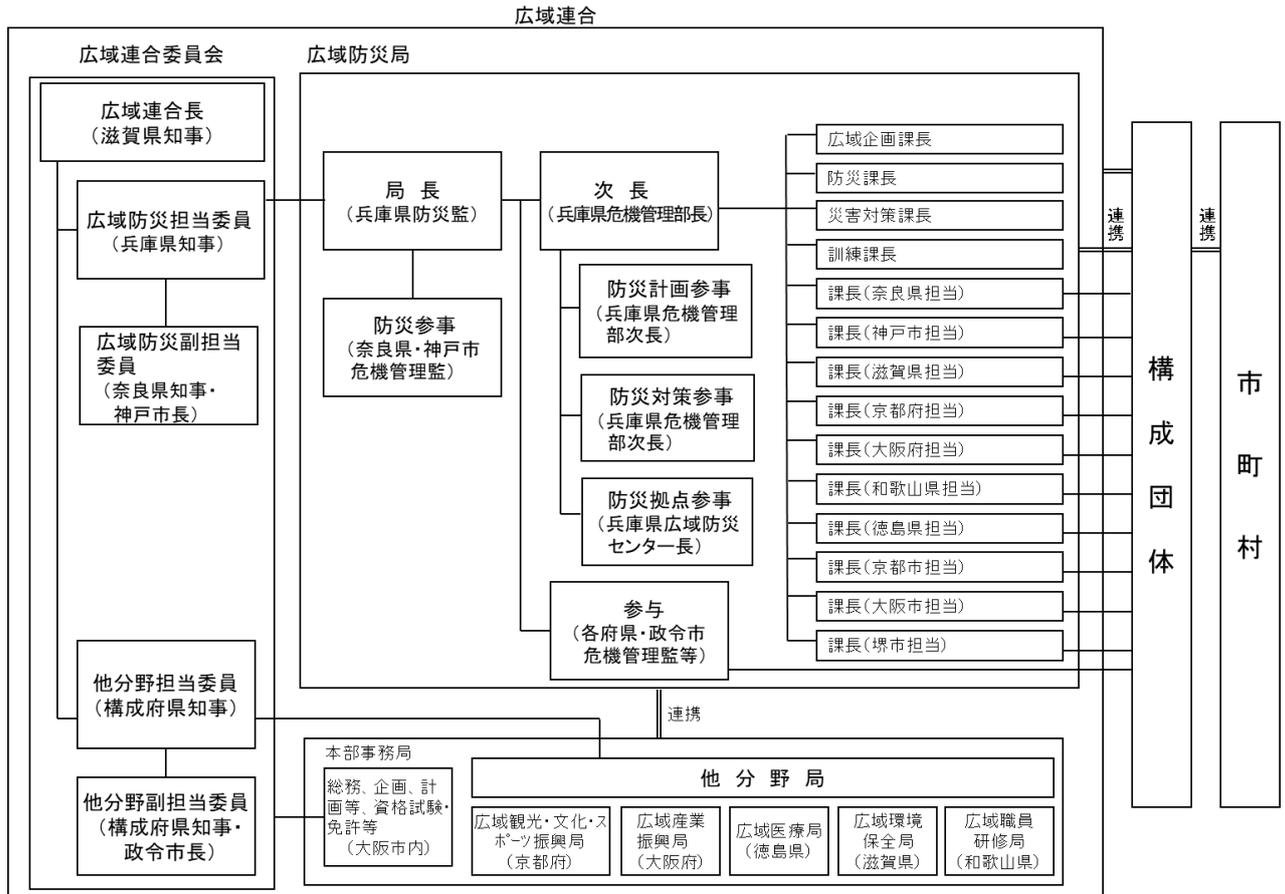
② 組織体制の整備

広域連合の分野事務局の一つとして広域防災局を置く。

広域防災局の事務局は、兵庫県、奈良県、神戸市の職員が兼務で担う。

また、各構成団体の危機管理監等が広域防災局の参与を兼務するとともに、各構成団体の防災担当課長が広域防災局の各構成団体担当課長を兼務する。

<広域連合（広域防災局）の組織>



③ 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、ファクシミリ、電子メール、衛星電話、TV会議システム及びSNS等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

④ 大規模広域被害想定の実施・共有

南海トラフ地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有する。

⑤ 人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料（資源管理表）を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

⑥ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進

廃棄物処理施設や災害廃棄物の仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。

(2) 広域連合他部局との連携

- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- ・ 直接、間接の被災企業に対する支援 など

(3) 他の広域ブロック等との連携

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県及び三重県との相互応援協定及び鳥取県との相互応援の覚書に基づき、同じ関西圏域の福井県、三重県及び鳥取県で災害が発生した場合、応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している中国及び四国地域に加えて、中部地域との相互応援協定についても検討を進める。

③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している関東九都県市や九州地域に加え、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

(4) 広域応援制度の調整主体との連携

阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」、平成30年3月に総務省の「応急対策職員派遣制度」が運用されており、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。

広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。

また、総務省の「応急対策職員派遣制度」によらない、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。

○ カウンターパート方式とは

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。応援自治体が複数になる場合もある。

府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、支援の偏りをなくし、機動的で責任のある継続的な支援が行えるとして、東日本大震災で広域連合がこの方式による応援を実施したことが高く評価された。

(各組織の広域応援制度の概要)

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度の名称	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
施行日	平成30年3月23日	平成8年7月18日	平成26年4月1日
調整組織	被災市区町村応援職員確保調整本部	緊急広域災害対策本部	中央支援本部
構成	総務省及び関係団体 事務局／総務省 ※関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会	本部長／会長 副本部長／危機管理・防災特別委員会委員長 構成員／各ブロック幹事県知事、危機管理防災特別委員会副委員長、事務局次長、各部長、公益財団法人都道府県センターの各部長	本部長／会長 構成／事務局職員、各指定都市東京事務所及び被災ブロックに対応した中央支援本部派遣グループからの派遣職員
調整方法	①災害対応業務応援職員の派遣 ・まずは現地調整会議が被災地域ブロック内での派遣団体を調整し、それが困難な場合は確保調整本部が全国からの派遣を調整する二段階方式。都道府県とは全国知事会が、指定都市とは指定都市市長会が中心となつての調整を行う。 ・被災市区町村に都道府県又は政令市を原則1：1で割り当てる対口支援方式。都道府県は区域内の市町村と一体的に職員派遣を行う。 ②総括支援チームの派遣 ・災害マネジメント総括支援員とそれを補佐する支援員からなるチームを派遣。被災市区町村の首長等に災害マネジメントを総括的に支援。 ・支援員は、地方公共団体の推薦に基づき、総務省の名簿に登録された者の中から派遣。対口支援団体決定後は対口支援団体から派遣。	・被災ブロックの幹事県から広域応援の要請があつた場合には、全国知事会が都道府県に対して応援の要請 ・通信の途絶等により要請がなされない場合でも、全国知事会には必要があると認められる場合は応援の要請を行うことができる。 ・首都直下地震等により全国知事会による調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が代行し、それが困難なときは近畿ブロック知事会の幹事県が代行。	・現地支援本部長は、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定、中央支援本部長が、支援元の指定都市に支援の実施を依頼。 ・応援職員確保システムに基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合は、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援を調整・決定。

※ いずれの制度も、地方公共団体が個別に締結する災害時相互応援協定等を妨げるものではない。

(5) 市町村との連携

被災地の災害対応業務では、避難所運営、家屋被害認定、罹災証明書交付等の災害時発生行政業務のほか、被災者の生活再建支援が主要な業務となる。

これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携をしておく。

[被災市町村への応援要請の規定整備]

都道府県が他の都道府県に対し、管内の被災市町村への応援を求めることや、応援を求められた都道府県が地域内の市町村に被災市町村の応援を求めることについては、東日本大震災後の平成 24 年 6 月に改正された災害対策基本法では、内閣総理大臣を介した応援の要求の場合以外は規定が設けられていなかったが、平成 30 年 6 月の災害対策基本法改正では都道府県が直接他の都道府県に応援を求める場合にも規定整備が行われた。

また、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正では、災害が発生するおそれがある段階においても、協議等ができるよう規定整備が行われた。

(6) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

ア 中央省庁との連携

災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を越えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ 国出先機関との連携

災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ 広域実動機関との連携

災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム（DONET）、海底津波計システム（DART）等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(7) 専門家・防災研究機関等との連携

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

(8) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

締結済みの下表の協定についても、災害時における具体的な連絡調整方法について互いに定期的な確認を行うなど、実効性の確保に努める。加えて、企業・業界団体に対し、ボランティアへの積極的な参画・支援を働きかける。

(広域連合と企業等との協定一覧)

協定名	締結日	相手方	支援内容
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17 R3. 9. 23 R4. 9. 23 R5. 7. 20	コンビニエンスストア、外食事業者等 27 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書	H25. 2. 25	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援物資の供給要請
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	H25. 3. 5	近畿 2 府 7 県、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アキヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園	災害等緊急時に協定締結府県からの要請に基づき、物資及び人員の輸送に協力
船舶による災害時の輸送等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力
復興まちづくりの支援に関する協定	H25. 3. 29	近畿災害対策まちづくり支援機構 (H29. 9 阪神・淡路まちづくり支援機構より名称変更)	災害時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等に協力を得る
危機発生時の支援協力に関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴルフ場施設を緊急避難地等として利用
災害時におけるボランティア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供等
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿 2 府 8 県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成、住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及等
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	H27. 8. 17	近畿 2 府 8 県及び各府県宅建協会、不動産協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん等に協力
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27. 12. 2	近畿 2 府 8 県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力
災害時における被災地支援に関する協定書	H28. 8. 28 H29. 7. 19(変更)	公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	物的・人的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	R2. 3. 19	トヨタ L & F 近畿 (株)、トヨタ L & F 兵庫 (株)、トヨタ L & F 奈良 (株)、トヨタ L & F 和歌山 (株)、トヨタ L & F 岡山 (株)、トヨタ L & F 徳島 (株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供
大規模広域災害における連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話 (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力
災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等
災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書	R7. 10. 1	近畿 2 府 6 県 4 政令市、一般社団法人日本 U A S 産業振興協議会	ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬等

【参考】ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する協定の締結（R2.3）と訓練の実施（R2.11）

ライフライン事業者との間で「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」を締結し、平時からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向けた体制を構築した。

また、ライフライン事業者や実働機関と連携して訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・協力を実効性あるものとした。



ライフライン事業者との
協定締結式（R2.3）



令和2年度関西広域応援訓練（R2.11）
（堺泉北港2区基幹的広域防災拠点）



左：倒木除去訓練 右：災害復旧資材の空輸訓練

② 企業防災の推進

構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

広域連合は、各構成団体と連携し、企業等のBCPの策定を支援する。

③ ボランティア・NPOとの連携

被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、国の「被災者救護協力団体の登録制度」等を活用し、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO、中間支援組織との連携体制を構築するとともに、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備し、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、構成団体は、市町村がNPOや社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知できるよう支援に努める。

<構成府県が府県社会福祉協議会・NPO等と平常時から連携する取組例>

取組例	内容
災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成・更新等	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられるようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンターに関わるネットワーク化の推進	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメーションセンター設置に向けた交通事業者との連携	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区分	内容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
社会福祉協議会主導型	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
協働プラットフォーム型	ボランティア団体、NPO等が協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系

南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、各防災関係機関は、中央防災会議が作成する南海トラフ地震防災対策推進基本計画を基本に、南海トラフ地震防災にかかる各種計画を作成することとされている。

計画名	作成主体	記載事項
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策の推進の意義、基本的方針、基本的施策 ・南海トラフ地震発生時の災害応急対策方針 ・南海トラフ地震防災推進計画及び南海トラフ地震防災対策計画の基本事項
南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進地域内の都道府県及び市町村の防災会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災上緊急に整備すべき施設（避難場所、避難経路、消防用施設等）等の整備 ・津波防護、避難・救助 ・防災訓練 ・関係者の連携協力確保 <p>※市町村は、津波避難対策緊急事業計画の基本事項も定めることができる。</p>

津波避難対策緊急事業計画	津波避難対策特別強化地域内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難経路 ・集団移転促進事業 ・要配慮者利用施設の移転 ※防災対策推進計画に基づき定める
南海トラフ地震防災対策計画	南海トラフ地震防災対策推進地域内の不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの避難確保計画

3 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の充実

広域連合は、大規模広域災害発生時に広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱について、災害対応や広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成

広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を編成する。被害想定のある特に大規模な災害については、被災府県と派遣予定府県の暫定的な組み合わせを事前に定めておき、これに基づいて編成する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ

被災府県	派遣予定府県
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

イ 現地支援本部（被災府県）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部

及び被災市役所・町村役場内等に設置する市町村現地連絡所について、連携体制や役割を明確にした上で、設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備

構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。

ア 緊急物資円滑供給システムの運用

広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国からの支援物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。

併せて、構成団体、事業者団体及び事業者等で構成される関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に緊急物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

その際、物資調達・輸送調整等システムとの整合を図ることとする。

緊急物資円滑供給システムの概要

民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み

- ・ 被災自治体の災害対策本部事務局内に、民間のノウハウを活用した物流専門組織を設置
- ・ 物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。
- ・ チェックリストの活用により、担当ごとの業務を定型化するとともに、事務の進行管理を円滑に実施
- ・ 物資拠点は、物流事業者に運営を委託
- ・ 弁当等の日配品については、各拠点を經由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築
- ・ 避難所までの配送は、宅配業者等に委託

イ 物資調達・輸送調整等システム（国）の運用

構成団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供

を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ 資機材の活用

長期の断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、市町村は、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保、携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレや仮設トイレ等の整備等を図る。また、広域連合は、構成団体及び連携県におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車輛や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。

エ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定

広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。

広域連合は、三木総合防災公園（兵庫県）を0次拠点の候補地としているが、実際の設定にあたっては、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」に基づき実施する。

広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練や過去の物資拠点運営の実例をまとめた物資拠点運営事例集等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。

【参考】

国は、大規模災害発生時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をするプッシュ型支援を行うこととしており、全国8地域の各拠点（北海道、宮城県、愛知県、兵庫県、高知県、熊本県、福岡県、沖縄県）に、発災後の避難生活ですぐに必要で、調達に時間を要する物資について、あらかじめ一定量の備蓄を行っている。近畿地方においては、三木総合防災公園（兵庫県）がその拠点に指定されている。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、平時から管内市町村と協議等を行い、実効性のある支援体制の整備を進める。

項 目	内 容
<p>ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保</p>	<p>・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。</p> <p>【支援チーム（※）の構成例】</p> <p>※行政の機能回復に向け、支援アドバイスをを行う人員で1つのチームを構成</p> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> — ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） — 教育支援担当 — 保健・医療・福祉担当 — 災害廃棄物処理担当 — ボランティア統括担当 — 仮設住宅等住宅対策担当 — 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 — 人と防災未来センター 研究員 等 <p>【行政事務分野別業務支援（※）の種類】</p> <p>※特定行政分野の個別業務支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等
<p>イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ</p>	<p>・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。</p> <p>（応援分野例）</p> <p>救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務</p>

⑤ 災害発生時への備え

構成団体・連携県及び市町村は、災害対応の効率化・円滑化を図るため、対応状況をチェックしながら災害対応を進めることができるようにするなど、発災後の各フェーズに応じて必要となる様々な災害対応業務について、ポイントや留意事項などを整理した計画やマニュアル等を作成し、実効性確保のための訓練・研修を実施するよう努める。

⑥ 避難体制の整備

ア 情報発信手段の整備

構成団体及び管内市町村は、緊急地震速報を始めとする災害情報が住民に確実に届くよう、市町村防災行政無線や、緊急速報メール、SNS、アプリケー

ション、Lアラート等を用いた多様化・多重化した情報発信手段の整備に努める。

また、外国人への情報発信にあたっては、多言語ややさしい日本語を活用した情報発信に努める。なお、在日外国人と訪日外国人では必要とする情報が異なることから、発信すべき情報がそれぞれに対応したものとなるよう留意する。

【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成

府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。

そのため、関西広域連合は、平時から、携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害時に外国人観光客が自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周知に活用できる啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊施設等で配布を行っている。(令和5年3月 更新)



イ 避難行動要支援者の避難支援

構成府県は、市町村が平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び要支援者一人ひとりのプラン（個別避難計画）を作成するよう働きかける。その際、医療ケアが必要な人たちへの配慮についても留意する。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかけるとともに、市町村の取組を支援する。

市町村は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、関係機関と連携のうえ、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所の整備

市町村は、指定緊急避難場所の指定を進めるとともに、住民に周知徹底を行う。指定緊急避難場所の指定にあたっては、地震に伴う津波や火災等に対し安全な構造を有する施設又は災害発生時に危険を及ぼすおそれのない場所を指定する。

また、災害時に施設の開放等を行えるよう、管理体制について事前に具体的な調整を図る。

構成府県は、管内市町村が進める指定緊急避難場所の整備について、必要な支援を行う。

エ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。また、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努める。なお、指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。

- ・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること
- ・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること
- ・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと
- ・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。

また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。

さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所内の空間配置図やレイアウト図等の施設の利用計画を含む運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。

構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。

⑦ 医療提供体制の整備

ア 救急医療提供体制の整備

構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備に努める。また、

被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

広域連合及び構成府県は、被災地において、DMAT 活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。

広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。

広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

イ 医療機関における災害対応体制の整備

構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。

また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。

⑧ 保健医療福祉活動体制の整備

ア 保健医療福祉調整本部体制の整備

構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。

また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）やDWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース、保健師等チームの構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。

イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備

構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による支援チームの整備に努めるとともに、訓練や研修、会議の開催等により、人材育成と資質の維持向上を図る。

⑨ 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、保健医療・福祉等の関係機関・団体と連携し、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなど、要配慮者の避難支援対策を推進する。

さらに、構成団体・連携県及び市町村は、国と連携して、避難元・避難先の

自治体間の情報連携の円滑な運用・強化を図る。

ア 公営住宅等の空き室状況の把握

構成団体は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できる仕組みを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR住宅）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握する仕組みを整備するとともに、構成団体が調査した公営住宅等の空き状況をとりまとめることができるよう構成団体と調整する。

イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成団体と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、各府県の宅建協会や不動産協会各府県本部等と締結した「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、必要な情報共有や協議を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難支援

構成団体は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。

エ 在宅避難等の推進

構成団体・連携県及び市町村は、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を推進するとともに、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の親戚・知人宅、避難所、ホテル・旅館等への避難等を促す方策も推進する。

オ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理

構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

広域連合は、構成団体の取り組み状況を把握し、広域連合内での情報共有に努める。

⑩ 帰宅困難者支援体制の整備

大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブルが発生する可能性がある。

広域連合では、これらのトラブルを未然に防ぐため、構成団体及び連携県と連携して、一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保、帰宅支援、帰宅困難者等への情報提供等の体制整備に努める。

ア 一斉帰宅の抑制

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、災害時における一斉帰宅の抑制などの周知・呼びかけを行うとともに、企業等が発災時間帯別で取るべき行動、施設内待機等を盛り込んだ計画策定や、施設内待機のための備蓄整備等が進むよう働きかける。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

イ ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保

市町村は、「駅前滞留者対策協議会」を設置・運営し、ターミナル駅周辺等の混乱防止に向けた取組を推進するとともに、一時退避場所及び一時滞在施設の確保に努める。

ウ 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、分散帰宅の基本原則の周知・普及、情報連絡体制の整備に努める。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

エ 帰宅支援

広域連合は、広域的に営業するチェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、発災時、徒歩帰宅者にステーションの開設状況を周知する。

構成団体は、徒歩帰宅ルートの沿道自治体及び事業所と連携し、当該道路を活用した徒歩帰宅訓練を実施する。

オ 帰宅困難者等への情報提供

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対する的確に情報提供が行えるよう、情報提供体制の構築に努める。

また、構成団体は、防災部門にとどまらず、観光部門、国際部門と連携し、訪日外国人を含む観光客への支援体制を構築する。

【参考】関西広域連合 帰宅困難者NAVI（ナビ）

令和元年9月に策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を踏まえ、大規模災害発災時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートや沿道の災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者NAVI（ナビ）」を作成し、利用促進に向けた周知を行う。詳細は下記URLを参照。

URL : <https://kansai-kitaku.jp/>



ポータルサイト(検索画面)

⑪ 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、発災後に、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できる被災者台帳機能を持ったIT支援システムを活用するなど、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査担当者の育成や応援の受入体制の構築や

迅速な被害認定調査のためのリモート判定の仕組み等の整備に努める。

また、家屋等の被害の程度を調査する際は、必要に応じ、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定結果等の活用を図るなど、適切な手法により実施する。

構成府県は、発災時に家屋被害認定調査を迅速に行えるよう研修機会の拡充を図る。また、担当者の名簿登録、他府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

広域連合は、構成府県が行う研修機会の拡充等を支援する。

⑫ 災害廃棄物処理対策

構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第 252 条の 14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。

市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。

加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 訓練・研修の実施

① 広域応援訓練等の実施

広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広域応援訓練（実動・図上）等を実施する。

○ 訓練の内容

広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、構成団体の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練、広域避難を想定した実践型の防災訓練、国の応急対策職員派遣制度を活用した訓練等

【先行事例】新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施（堺市）

堺市と大阪府の合同により、令和2年7月22日、元堺市立原山ひかり小学校において、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人避難所・避難生活学会、人と防災未来センターの協力のもと、市町村が感染症対策を行った避難所開設・運営を行えるように、他の市町村が見学可能な形での避難所開設・運営訓練を実施した。

3密を避けるため、参加者は4班に分かれ、①避難者受付及び体育館レイアウト訓練、②避難スペース確保及び別室レイアウト訓練、③消毒等衛生用品使用訓練、④資器材使用訓練の4ブースをローテーションする形で見学会を行った。



② 防災分野の人材育成

広域連合は、災害対応及び被災地支援における構成府県・連携県の防災担当職員の災害対応能力の向上と必要な人材の確保を図るため、府県及び市町村職員に対する専門的な研修を行う他、構成団体主催の研修や人と防災未来センター（所在地：神戸市）等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

なお、研修においては専門家の知見を活用することとする。

ア 広域連合共通研修の実施

構成団体防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成団体持ち回りにより共同実施する。

《実施研修》

- ・ 防災担当職員向け基礎研修
- ・ 災害救助法実務担当者研修
- ・ 家屋被害認定業務研修 等

イ 構成団体主催研修への他構成団体職員の参加

構成団体の主催研修について、可能な限り他の構成団体職員が参加できるよう配慮する。

ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。

《実施研修》

○災害対策専門研修（トップフォーラム）

- ・ 自治体の首長を対象としたコース

○災害対策専門研修（マネジメントコース）

- ・ベーシック：自治体における防災・危機管理担当部局の職員（経験年数の浅い者）向け
- ・エキスパート：自治体における防災・危機管理担当部局の職員（ベーシックコースを修了した者又はそれと同等の知識があると認められる者）向け
- ・アドバンスト：自治体における防災・危機管理担当部局の職員のうち将来も当該部局の幹部として期待される者（エキスパートコースを修了した者又はそれと同等の知識があると認められる者）向け

○災害対策専門研修（特設コース）

- ・テーマ、目的、対象者を絞ったコース（内容・期間・対象は年度により若干異なる。）

(3) 津波災害対策の推進

津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成団体は、次の対策を実施する。

① 警戒避難体制の整備

関係構成府県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定を設定・公表し、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、必要な場合に津波災害警戒区域として指定する。

津波災害警戒区域がある市町村は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所や避難経路等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に周知する。
（設定・指定の状況）

津波浸水想定の設定 （国土交通大臣への報告分）	京都府、大阪府、兵庫県（阪神、淡路、神戸、播磨地域、日本海側）、和歌山県、徳島県、三重県
津波災害警戒区域	京都府、和歌山県、徳島県

② 津波被害想定の実施

関係構成府県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の基礎とするため、南海トラフ地震及び日本海側の地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、津波災害を含む被害想定を行う。

（津波被害想定の内容）

浸水範囲、浸水深、浸水予測時間等を表示するマップの作成、暴露人口、人的被害、建物被害の予測等

③ 津波避難ビルの指定

構成府県は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビルを指定するように働きかける。

また、市町村は、民間施設等を津波の緊急避難場所として活用できるよう、管理者との協定締結等を検討する。

④ 高架鉄道駅・高速道路の活用

広域連合は、構成団体と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用す

ることについて関係事業者と協議を進める。

⑤ 地下街等・要配慮者利用施設等の避難対策

市町村地域防災計画等で名称・所在地が定められた地下街等・要配慮者利用施設の管理者等には、水防法により避難確保計画の策定・公表と避難訓練の実施が義務づけられている。

また、内閣総理大臣が指定する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策推進地域の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設等の管理者には、防災対策計画の策定と、都道府県への届出が義務づけられている。

広域連合及び構成府県は、これらの対策が円滑に講じられるよう、管内市町村とともに施設管理者等に働きかける。

⑥ 住民への津波避難の共同啓発

広域連合は、構成団体と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、働きかける。

(津波の心得)

- ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ・ 津波を絶対に見に行かない。
- ・ 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。
- ・ 避難指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ・ 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。

(4) 孤立集落対策の実施

広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間ヘリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備及び関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の実施に努めるほか、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。

※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態

(5) 地域防災力の向上

① 住民への普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。

このため、広域連合は、構成団体と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や防災士等の地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

また、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性、正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を認識し、避難行動を取るべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう、普及啓発を図る。

啓発項目	内 容
ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進（最低3日間、推奨1週間分）するとともに、日頃から家庭内において、ア）災害時の連絡方法、イ）避難場所、ウ）避難経路、エ）家族の役割分担、オ）家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ）備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。
イ 事業所での減災の取組	事業所では、ア）事業継続計画（BCP）の作成、イ）建物の耐震性の確保、ウ）転倒落下防止、エ）自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ）事業所内での備蓄、カ）地域の防災訓練への参加等を行う。
ウ 地域コミュニティでの減災の取組	「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。
エ 要配慮者の避難支援対策の普及・促進	民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも要配慮者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。
オ 情報収集手段の確保	住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
カ 住宅の耐震化	昭和56年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックでできる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
キ 室内安全対策(家具の固定等)	倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。

② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成団体と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努める。

(6) 消防団の広域応援体制の推進

総務省消防庁の「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」において、「東日本大震災における消防団の広域応援は高い評価を受けており、国、都道府県、市町村が協力し、消防団の理解を得ながら推進していくことは意義がある」とされているが、消防団員は他に生業等を有していること等から遠く離れた地域への長期間の応援出動は難しいという事情を考慮しつつ、大規模災害発生時における消防団の広域応援の推進を支援する。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

① 防災基盤施設の整備促進

ア 地震防災上重要な施設等の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において策定されている地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進するため、6次に向けた計画の策定を進めている。

構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 津波防災地域づくりの推進

構成団体は、最大クラスの津波に対して住民等の生命を守ることを最優先として、海岸保全施設等の整備、内陸部での浸水を防止する津波防護施設の整備、土地の嵩上げ、避難場所等の整備等に加え、警戒避難体制の整備、土地利用・建築制限等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の地域づくりを進める。

(防災基盤整備事業の体系)

区分	法律名	事業内容	特例措置
地震対策	地震防災対策特別措置法 (H7)	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、不特定多数者利用公的建造物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策	【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備
	南海トラフ地震防災対策特別措置法 (H14)	都道府県、市町村の「防災対策推進計画」に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 ①～④・⑥・⑦は上と同じ ⑤に加え、津波防護施設の整備 ⑧石油コンビナート等特別防災区域の公共空地	財政上、金融上の配慮
津波対策		津波避難対策特別強化地域内の市町村による「津波避難対策緊急事業計画」に基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移転促進事業 ③要配慮者利用施設の移転	【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る国庫補助率の嵩上げ 【集団移転促進事業に係る特例措置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対価を上回る部分を補助対象 ・国土利用計画法等による協議等の際の配慮 ・施設除却に地方債充当
	津波対策推進法 (H23)	都道府県、市町村による津波避難施設等の整備	財政上・税制上の措置の検討
	津波防災地域づくり法 (H23)	市町村の「津波防災地域づくり推進計画」に基づく事業 ・海岸保全施設等の整備 ・市街地整備改善の事業 ・津波避難確保施設の整備・管理 ・集団移転事業 ・地籍調査の実施 ・津波防災地域づくりのための民間活力の活用 ・都道府県又は市町村による津波防護施設の管理	【推進計画区域内の特例】 ・土地区画整理事業の申出換地の特例（津波防災住宅等建設区の創設） ・津波災害警戒区域内の津波避難施設の容積率規制の緩和 ・都道府県が集団移転促進事業計画の策定主体になることも可 新設・改良に要する経費の補助

ウ 広域防災拠点の整備促進

構成府県は、大規模広域災害時に防災拠点としての機能を発揮し、救援・救護や復旧活動等の拠点となる広域防災拠点の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

(構成府県・連携県の広域防災拠点)

※令和3年8月時点。「広域防災拠点」の定義は各構成府県・連携県により異なる。

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
福井県	福井県産業会館	屋内	3,901 m ²	福井市下六条町 103
	サンドーム福井	屋内	5,100 m ²	越前市瓜生町 5-1-1
	敦賀市きらめきみなと館	屋内	1,600 m ²	敦賀市桜町 1-1
三重県	三重県広域防災拠点 (北勢拠点)	屋内外	13,384 m ²	四日市市中村町 2281-2
	三重県広域防災拠点 (中勢拠点)	屋内外	5,658 m ²	鈴鹿市石薬師町 452
	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点)	屋内外	35,732 m ²	伊勢市朝熊町字東谷 3477-15
	三重県広域防災拠点 (伊賀拠点)	屋内外	32,282 m ²	伊賀市荒木 1856
	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀北〕拠点)	屋内外	20,086 m ²	尾鷲市光ヶ丘 28-61
	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀南〕拠点)	屋内外	12,280 m ²	熊野市久生屋町 1330-2
滋賀県	日本通運(株)大津支店 大津1号倉庫	屋内	3,069 m ²	大津市中庄 2-1-73
	中山倉庫(株)瀬田14号	屋内	6,350 m ²	大津市栗林町 3-1
	(株)草津倉庫大津営業所 A号、B号倉庫	屋内	17,113 m ²	大津市松が丘 7-1-1
	(株)ダイコーロジサービス 第2倉庫	屋内	6,861 m ²	草津市笠山 4-1-18
	浅野運輸倉庫(株) 第6号倉庫、第7号倉庫	屋内	23,913 m ²	栗東市高野 588
	一柳運送(株) 堂山営業所栗東第二倉庫	屋内	6,554 m ²	栗東市六地藏 223-1
	(株)草津倉庫名神営業所 6号倉庫、7号倉庫(定温)	屋内	3,986 m ²	栗東市六地藏 234-8
	センコー(株) 守山PDセンター 2号倉庫、3号倉庫	屋内	27,417 m ²	守山市吉身町 5-6-7
	鴻池運輸(株) 滋賀物流センター	屋内	10,180 m ²	野洲市大篠原 1601-1
	甲西陸運(株) 甲陸配送倉庫B倉庫	屋内	3,448 m ²	湖南市柑子袋 279

	甲西陸運（株） 甲陸湖南物流センターA倉庫	屋内	3,300 m ²	湖南省小砂町4-3
	日本通運（株） 大津支店甲賀2号倉庫	屋内	3,966 m ²	湖南省三雲136-1
	（株）泉倉庫A棟	屋内	2,508 m ²	甲賀市水口町泉1150-1
	湖東物流（株） 湖東物流センターD倉庫	屋内	5,380 m ²	東近江市五個荘川並町1100
	大沢運送（株）滋賀支店 第一倉庫、第二倉庫、 第三倉庫	屋内	3,407 m ²	東近江市池庄町1111-1
	大沢運送（株） 新滋賀物流第四倉庫	屋内	2,331 m ²	東近江市池庄町2145
	アヤハ運輸倉庫（株）湖東倉庫	屋内	2,000 m ²	東近江市小田苅町2004
	（株）中央倉庫湖東PDセン ターA号倉庫、B号倉庫、 C号倉庫、D号倉庫	屋内	18,879 m ²	蒲生郡日野町大谷480-1
	日本通運（株）彦根3号倉庫	屋内	1,374 m ²	犬上郡多賀町中川原453-3
	濃飛倉庫運輸（株） 彦根1号、彦根2号	屋内	1,238 m ²	彦根市地蔵町148
	滋賀近交運輸倉庫（株） 柏原倉庫	屋内	9,286 m ²	米原市柏原4045
	滋賀近交運輸倉庫（株） 長浜第3倉庫	屋内	16,642 m ²	長浜市山階町138
	日本通運（株）長浜1号倉庫	屋内	1,320 m ²	長浜市山階町253-1
	高島倉庫（株）安曇川事業所	屋内	998 m ²	高島市安曇川五番領151-1
京都府	丹波自然運動公園		532,000 m ²	京都府船井郡京丹波町字曾根小字崩下代110-7
	山城総合運動公園		923,000 m ²	京都府宇治市広野町八軒屋谷1
	京都舞鶴港		484,000 m ²	京都府舞鶴市字喜多1105-1
	京都御苑		650,000 m ²	京都市上京区京都御苑
	京都パルスプラザ （京都府総合見本市会館）			京都市伏見区竹田鳥羽殿町5
大阪府	大阪府北部広域防災拠点	屋内外		吹田市千里万博公園5-5
	大阪府中部広域防災拠点	屋内外		八尾市空港1-209-7

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
大阪府	大阪府南部広域防災拠点	屋内外		泉南市りんくう南浜2-14
兵庫県	三木総合防災公園	屋内外	33.5ha	三木市志染町御坂1-19
	西播磨広域防災拠点	屋内外	7.0ha	赤穂郡上郡町光都3-2-9
	但馬広域防災拠点	屋内外	5.2ha	豊岡市岩井字湯舟1492-3
	淡路広域防災拠点	屋内外	2.9ha	南あわじ市広田広田1473-12
	丹波広域防災拠点 (※受入拠点は丹波の森公苑)	屋内		丹波市柏原町柏原688
	阪神南広域防災拠点	屋内外	6.1ha	西宮市甲子園浜3
奈良県	県営競輪場	屋内外	6.7ha	奈良市秋篠町98
	第二浄化センター	屋内外	38.8ha	北葛城郡広陵町萱野460
	吉野川浄化センター	屋内外	12.7ha	五條市二見5丁目1314
	奈良県消防学校	屋内外	10,327 m ²	宇陀市榛原下井足17-2
和歌山県	和歌山ビッグホエール	屋内外	52,214 m ²	和歌山市手平2丁目1-1
	田辺スポーツパーク	屋内外	308,000 m ²	田辺市上の山一丁目23-1
	新宮市民運動競技場	屋内外	51,000 m ²	新宮市佐野1501番地
	橋本市運動公園	屋内外	283,000 m ²	橋本市北馬場455番地
徳島県	徳島県立防災センター	屋内外	20,000 m ²	板野郡北島町鯛浜字大西165
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	屋内外	200,000 m ²	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地
	まぜのおか南部防災館	屋内外	34,000 m ²	海陽町浅川字西福良43
	阿波市交流防災拠点施設	屋内	15,000 m ²	阿波市市場町古田
	南部健康運動公園 (屋内多目的練習場)	屋内	1,630 m ²	阿南市桑野町桑野谷
	西部健康防災公園 (西部防災館別館)	屋内	1,630 m ²	美馬市美馬町字中島

(構成府県・連携県の「防災道の駅」について)

1 「防災道の駅」制度とは

都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅について、「防災道の駅」として選定し、国が防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を実施する制度のこと

2 「防災道の駅」の選定要件について

(1) 都道府県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）

及び新広域道路交通計画（国土交通省と都道府県で策定中）に広域的な防災拠点として位置づけられていること

※ ハザードエリアに存する場合は、適切な対応が講じられていること

(2) 災害時に求められる機能に応じて以下に示す施設、体制が整っていること

① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること

② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500 m²以上の駐車場を備えていること

③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まったBCP（業務継続計画）が策定されていること

(3) (2)が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること

3 構成府県・連携県の「防災道の駅」の選定箇所

県名	市町村	道の駅名
三重県	志摩市	伊勢志摩
三重県	津市	津かわげ
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷
福井県	高浜町	シーサイド高浜
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら
滋賀県	大津市	妹子の郷
京都府	京丹波町	京丹波味夢の里
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば
奈良県	奈良市	(仮称) 中町
奈良県	下北山村	きなりの郷山北山 (仮称)
和歌山県	すさみ町	すさみ
和歌山県	海南市	海南サクアス
鳥取県	北栄町	ほうじょう
徳島県	板野町	いたの
徳島県	つるぎ町	貞光ゆうゆう館



図1 「防災道の駅」中部ブロック (出典: R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料)



図2 「防災道の駅」近畿ブロック（出典：R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料）



図3 「防災道の駅」四国ブロック（出典：R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料）

② 防災関連情報の一元化

広域連合は、関係機関や防災情報提供事業者等と連携して、管内の気象、ライフライン、道路情報、避難指示発表状況、被害状況等の防災関連情報を一元化し、構成団体と情報共有を図る。

また、広域連合及び構成団体は、災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムの構築に努める。

③ 事業者等への対策促進

広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行う高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等）の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。

④ 業務継続のためのバックアップ体制の整備促進

ア 業務継続計画の策定・運用促進と重要施設への事前対策

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害発生時でも主要な業務の継続を確保するため、自らの業務継続計画の策定、改善を進める。また、災害対応の拠点となる施設や重要施設の耐震対策、停電対策を推進する。

さらに、構成府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

【先行事例】避難所における停電対策（堺市）

地震や風水害その他の災害が発生し、停電により避難所において電力供給が必要となった際に、ハイブリッド車等の貸出しにより電力の供給を受けるとともに、平時から市が主催する訓練等で防災啓発活動を実施するため、令和2年8月26日に、堺市は大阪地区トヨタ各社（堺市に販売拠点を置く大阪トヨタ自動車株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタ南海グループ（トヨタカローラ南海株式会社、ネットトヨタ南海株式会社））と「地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定」を締結した。

なお、同協定の締結に先立ち令和元年12月に、市職員を対象とした避難所運営訓練に大阪トヨタ自動車株式会社が参加し、ハイブリッド車等の活用方法について情報共有を行った。



イ 基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成団体と連携して事業継続上、重要なシステムやデータが災害により被害を受けないように、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

⑤ 事前防災対策等の推進

近年災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、ハード・ソフトの両方の観点から、企業や住民など様々な主体と一体になって、事前防災対策についてより一層の検討を進める必要がある。

また、広域連合は、巨大災害時に発生するおそれがある長期・広域の停電などに対応するため、電気事業者と連携し、広域的な復旧や電力の融通等について、検討する必要がある。

⑥ 事前の復興計画の策定促進

被災後は、速やかな復興が課題となるが、復興には、まちづくりのノウハウや住民の合意形成などを必要とする事前復興まちづくり計画の策定など、莫大な作業が必要となる。復興まちづくりを早期かつ的確に行うためには、大規模災害への備えとして、事前に被災後の復興まちづくりの取組を進めておくことが必要である。

Ⅲ 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体を実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

なお、南海トラフ地震の関係では、東海地震、東南海地震、南海地震の時間差発生の可能性もあることに留意して柔軟な対応をとることとする。

この章では、原則、関西圏域内が被災した場合の対応手順を記載することとし、関西圏域内が被災した場合の手順と関西圏域外が被災した場合の手順が異なる場合は、【圏域外で災害発生の場合】として圏域外での対応手順を明記することとする。

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初動期 (概ね3日間)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 人命救助・救急医療の実施 保健医療活動の実施 避難者対策の実施（要配慮者への支援を含む） 物資・燃料等の緊急輸送 道路等公共施設の緊急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制の確立 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 応援・受援体制の確立 救援物資の需給調整 応援要員の派遣・受入調整 広域避難の受入調整 ボランティアの活動促進 帰宅困難者への支援 広域的な災害廃棄物処理の調整
応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の供給 被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等) 生活衛生対策の実施 広域避難の実施 道路等公共土木施設の応急復旧 ライフラインの応急復旧 災害廃棄物の処理 遺体の安置、葬送 災害ボランティアの受入 被災者の生活支援 被災者のこころのケアの実施 学校の教育機能の回復 応急仮設住宅の整備・確保 応援・受援の総合調整（マネジメント） 海外からの支援の受入 	
	*避難が長期間に渡る場合も想定すること	

復旧・復興期 (仮設住宅期)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・恒久住宅への移行支援 ・生活再建支援 ・経済・雇用再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興戦略の策定 ・被災自治体の復興業務への支援
-------------------	--	---

【先行事例】実践的な災害対応の手引き『活かす』の作成（兵庫県）

兵庫県では、阪神・淡路大震災 25 年を機に、その後の災害への支援から得た経験と教訓も踏まえ、地方自治体の災害対策関係者が、これらの経験と教訓を実際の災害応急対応や復旧・復興の取組みに活かしてもらえるよう実践的な手引書『活かす』を令和 3 年 7 月に作成した。

本書は「災害対応のタイムライン形式での明示」「災害応急対策、復旧・復興対策で対応すべき課題の項目別の整理」「事前の備え、制度の概要等関連情報の紹介」などを特徴としている。

また、「資料編」として、本書に掲載された事業の概要や、震災からの復興過程で兵庫県が取り組んだ主な事業の概要や実績など約 850 項目を DVD に収録している。



1 初動シナリオ

災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成団体及び連携県による緊急派遣チームの派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

<初動対応手順>

〔緊急地震速報〕

発 災

(対策準備室の設置)

※圏域：構成府県及び連携県の区域

- ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測
- ・圏域内で大津波警報が発表
- ・圏域内の府県で災害対策本部が設置
- ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測
- ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測

情報収集体制の確立

- ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集
- ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集
- ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認

構成団体・連携県間で情報共有

緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】

- <圏域内>
- ・震度6弱以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難
- <圏域外>
- ・震度6強以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難

必要に応じて現地支援本部に移行

応援・受援体制の確立

支援体制の確立

- ・被災団体から応援要請があった場合
- ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

災害対策（支援）本部の設置【事務局：広域防災局】

- ・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合

現地支援本部、現地連絡所の設置

- ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携
- ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動

政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣

情報共有・連携体制

構成団体及び連携県の応援・受援体制の確立

- ・応援体制（応援団体）、受援体制（受援団体）を確立
- ・災害対策（支援）本部へ連絡要員を派遣

(1) 情報収集体制の確立

広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。

また、広域連合及び構成団体は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の部隊の活動状況及び当該部隊が独自に入手した被災状況、国の出先機関等が把握している道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況等について、それぞれの機関と密に連携しながら、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。

- ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合
- ② 圏域内で大津波警報が発表された場合
- ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。

広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。

また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知事会等と連絡を密にするとともに、DMAT、DPAT、DWAT等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。

(各組織の広域応援の情報連絡体制の概要)

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度等の名称	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
情報収集連絡組織	情報収集共有体制	災害対策都道府県連絡本部	指定都市市長会中央連絡本部 ※準備体制の前の警戒体制あり
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・それに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された地震 ・大雨特別警報が発表された場合 ・それらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・それに相当する災害が発生したと考えられる場合
情報収集連絡の内容	応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有 ※関係省庁：内閣府、消防庁 ※関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会 ※関係機関：関係省庁、関係団体、地方公共団体 ※関係都道府県：被災地域ブロック幹事都道府県、被災都道府県	被災県、被災ブロックの幹事県、国等の関係団体から被災情報等の収集、広域応援に係る調整	行動計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整

(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時は、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で震度6強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時は、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

広域連合、構成団体及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。

① 災害対策本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長並びに各構成団体の長を本部員とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときは、副本部長が本部長を代理する。

また、広域防災担当委員の所属する構成団体が甚大な被害を受け、広域防災局の応援・受援調整業務を遂行することができない場合には、広域防災担当委員は他の広域連合委員の所属する団体に応援・受援調整業務の代行を依頼することができる。

ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかにTV会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、次のaからeまでの事項について協議する。

また、オブザーバーとして連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部と連携を図るとともに、必要に応じて、学識者等から助言を得る。

- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- e その他協議が必要な事項

イ 災害対策（支援）調整会議の開催

具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。

その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。

なお、会議は、TV 会議システムを積極的に活用する。

ウ 災害対策本部事務局

災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。

構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に關係職員を派遣する。

ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

【圏域外で災害発生の場合】

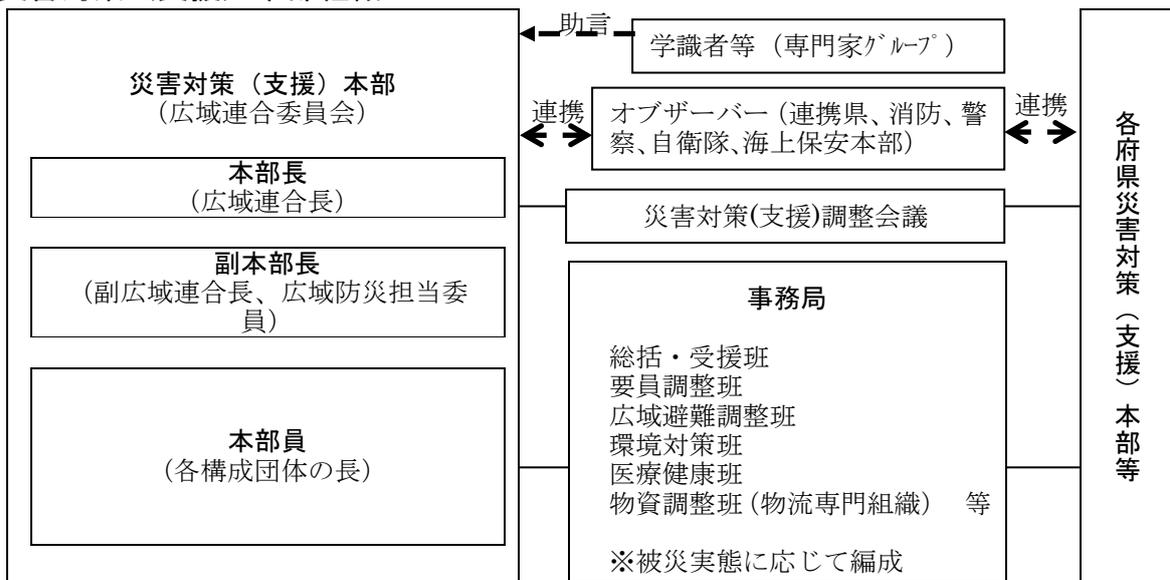
広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。

災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。

エ 複合災害発生時の体制

大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において災害間の要員・資機材の投入配分や応援要請などについてあらかじめ想定して、総合的に調整を行う。

○災害対策（支援）本部組織



② 応援体制の確立

広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体（以下「応援団体」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。

また、広域連合及び応援団体は、被災府県による応援職員の活動環境の整備が円滑に行えるよう、必要に応じて、宿泊場所の確保等の支援を行う。

ア 応援方式

被災団体に応援団体を割り当てるカウンターパート方式による応援方式（具体的な内容・手順については「関西広域応援・受援実施要綱」参照）をとる。ただし、応援団体の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援団体と調整の上、応援先を調整する。

イ 現地支援本部・現地連絡所の設置

広域連合及び応援団体は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

設設置場所については、原則として被災団体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。

なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。

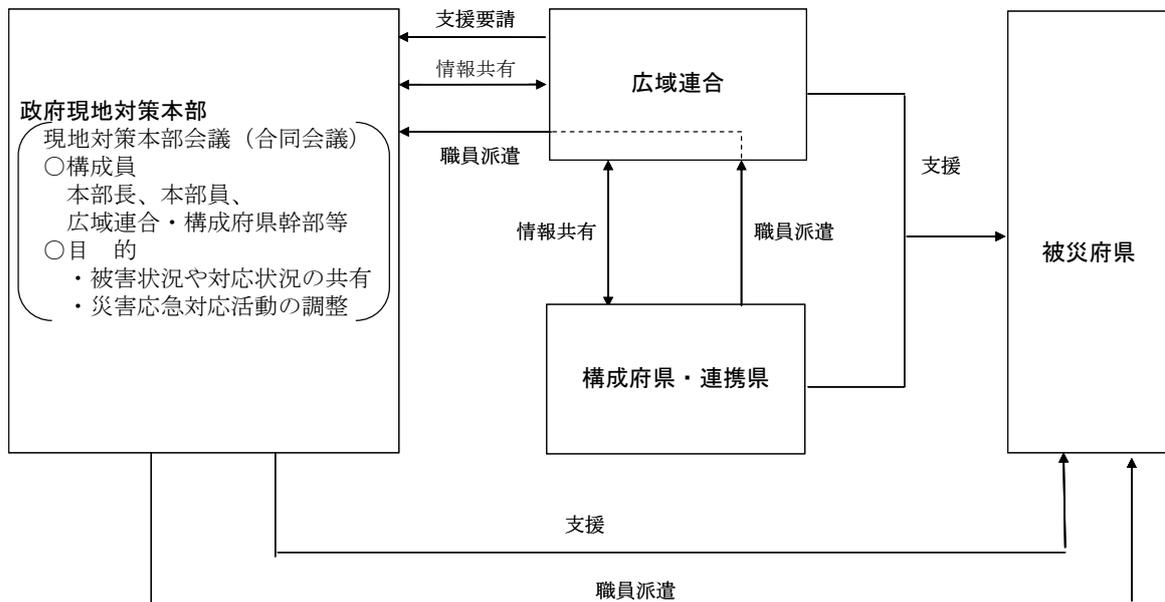
ウ 政府現地対策本部への職員派遣

南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

<政府現地対策本部との連携>



エ 0次拠点の設置

広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災団体の被害状況を確認し、必要に応じて0次拠点を設置する。

なお、0次拠点の運用については、「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」等に基づく。

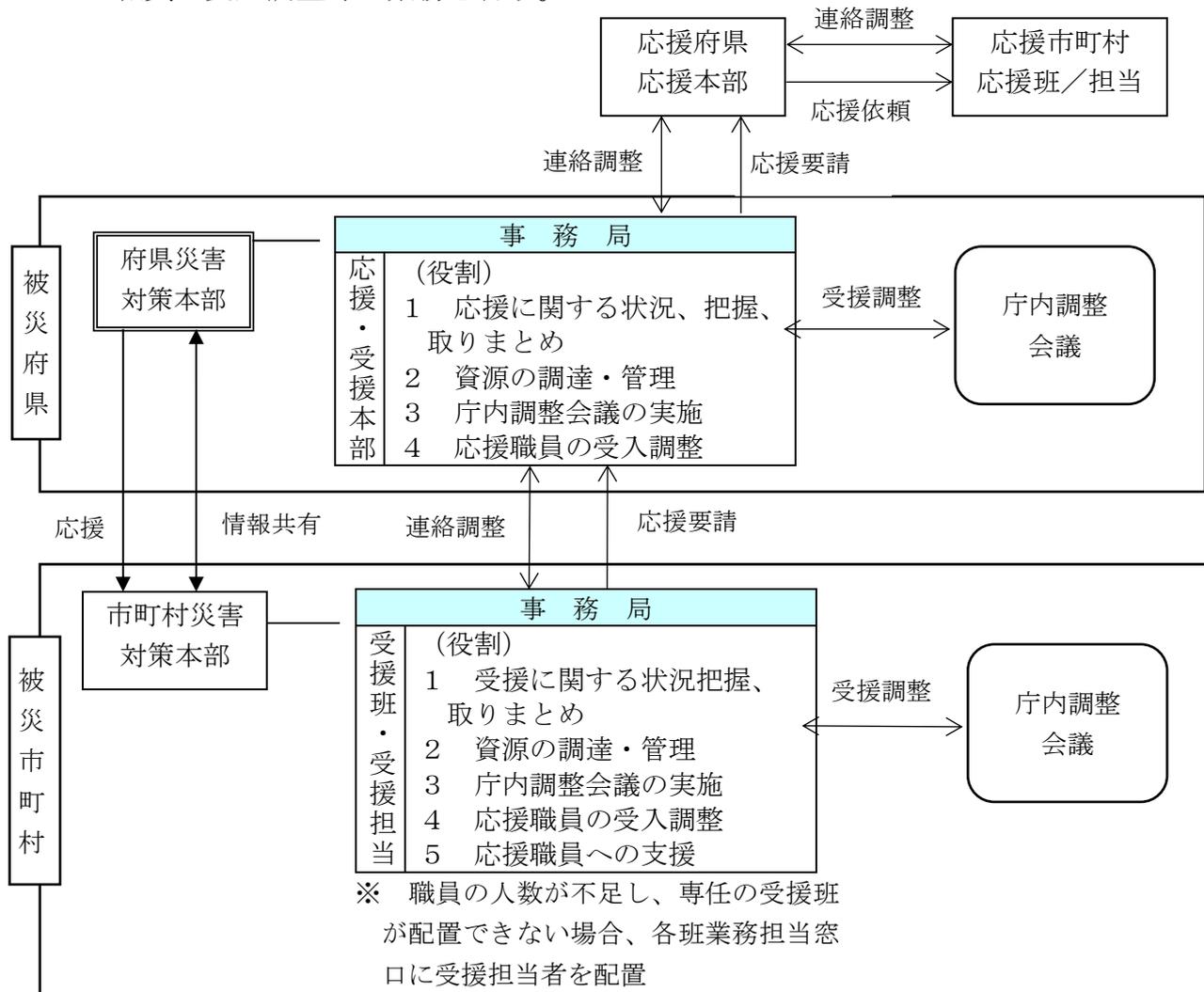
③ 受援体制の確立

被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県市（以下「受援団体」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被災府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。

<受援体制>

円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の業務を行う。



(被災府県の受援業務)

区 分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の要請 ・ 応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による資源の調達・管理 ・ 応援に関する状況把握 等
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消火部隊受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設 ・ 通行不能の緊急輸送ルート of 代替ルート選定（陸上ルートが通行不能な場合の航空ルート、海上ルートの確保） ・ 部隊への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 重機類及び救援資材の確保 ・ 必要に応じて活動拠点等への誘導 等
重症患者広域搬送、医療・保健・介護・福祉支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療支援を行うDMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、災害支援ナース、救護班等の保健医療活動チームの活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等） ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ 介護・福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT等）等の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等） 等
救援物資受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のプッシュ型支援・救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 協定を締結している運送業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請 ・ 被災市町村の物資受入拠点を確認 ・ 被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ（必要に応じ、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握） ・ 緊急輸送道路の被害情報の提供 ・ 通行不能の緊急輸送道路の代替ルートの情報提供 ・ 陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整 ・ 被災市町村等と密に連絡をとり合い、物資が末端まで届いているか確認 等

区 分	主な受援業務
避難所運営支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営支援の受入調整
広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災市町村と調整のうえ被災者に周知 ・必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・要援護者の広域避難の調整 等
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ボランティアコーディネーターの確保 ・スコープ等のボランティア用資機材の確保 ・ボランティアを大量に搬送するバス等の確保 等

(被災市町村の受援業務)

区 分	主な受援業務
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・応援の要請 ・受援班／受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・応援・受援管理帳票による適切な資源管理 ・受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整 等
他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> ・人的応援について被災府県へ要請 ・感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 ・長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要な数を要請 ・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消火部隊、医療・保健・介護・福祉支援の受入、重症患者搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・応援部隊の応援要員の受入調整 ・応援部隊の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・被災府県保健医療福祉調整本部と連携した保健医療活動の調整 ・保健・医療・福祉支援を行うDMAT、DPAT、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT、災害支援ナース等の現地活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整） 等
被災者支援業務にかかる応援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害認定業務、罹災証明書交付、災害援護資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受入 ・要配慮者の安否確認。福祉避難所の開設 等

区 分	主な受援業務
広域避難	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受入を要請 ・被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保 等
避難所運営・救援物資にかかる応援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請 ・避難所への支援者を受入れるための窓口の設置 ・避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入 ・救援物資受入拠点の開設・運営 ・通行可能な緊急輸送ルート確保及びその情報提供 ・物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等
ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等

(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震が突発的に発生した場合の対策に万全を期す必要があるが、南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象が発生した場合の対応は以下のとおりである。

① 気象庁による情報発表

南海トラフ沿いでM6.8 程度以上の地震が発生する等の異常な現象が観測された場合、最短約 30 分後に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

その後、気象庁に開設した南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえて、最短約 2 時間後に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の情報が発表される。

② 防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）から、南海トラフ地震防災対策推進地域（関西圏域では、福井県と鳥取県を除く 8 府県）を有する都道府県知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対する警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があったときは、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の国民に対して、後発地震に対する注意措置をとるべき旨の呼びかけが行われる。

南海トラフ地震防災対策推進地域を有する構成団体は、気象庁から発表された情報に応じ、国の指示等を踏まえて求められる対応をとる。

広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共

有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。

なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成 28 年 3 月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を参照されたい（令和 2 年 11 月に最終改訂）。

発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべり
求められる 対応	巨大地震警戒対応 (一週間) ・事前避難対象地域(※)の住民は避難 ・高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難 ・日頃からの地震への備えを再確認する (一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。)	巨大地震注意対応 (一週間) ・日頃からの地震への備えを再確認する ・必要に応じて自主的に避難 等	巨大地震注意対応 (すべりが収まったと評価されるまで) ・日頃からの地震への備えを再確認する 等
広域連合の 対応	・後発地震に備えた広域応援・受援体制の構築 ・事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援 ・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ

※ 事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する「高齢者等事前避難対象地域」と、健常者も含む地域の全ての住民が避難を要する「住民事前避難対象地域」に分類される。

出典：「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和 7 年 8 月改訂）」内閣府

③ 巨大地震警戒対応における避難方法

最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「高齢者等避難」を、住民事前避難対象地域には「避難指示」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。

事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。

【参考】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）における防災対応のイメージ

経過時間	気象庁	国	防災対策推進地域 管轄府県・ 防災対策推進地域 指定市町村	関西広域連合
南海トラフでM8クラスの地震が発生				
数分～ 5分程度 (最短)	大津波警報等	緊急災害対策本部 の設置	災害対策本部の設 置	対策準備室の設置 情報収集体制の確 立
約30分後 (最短)	南海トラフ地震臨 時情報(調査中)の 発表			
1時間～ 2時間後	評価検討会開催			
2時間後 (最短)	南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震警 戒)発表	後発地震に対する 警戒措置の指示	【警戒措置の実施】 ・事前避難対象地域 の住民の避難 ・日頃からの地震の 備えの再確認 ・情報収集・連絡体 制の確認・施設・ 設備等の点検	・後発地震に備えた 広域応援・受援体 制の構築 ・事前避難対象地域 に該当し、避難所 等を開設した府 県からの要請に 基づく支援 ・府県民に対し、家 具の固定、避難場 所・避難経路の確 認、家庭での備蓄 の確認など今後 の備えについて 呼びかけ
一週間後		警戒措置の解除及 び引き続き措置を とるべき旨を呼び かけ	【注意措置の実施】 ・日頃からの地震の 備えの再確認 ・情報収集・連絡体 制の確認・施設・ 設備等の点検	・府県民に対し、家 具の固定、避難場 所・避難経路の確 認、家庭での備蓄 の確認など今後 の備えについて 呼びかけ

④ 臨時情報発表時にとるべき対応の検討と共有

構成団体・連携県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応が、津波の到達時間、津波浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった地域の状況等によって異なることを踏まえ、具体的な行動を各主体の実情に応じて自ら検討し、事前に決めておくものとする。

広域連合は、臨時情報発表時にとるべき対応のうち、構成団体・連携県間で共

有すべき行動制限等の項目について、事前に整理する。

初動期オペレーションマップ（１）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目		被災市町村	被災府県
1 情報の収集と共有	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集） ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請） ○府県災害対策本部への被害状況の伝達 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇職員派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集） ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○ヘリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与） ○広域連合・応援府県、国（消防庁）への被災情報の伝達 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇職員派遣要請 ◇情報収集用ヘリの派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）
2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動	避難指示等の発令・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導（地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供） ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
	大規模火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による消火活動 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内消防機関への出動要請 ○消防防災ヘリの運用 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇緊急消防援助隊の出動要請 ◇ヘリの出動要請
3 人命救助の実施	関係機関による活動	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関による人命救助・救急活動 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警察への救助等の協力要請 ◇府県災害対策本部への要請（自衛隊派遣、消防機関の応援） <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援チームの受入（滞り場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察による救助、救急、捜索活動 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞り場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）
	海外応援チームの受入（含医療チーム）	<p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆チームの受入調整（被災府県との調整） ◆チームの受入（滞り場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆チームとの調整（ミーティングの開催） 	<p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆チームの受入（滞り場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆通訳ボランティアの派遣 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集（マスメディア、被災府県等からの情報収集） ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 ○被災府県への職員派遣（緊急派遣チーム）、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 ○通信手段確保の支援（衛星携帯電話等の貸与、国・事業者への要請） 〔広域連合〕 ○構成府県・連携県への被災情報の伝達 ○カウンターパート府県の割当・伝達 ○国の動き（現地本部の設置等）についての情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 〔国・地方機関〕 ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣 〔総務省・総合通信局〕 ○総務省の通信機器（MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話）の貸し出し ○通信機器確保についての事業者への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集活動（自衛隊先遣隊派遣、ヘリの活用等） ○被災府県等への要員派遣
<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報のとりまとめ ○支援情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○活動状況の発信
<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動 		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の出動 ○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣
<ul style="list-style-type: none"> 〔広域連合〕 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○実動機関からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊（警察）の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送等の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○通訳ボランティアの派遣 ○被災府県、外務省との調整 		<ul style="list-style-type: none"> 〔外務省〕 ○支援国との調整、受入計画の策定 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 	

項目	被災市町村	被災府県
4 医療活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇市町村災害対策本部への保健医療にかかるマネジメント支援の要請 【受援業務】 ◆保健医療活動チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆保健医療活動チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療活動の総合調整（保健医療調整本部の設置） ○公的医療機関（災害拠点病院含む。）の医療活動 ○被災地域外の継続的な医療提供体制の確立 ○保健医療活動チームの被災地域への派遣 ○被災医療機関への人的・物的支援（病院避難含む。） ○継続的な医療的ケアが必要な患者（透析患者、在宅難病患者、慢性疾患患者等）の把握・支援 ○医療用水の優先確保 ○医薬品・医療資機材の確保・供給 ○市町村の保健医療にかかるマネジメント支援 【広域応援要請】 ◇DMAT、ドクターヘリ、保健医療活動チーム等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要配慮者等の広域受入要請 【受援業務】 ◆保健医療活動チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆保健医療活動チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆保健医療活動チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催）
5 避難者対策の実施 （要配慮者への支援を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○要配慮者の適切な避難の実施（避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等） ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○家庭動物保護への配慮 ○避難所の民間への委託又は自主運営の働きかけ 【応援要請】 ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇要配慮者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○避難行動要支援者の受入調整（受入施設の確保等） ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○家庭動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請（要配慮者を含む） ◇広域避難者の移送手段の要請（移動用バス、自衛隊・海上保安庁のヘリ・船舶等） 【受援業務】 ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当（要配慮者を含む） ◆広域避難者の移送手段の調整（要配慮者を含む）

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○ドクターヘリ、保健医療活動チーム等の派遣 ○傷病者、入院患者、要配慮者等の受入（管内市町村への要請を含む） <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 ○国（厚生労働省）、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援 <p>（注）「広域医療」事務に参加していない構成府県は、直接厚生労働省の枠組の中で応援を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく保健医療活動チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要配慮者等の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の医療センター等の医療活動 <p>[厚生労働省・地方厚生局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○DMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整 <p>[国土交通省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○広域避難受入調整（施設の確保、移送手段の支援（要配慮者を含む）） ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整（要配慮者を含む） ○陸路輸送が困難な場合、海運事業者、航空事業者に協力を要請 ○国土交通省地方整備局及び地方運輸局等と輸送手段等を調整 ○他都道県への応援依頼（要配慮者を含む） ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のヘリ、船舶等による移送支援の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入（要配慮者を含む） ○被災者登録システムの運用 	<p>[内閣府]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による広域避難者の移送

項目	被災市町村	被災府県
6 物資・燃料等の緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村内輸送ルート of 確保 ○物資集積・配送拠点 of 開設 ○搬送手段 of 確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 ◆市町村内輸送ルート of 確保 ◆物資集積・配送拠点 of 開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県内緊急輸送ルート of 確保 ○物資集積・配送拠点 of 開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にヘリによる緊急輸送を要請 ◇国（内閣府）に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆府県内緊急輸送ルート of 確保 ◆物資集積・配送拠点 of 開設 ◆国のプッシュ型支援及び広域連合・応援府県による救援物資の受入調整
7 道路等公共施設の緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による迂回路の設定 ○警察による交通誘導 ○警備業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への要員及び資機材の支援要請 ◇国等に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資の緊急輸送（トラック協会等への輸送要請） [広域連合] ○ 関西災害時物資供給協議会で物資支援を行うことを決定 ○ 関西災害時物資供給協議会参画企業・団体への救援物資の調達及び緊急輸送の協力依頼 ○ 0次拠点の設置 ○ 陸路輸送が困難な場合、海運事業者、航空事業者に協力を要請 ○ 国土交通省地方整備局及び地方運輸局等と輸送手段等を調整 ○ 海上保安庁へのヘリ出動要請 ○ 他都道県への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請に基づく救援物資の緊急輸送 	<ul style="list-style-type: none"> [国土交通省・地方運輸局] ○ 貨物輸送事業者、船舶運航事業者への協力要請 ○ 旅客の代替輸送、迂回輸送にかかる調整 ○ 交通機関利用者への情報提供 [内閣府、経済産業省] ○ 燃料確保について業界等への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による緊急輸送の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要員の派遣、資機材の供給（管内市町村への要請を含む） [広域連合] ○ 不足する場合の構成府県間調整 ○ 他都道県への応援要請 ○ 地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請に基づく要員の派遣、資機材の供給 	<ul style="list-style-type: none"> [国土交通省・地方整備局] ○ 通行止めなど管理道路の規制 ○ 管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○ 管理道路通行可否情報の発信 ○ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣（災害対策用ヘリコプターによる広域にわたる被災状況調査等） ○ 被災府県への応援要員の派遣及び資機材の供給にかかる都道府県への調整 ○ 管理港湾、管理空港の緊急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察による交通誘導要員の派遣 ○ 海上保安庁による海上交通確保対策の実施

(1) 被災構成団体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災構成府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援団体が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。

〔主な受援業務〕

- ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・ その他主な受援業務は p. 55 に記載

(2) 広域連合及び応援団体の対応

現地支援本部及び現地連絡所の運営において、被災府県の現地事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。

〔主な業務〕

- ・ 被災団体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握
- ・ 全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ
- ・ 有効な応援を実施するための被災団体との定期的な意見交換の場の設定
- ・ 避難所支援、救援物資などの課題別に、被災団体、全国から応援に入っている自治体と NPO との定期的な情報交換の場の設定の働きかけ
- ・ 被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整

<現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目>

ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う
- ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。
- ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的で開催するしくみを構築する。
- ・ 現地支援本部メンバーの間、現地支援本部と現地連絡所の間において情報共有の徹底を図る。
- ・ 派遣元の構成団体においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。

(ウ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。
- ・ 被災市町村と応援府県・政令市との応援調整を行う。
- ・ ①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書交付、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
- ・ 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
- ・ 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
- ・ 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 現地連絡所（市町村）への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催し、情報共有の徹底を図るとともに、現地支援本部及び他の現地連絡所との情報共有を図る。
- ・ 被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的で開催するしくみを構築する。
- ・ 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
- ・ 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。
- ・ 派遣元の構成団体及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。

(ウ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

広域連合の支援チーム派遣

被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。

【支援チームの役割】

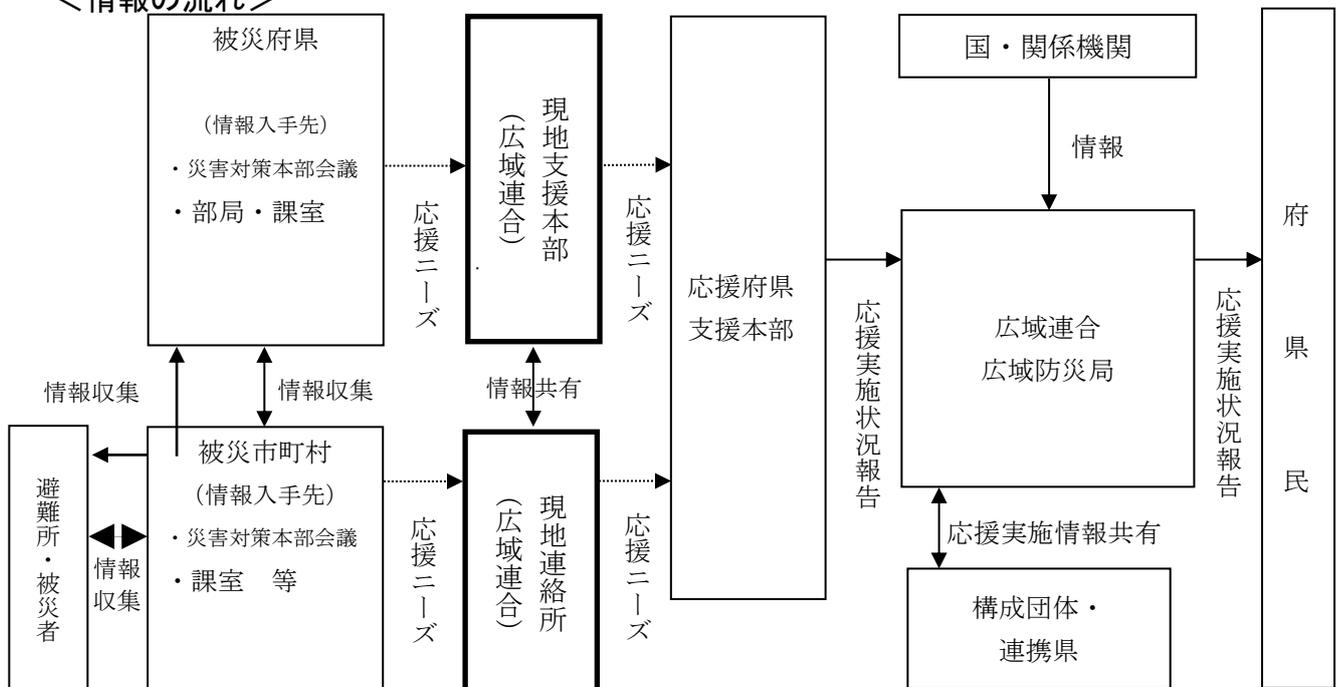
被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスを行うことを基本とする。

【支援チーム構成例】

総括、ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート）、教育支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当、人と防災未来センター 研究員 等

2-2 情報の収集・提供

<情報の流れ>



※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、TV 会議システム、SNS 等

(1) 被災構成府県の対応

被災構成府県は、広域連合・応援団体に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の提供に努める。

また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。構成府県は、災害時の市町村への職員の派遣について、あらかじめ被災状況の把握や連絡調整にかかる具体的な業務を整理しておく。

(2) 応援団体の対応

① 必要な情報収集・整理

応援団体は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部（被災府県）及び現地連絡所（被災市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部への参画、広域連合と連携した関係者ミーティングの開催等により情報収集・伝達体制を確立する。
- ・ マスメディア・インターネット・SNS 等様々な情報手段を活用して被災地の状況を情報収集

② 応援実施状況の報告

応援団体は、応援実施状況を広域連合に報告する。

(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援団体の応援実施状況を取りまとめ、構成団体及び連携県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信について支援を行う。

また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成団体及び連携県に提供し情報共有を図る。

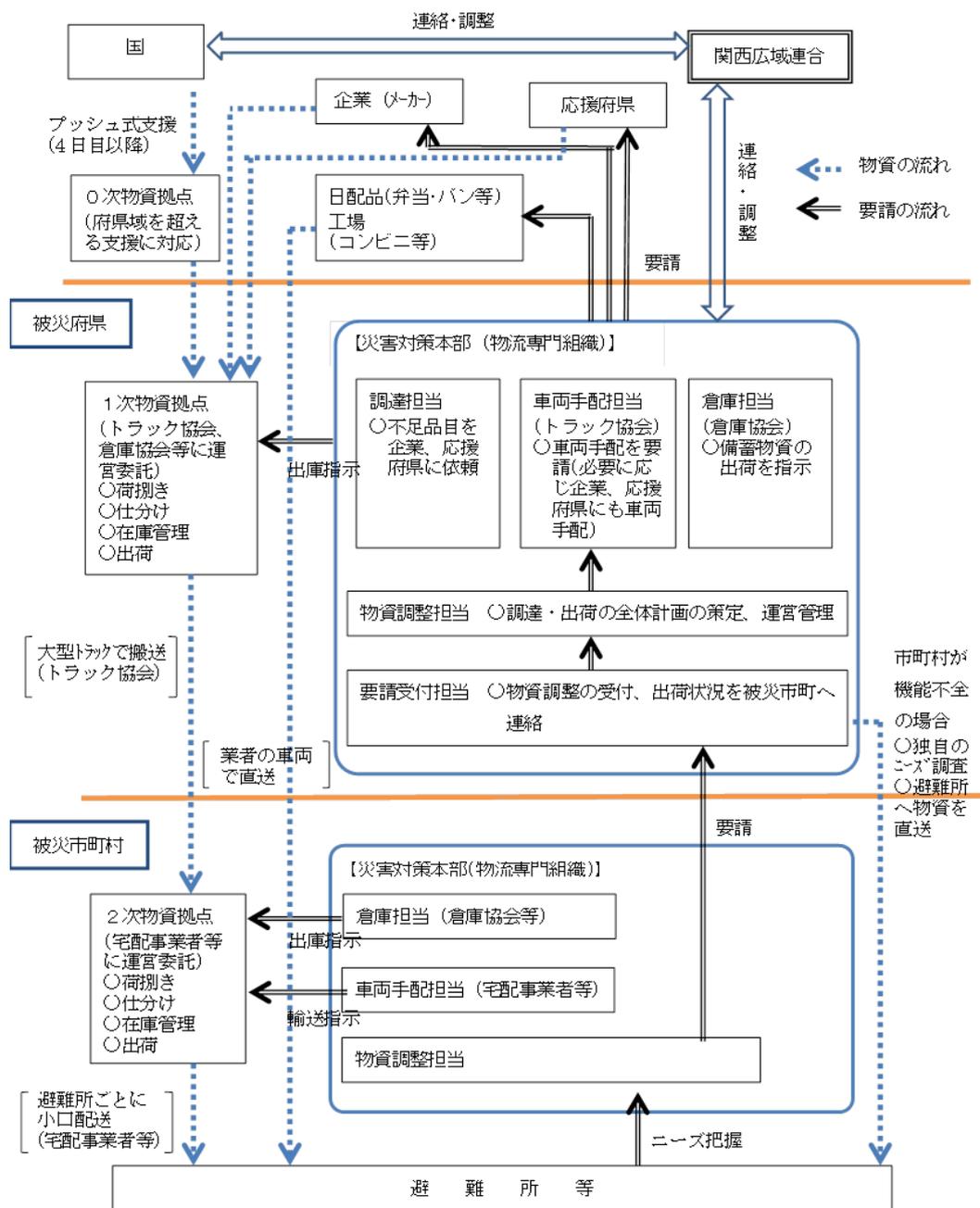
2-3 救援物資の需給調整

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状況を把握し、構成団体・連携県間の調整を行う。また、物資が迅速かつ円滑に被災者まで届くよう、運送業者、倉庫業者、製造事業者等と連携し、「緊急物資円滑供給システム」を運用する。

なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。

< 救援物資需給調整の流れ >



(1) 被災構成府県の対応

① 応援要請

被災構成府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援団体又は広域連合に応援要請を行う。

物資支援のニーズ把握にあたっては、被災市町村へ派遣した職員等を通じた情報収集を行うなど、即応的にニーズに応えるための体制を構築する。また、情報や依頼の重複を避けるため、物資支援にかかる窓口の一本化に努める。

② 被災地内輸送ルート確保

被災構成府県は、道路管理者等と調整し、自府県内の輸送ルートの確保を図る。

③ 物資集積・配送拠点の開設・運営

被災構成府県は、他府県からの物資を集積・配送するための一次物資拠点を開

設する。

また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得られるよう努める。

なお、被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災構成府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。

④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり

被災構成府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。

物資の需給調整にあたっては、避難所ごとにニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、被災者の生活支援を行う各担当部局と密接に連携し、部局横断的に調整を行う。

なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 物流専門組織の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に物流専門組織として物資調整班を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

【災害フェーズごとに必要とされる救援物資】

広域連合において調整を行う救援物資については、スフィア基準を参考に概ね下表に記載のあるものを基本とし、下表に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援団体が協議の上、物資調整を行う。

また、物資の調達にあたっては、要配慮者、女性（妊婦等）、子供（乳幼児等）にも配慮する。

時期	必要とされる物資の基本品目
緊急対応期 (概ね3日まで)	食料（ α 化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等）、毛布、育児用調製粉乳、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、段ボールベッド、消毒薬、マスク等
応急対応期 (避難所期) 【季節に応じて】	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、洗濯キット 等 防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】

区 分	物 資 例
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション
その他	ガソリン等、運送サービス

② 備蓄物資の需給調整

応援団体は、被災団体からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、応援団体が協定締結先の事業者・業界団体等に要請を行い、物資の確保・送付を行う。

広域連合は、必要に応じ被災団体と応援団体との調整を行う。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

ア 物資の融通

応援団体は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。

イ 救援物資配送システムの整備

広域連合、応援団体、被災団体は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。

また、ガソリン等の不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、石油販売事業者や国に対してガソリン等を確保し供給するよう要請する。

④ 輸送手段の確保

応援団体は、協定を締結しているトラック協会、宅配業者などに要請して輸送手段を確保する。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援団体は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

なお、緊急物資輸送にあたっては、ルート上で妨げとなる車両について、道路管理者に運転者等に対して車両の移動を命令又は道路管理者自ら放置自動車を移動するよう指示し、道路啓開を行う。

⑥ 応援実績の報告

応援団体は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

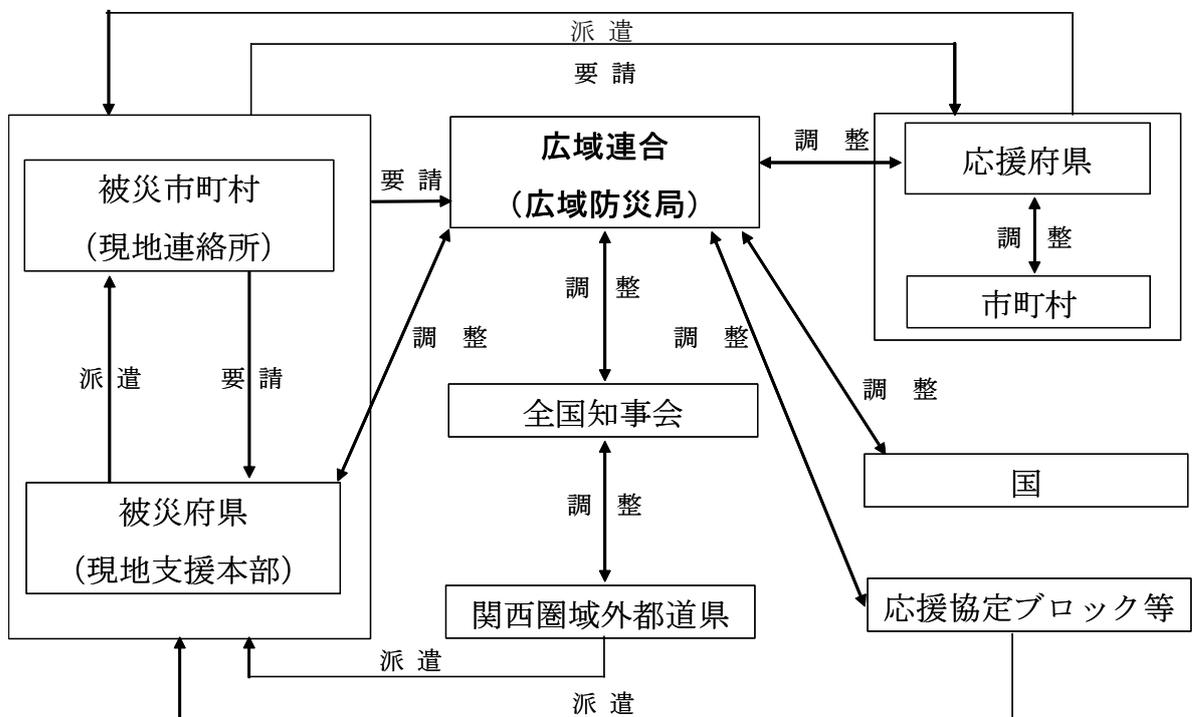
⑦ 0次拠点の開設・運営

広域連合は、必要に応じ、被災地における一次物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。

なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-4 応援要員の派遣・受入調整

<応援要員の派遣・受入調整の流れ>



時期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応期 (短期派遣)	<p>【府県・市町村共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・健康・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動の調整にかかるマネジメント支援 ・被災者の健康相談(保健・栄養・歯科)・避難所の衛生対策、こころのケア支援(消防職員等の救援者も対象)、救護所等における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○被災住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 <p>【府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画策定支援 ○ 住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明書発行・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○ 環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の分別収集・運搬・処理の支援、し尿収集・運搬・処理の支援 ○ ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援
復旧・復興期 (中・長期派遣)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設(道路・河川・港湾・砂防)・農林水産施設(農地・農業用施設・漁港・治山・林道)の災害査定・復旧工事 ○ まちづくり・建築 <ul style="list-style-type: none"> ・府県有・市町村有施設(高等学校等)の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○ 環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理等業務 ○ 保健・福祉・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア(消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象)、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援

(1) 被災構成府県の対応

① 応援要請

被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。

また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて応急対策職員派遣制度により被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。

② 応援職員の受け入れ

被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保や寝袋等の資機材や装備品、食料等の充実など、応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。

③ 被災市町村への派遣

被災構成府県は、情報収集のために被災市町村へ職員を派遣する。

また、被災構成府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員も含めて、適切に職員が配置されるよう調整する。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 要員調整班の設置

広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援要員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

② 応援要員の派遣調整

応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保

を要請する。

広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。

また、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。

④ 応援実績の報告

応援団体は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報をとりまとめて定期的に公表する。

なお、カウンターパート方式により同一被災団体を担当する応援団体が複数ある場合は、幹事府県が派遣実績をとりまとめ、広域連合に報告する。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）
- 復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画従事職員）
- 土木復旧対策要員（土木技術職員）
- 廃棄物処理対策要員（環境技術職員）
- 家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）
- 教育復興要員（教職員）
- 市町村業務全般を支援する職員（マンパワーの確保）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して要員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊（警察庁）
- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等（海上保安庁）
- DMAT（厚生労働省）
- 給水車・水道施設要員（厚生労働省）
- 被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）
- 被災宅地危険度判定士（国土交通省）
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
- 下水道施設要員（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- 外国からの応援要員 等

※ 広域連合は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、その派遣元と応援先が広域連合の実施している広域応援にかかる派遣元と派遣先と同一の組み合わせとなるよう、国との調整に努める。

2-5 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。なお、被災者の支援にあたっては、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者等を含めた避難者の良好な生活環境の確保に取り組む。

構成団体及び連携県は、感染症流行下においては、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じられるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	1 避難所の運営等 ・被災市町村職員が対応 ・早期の自主運営化等に向けた地域自治会等の組織による運営が求められる 2 情報の取得・管理・共有 ・避難者への提供情報の不足や錯綜、マスコミ等の殺到 3 食料・物資 ・道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足	1 避難所の運営等 ・避難所受付窓口の設置 ・避難者名簿の整備 ・避難所内レイアウトの決定 ・避難所運営方針、ルールの確立 ・地域自治会等の組織による早期の自主運営化等の考慮 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※一般ボランティアの他、避難所環境の改善に必要な専門ボランティア等の確保・連携に配慮 ※こどものいる家族等及びペット同行避難者への配慮 ・女性の参画の推進 ・保健師、福祉関係者、NPO 等による避難状況把握等への支援及び各主体間の調整 ・在宅避難者、車中泊による避難生活を送る避難者への支援 ・こども・若者の居場所確保 2 情報の取得・管理・共有 ・情報取得手段の確保、携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保 ・避難所開設状況等広報活動の実施 ・支援情報の掲示等情報共有の実施 3 食料・物資 ・備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等への配慮 ・必要食数の把握・報告 ・救援物資調達・救援ルート確保 ・物資の数量管理、衛生的な保管 ・衛生資材、女性特有の物資（生理用品）の確保	○救援物資の需給調整 （2-3 で詳細を記載 p. 70） ○応援職員の派遣・受入調整 （2-4 で詳細を記載 p. 74） ○広域避難の受入調整 （2-6 で詳細を記載 p. 80） ○ボランティアの活動促進 （2-7 で詳細を記載 p. 84）
	後期			

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
	<p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調 	<p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の設置に努める ・停電に備えたライト等の配備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 <ul style="list-style-type: none"> ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 ・炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護班等による診察 ・保健師等による健康調査・保健指導・健康相談及び処遇調整、家庭訪問 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活・居住環境・衛生環境の改善 ・DPAT等による地域精神医療の補完、こころのケア相談 ・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有 <p>6 配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者同士の見守り体制の確立 ・外国語の対応 ・授乳スペースの確保 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策（防犯カメラ、ドローン等の活用も含む） ・被災者台帳の早期整備 （被災者台帳の作成にあたっては、災害対策基本法に基づき、市町村長は関係自治体等に対し、情報の提供を求めするなど、早期整備に努める。） 	

<p>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</p>	<p>安定期</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調 	<p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置、トイレの洋式化 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 <p>5 医療・健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 ・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有 <p>6 配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、病院への入院、福祉避難所への入所の検討 ・DWAT等による生活支援・生活相談等の福祉サービスの提供（必要に応じて、在宅避難者や車中泊避難者への派遣も行う） ・ボランティアニーズの把握 <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所パトロール、犯罪相談窓口の開設・ペットの滞在ルールの確立 ・災害廃棄物の早期撤去 ・被災者のワンストップ窓口の設置 ・避難所解消に向けた関係機関との調整
---------------------------	---	---

<p>仮設住宅期</p>	<p>1 応急仮設住宅の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の単身高齢世帯 ・見知らぬ隣人が多い <p>2 生活の自立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の供給がなくなる ・家庭用品を用意する必要がある <p>3 健康の不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談相手の不在 ・生活環境の変化による新たなストレス 	<p>1 応急仮設住宅の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 ※女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮 <p>2 健康不安への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師等による健康相談強化、健康教育、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 	<p>○仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整</p>
--------------	---	---	----------------------------------

【先行事例】「鳥取県版災害ケースマネジメント」に関する取組み（鳥取県）

平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震で被災及びその後の被災者支援を踏まえ、平成 30 年 4 月に全国で初めて鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、制度化した。

「鳥取県版災害ケースマネジメント」では、金銭的に困窮している被災者を建築士が訪問し、簡易で金銭負担の少ない修繕方法を提案するなど、それぞれの被災者のニーズに沿った支援を実施した。

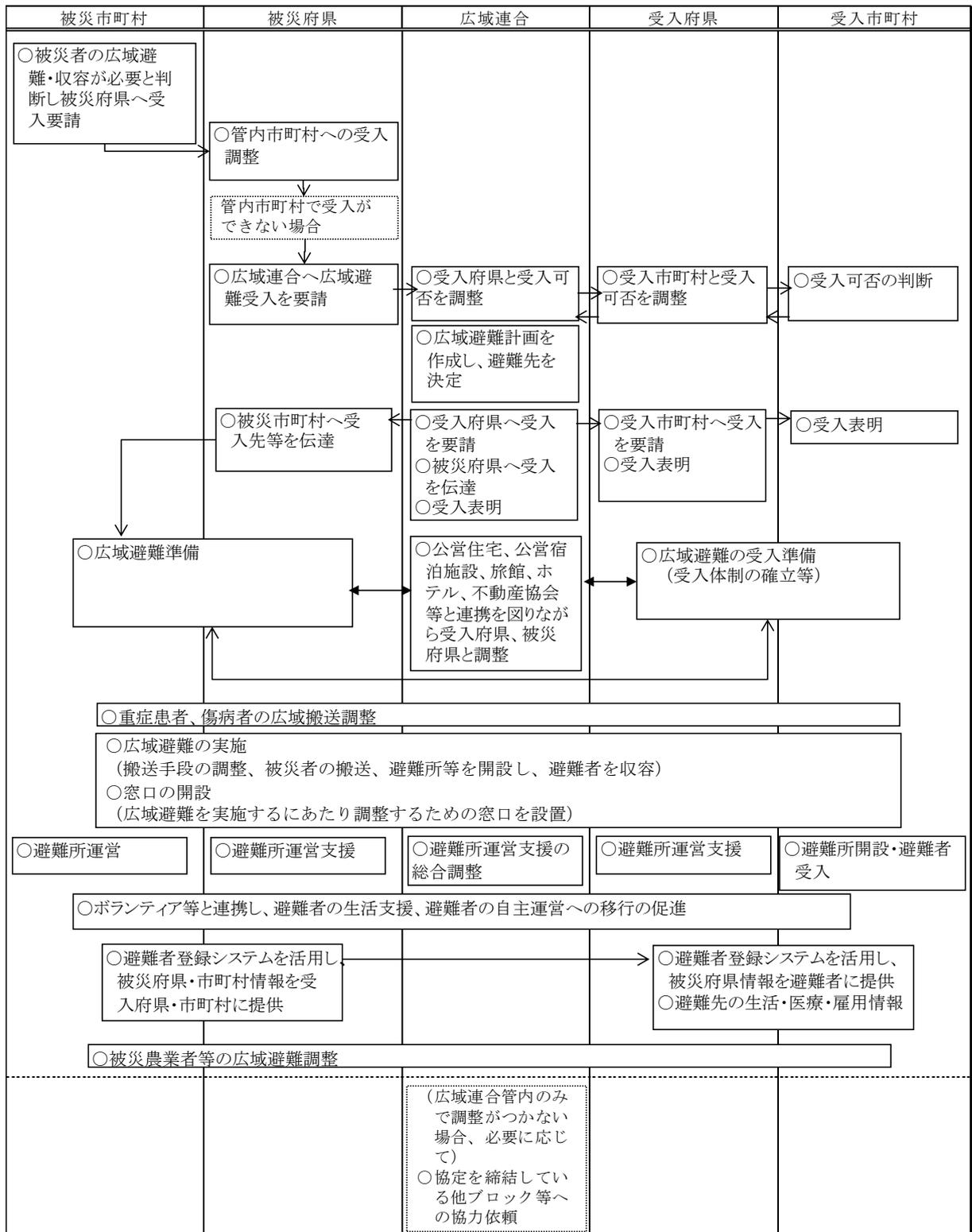
さらに、全国に先駆けて令和 3 年 4 月に鳥取県社会福祉協議会内に複合的な機能（災害ケースマネジメント、災害派遣福祉チーム派遣調整、資機材確保等）を持つ「鳥取県災害福祉支援センター」を常設し、更なる「鳥取県版災害ケースマネジメント」の全県展開を進めている。

2-6 広域避難の受入調整

避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを受けられない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

<広域避難への対応>



(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域連合に対し要請する。

② 窓口の設置

被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。

(2) 広域連合の対応

① 受入表明

広域連合委員会での決定や構成団体及び連携県との調整等を踏まえ、被災住民の広域避難の受入について表明する。

② 広域避難調整班の設置

広域連合は、広域避難の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を越えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。

③ 広域避難計画の作成

広域連合は、被災者受入府県における受入可能施設・人数・期間等を取りまとめる。

また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、相互応援協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。

④ 被災者受入府県への受入依頼

広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。

⑤ 被災府県への受入の伝達

広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。

⑥ 広域輸送手段の調整

広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」及び「船舶による災害時の輸送等に関する協定」に基づき、構成団体及び連携県と連携し、被災者の広域避難にかかる輸送手段の調整を行う。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑦ 避難者登録システムへの登録

広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供するため、避難者登録システムへの避難者情報の登録を促進する。

⑧ 重症患者、傷病者の広域避難

広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。

⑨ 被災農業者等の広域避難

広域連合は、応援団体と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。

(3) 被災者受入府県の対応

① 被災者の受入

被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難（被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。

② 窓口の設置

広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

③ 避難者登録システムの活用

被災者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。

④ 避難者への生活支援

被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

⑤ 要配慮者への配慮

被災者受入府県は、高齢者、障害者等要配慮者の避難者に対し、避難所等での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

⑥ 自主避難者への支援

被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。

2-7 ボランティアの活動促進

広域連合、構成団体及び連携県は被災者の支援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動を積極的に促進する。

なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会やNPO等との協力が必要であり、これらの団体と連携を図る。

	ボランティアニーズ	被災構成府県・市町村	広域連合・応援団体
応急対応期 (避難所期)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活支援 ・ 救援物資の仕分け、配布 ・ 炊き出し ・ 泥のかきだし、清掃 ・ 災害廃棄物撤去 ・ 家具・荷物の搬出 ・ 避難所運営支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>【被災構成府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○(必要に応じ)被災市町村へ応援要員を派遣し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内市町村災害ボランティアセンターの設置要請及び運営支援 ○ボランティア活動の呼びかけを広域連合・応援府県へ要請 ○災害ボランティアの募集にかかる広報、ボランティアバスの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の確保 <p>【被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外からボランティア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ(ボランティアのコーディネート、災害従事車両証明書の発行等) ○ボランティア用資機材の提供 	<p>【広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に対するメッセージの発信 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 <p>【応援団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動支援 ○被災地のボランティア受入業務支援 ○被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアの募集・被災地への派遣
復旧・復興期 (仮設住宅期)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の精神的支援 ・ 傾聴ボランティア ・ お茶会、話し相手 ・ 芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) ○仮設住宅のコミュニティづくり支援 ○高齢者の見守り <p style="text-align: right;">など</p>	<p>【被災府県・被災市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣 	<p>【広域連合・応援団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを広域的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを広域的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行うスタッフのための研修講師等の派遣調整

(1) 被災構成府県の対応

① 被災構成府県内のボランティアニーズの把握

被災構成府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。被災構成府県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボランティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。

② ボランティア活動の呼びかけの広域連合・応援団体への要請

被災構成府県は、応援団体及び広域連合に対して、ボランティア活動の呼びかけについて要請する。

③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明

被災構成府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。

災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、企業、生活協同組合、全国ボランティア組織及び中間支援組織等との連携に努める。

府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の確保等を行う。

なお、ボランティアの安全及び健康管理の徹底に十分留意する。

(2) 広域連合の対応

① ボランティア活動に対するメッセージの発出

広域連合は、府県民に対して、構成団体の長の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。

② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営

広域連合は、全国社会福祉協議会や応援団体と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入・充足状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を整理・提供するよう努める。

(3) 応援団体の対応

① 住民のボランティア活動の促進

応援団体は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど住民のボランティア活動を促進する。

また、被災団体と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアを募集・派遣するよう努める。

② 被災地におけるボランティアの支援

応援団体は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネーターを派遣する。

また、応援団体は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。

③ ボランティアグループへの支援

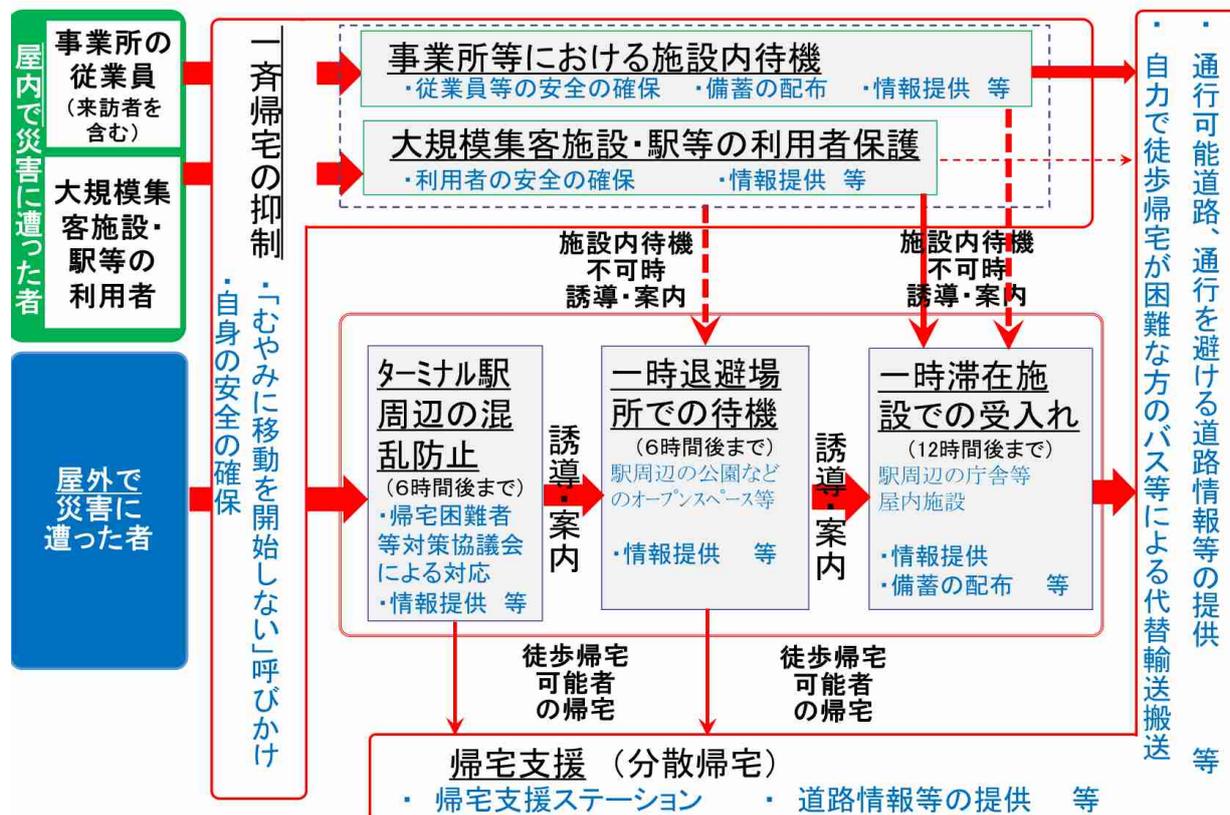
応援団体は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。

2-8 帰宅困難者への支援

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止すると、都心部において多数の帰宅困難者等が発生する。

発災直後から帰宅困難者が解消するまでの一連の対策を示すと以下のとおりである。

<大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>



(1) 一斉帰宅の抑制

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、発災時間帯別にとるべき行動やむやみに移動を開始せず、落ち着いた行動をとるよう呼びかける。

(2) ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所、一時滞在施設の確保

構成府県は、市町村と連携し、「駅前滞留者対策協議会」の「地域の行動ルール」に基づき、ターミナル駅周辺等の混乱を防止する。

また、広域連合及び構成団体は、行き場のない滞留者が避難所等に立ち寄った場合には、一時退避場所、一時滞在施設の開設に関する情報を提供するなど、支援協力を市町村へ呼びかける。

さらに、構成府県は市町村と連携し、防災活動に必要な情報の提供や滞留者の避難・誘導を行うための防災資機材の整備などを行う。

(3) 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、分散して帰宅するよう呼びかける。

(4) 帰宅支援

構成団体は、「災害における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、協定締結事業者に支援の協力要請を行う。広域連合は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況を協定締結事業者などから収集し、構成団体及び徒歩帰宅者へ情報提供する。

(5) 帰宅困難者等への情報提供

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報提供を行う。

外国人観光客に対しては、多言語による災害情報の発信や交通機関の運行情報の発信等を行う。

2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整

被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置き場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。

被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力要請を行う。

<災害廃棄物の処理の支援>

	被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊等家屋・建物の発生 ・自動車、重機等大型廃棄物の発生 ・津波堆積物の発生 ・港湾海底への廃棄物の沈殿 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量の把握と処理体制の確立 ・運搬・輸送道路の確保 (道路上の災害廃棄物を撤去) ・運搬業者等の確保 ・作業用重機の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県域を越えた災害を想定した災害廃棄物処理計画策定の支援 ・撤去・処理方法：仮置き場、最終処分場の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） ・輸送手段の想定 ・再資源化の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等
収 集 ・ 分 別 ・ 仮 置 き	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置き場への搬入 ・廃棄物運搬車両による交通渋滞 ・個人所有物の処分と保存の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋等建築物の解体・撤去 (仮置き場への移動) ・解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） ・不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） ・交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） ・運搬手段の確保 ・個人所有物の一時保管 	
中 間 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理にかかる環境保全（大気、水質等） ・リサイクルの実施 ・有害物質（産業廃棄物）の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの焼却 (市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整) ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保 	
最 終 処 分	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場への輸送、処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保 	

(空白)

【参考】死者・行方不明者の氏名公表について

～令和3年7月1日の大雨等における課題を踏まえて～

死者・行方不明者の氏名等公表については、公表の権限の所在を明記した法律がなく、統一的な基準は示されていない。

1 これまでの事例

(1) 令和3年7月1日の大雨

甚大な土石流被害が発生した静岡県熱海市では、住民基本台帳を元に、安否不明者の確認作業を進めたが、台帳には携帯番号等が記載されておらず、作業に難航したことから、土石流発生の日後に氏名公表に踏み切った。

(2) 平成30年北海道胆振東部地震

道内5市町で計41名の死者が発生した。一番死者数が多かった厚真町では、震災直後から遺族の了承を得たうえで、記者会見時に公表をしたが、札幌市、苫小牧市などの4市町では遺族の同意を得られないなどとして公表しておらず、道内自治体で対応が分かれることとなった。

2 全国知事会の対応

令和3年6月、全国知事会は、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」をとりまとめ、公表の方針別の標準的な対応例を示した。

全国知事会では、都道府県により、氏名公表の対応に差が生じることは好ましくなく、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを国へ要望しつつづけている一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なることから、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当でないとし、統一基準は示していない。

<公表の方針別の標準的な対応例>

パターン①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）
パターン②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表
パターン③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表

3 国の対応

令和3年9月、内閣府と消防庁は連名で、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（通知）を発出して、氏名等公表を行う際の留意事項を示した。

<留意事項の概要>

- (1) 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間であることをふまえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。
- (2) 氏名等公表については、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。
- (3) 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。
- (4) 氏名等公表の対象者について、所在情報を秘匿する必要がある者（配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等）が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについて十分な調整を図るとともに、公表に当たってはあらかじめ関係市町村に確認すること。
- (5) 上記(4)の確認を含め、氏名公表等の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。

なお、全国知事会は、上記通知文はガイドラインの趣旨に沿った内容となっていることから「高く評価」し、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める旨の声明を発表している。

4 検討の必要性

行方不明者の氏名等公表については、被災者の救出・救助活動の効率化・円滑化が期待できることや、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐことができる一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮などの観点から慎重な対応が求められる。

構成府県は、全国知事会がまとめたガイドラインや国の通知を踏まえ、氏名公表の対応について、事前に対応を検討する必要がある。

^

応急対応期オペレーションマップ（１）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 生活物資の供給	水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村と保存飲料水、医療用水に係る給水調整（給水車の派遣） ○被災市町村への保存飲料水の提供 【広域応援要請】 ◇日本水道協会に給水応援を要請 ◇自衛隊や海上保安庁に応援要請
	食料・救援物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○協定事業者への供給要請 ○関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資調達、物流等の協力依頼を広域連合へ要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかる多角的な検討及びその供給 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ◇必要とされる具体的な物資等の支援要請 【受援業務】 ◆応援物資や炊き出しの申し出に対する支援場所等の特定 ◆救援物資の受け入れ
	物流の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○府県内輸送ルートの確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置先の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援要請】 ◇被災府県及び日本水道協会（府県支部）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 ◆給水支援の受入、割当 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の必要品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○衛生的な保管環境の整備 ○流通業者への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【応援要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し出に対する支援先の調整 	

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<p>○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣</p> <p>〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整</p>	<p>○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣</p>	<p>〔国土交通省・地方整備局〕 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整</p>	<p>○自衛隊や海上保安庁による給水活動</p>
<p>○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む） ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整 ○大量に必要とする物資の府県民からの募集</p> <p>〔広域連合〕 ○不足についての構成府県間調整 ○関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資供給及び物流の協力依頼 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ 【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への備蓄食料・物資の供出要請 ○他都道府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請 ○国への食料・物資供給要請</p>	<p>○要請に基づき備蓄食料・物資の供出 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ</p>	<p>〔農林水産省・地方農政局〕 ○プッシュ型支援にかかる供給・協力要請 ・災害救助用米穀の供給 ・パン等食料関係業界への出荷要請</p> <p>〔経済産業省・経済産業局〕 ○プッシュ型支援にかかる生活必需品等関係業界への協力要請</p>	<p>○自衛隊による食料供給活動 ○海上保安庁により物資輸送を支援</p>
<p>○0次拠点を必要に応じて開設・運営 ○被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立 ○被災府県までの輸送ルート確立 ○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む）</p> <p>〔広域連合〕 【広域応援要請・受援調整】 ◇他都道府県への応援職員派遣要請 ◇国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請</p>	<p>○物流事業者、交通事業者への配送要請 ○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請 ○要請に基づき応援職員を派遣</p>	<p>〔国土交通省・地方運輸局〕 ○物流事業者、交通事業者への協力要請</p>	<p>○自衛隊、海上保安庁による搬送活動 ○自衛隊による物資集積・配送拠点の運営支援</p>

項目		被災市町村	被災府県
2 被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等)		<ul style="list-style-type: none"> ○医師等（救護班、地元病院等）による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等防疫活動 【応援要請】 ◇保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 ◆執務場所の確保、調整会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等（救護班、地元病院等）による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○管内市町村への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 ○保健師、栄養士、歯科衛生士等の配置先・巡回先等に関する調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合等への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の活動市町村の割当
3 生活衛生対策の実施	し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保（消毒剤の配布、散布等） 【応援要請】 ◇仮設トイレの提供要請 ◇汲み取り作業の支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレの供給（管内市町村への要請を含む） ○汲み取り作業への応援（管内市町村への要請） 【広域応援調整】 ◇応援府県、広域連合への仮設トイレの供給要請 ◇汲み取り作業への支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業応援市町村の調整
	入浴の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○要支援者の移送手段の確保 ○避難所へのシャワーの設置 【応援要請】 ◇周辺地域の施設の浴場の開放要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺市町村等の公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○企業等へのシャワーの提供要請 ○自衛隊による仮設風呂の支援要請
	害虫対策、寒暖対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所周辺の消毒 ○殺虫剤の配備 ○扇風機、暖房設備等の配備 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な資機材の供給
4 広域避難の実施		<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供（避難者登録システムの活用） 【応援要請】 ○広域避難の受入要請 【受援業務】 ○避難者の移送（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○広域輸送手段の確保 ○避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請 【受援業務】 ◆避難者の移送支援

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<p>○保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣</p> <p>[広域連合]</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>○保健師、栄養士、歯科衛生士等のアドバイザー派遣</p> <p>○他都道府県、国への派遣要請</p>	<p>○要請に基づく保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣</p>	<p>[厚生労働省]</p> <p>○保健師、栄養士、歯科衛生士、DHEAT等の全国的な派遣調整</p>	
<p>○仮設トイレの供給</p> <p>○汲み取り作業への応援調整（管内市町村への要請）</p> <p>[広域連合]</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>○環境省近畿地方環境事務所に対する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請</p>	<p>○仮設トイレの供給</p>	<p>[環境省・地方環境事務所]</p> <p>○必要な資機材の供給調整</p>	
<p>○企業等へのシャワールの提供要請</p>			<p>○自衛隊による仮設風呂の支援</p>
<p>○企業等への支援物資の提供要請</p>			
<p>○広域避難の受入表明</p> <p>○公営住宅等の受入施設の確保</p> <p>○管内市町村、ホテル・旅館業界、不動産業界等への協力要請</p> <p>○学校の受入体制の整備</p> <p>○生活、医療、福祉、就労等の情報提供</p> <p>○農業者・畜産業者（家畜を含む）の受入体制の構築と情報発信</p> <p>○避難者登録システムの導入（管内市町村への要請を含む）</p> <p>[広域連合]</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>○広域輸送手段確保の調整</p> <p>○他都道府県への受入要請</p>	<p>○要請に基づく受入</p> <p>○管内市町村等への受入要請</p> <p>○避難者登録システムの活用（管内市町村への要請を含む）</p>	<p>[関係省庁]</p> <p>○全国自治体への受入要請</p> <p>○避難者登録システムの導入要請</p>	

項目	被災市町村	被災府県	
5 道路等公共土木施設の応急復旧	<p>○管理道路の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 【応援要請】 ◇応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当</p>	<p>○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当</p>	
6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	<p>○事業者への復旧要請 ○優先的復旧箇所（医療機関、公共機関等）への早期復旧要請 ○事業者への道路通行可否やその他復旧のために必要となる情報の提供</p>	<p>○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否やその他復旧のために必要となる情報の提供 ○必要に応じ、ライフラインの迅速な復旧を支援 ○予めリスト化した病院、要配慮者施設に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の稼働状況を確認 ○電源の確保が必要な施設への電源車等の配備先の候補案を作成</p>
	水道の復旧	<p>○被害箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施（要員、資機材の確保） 【応援要請】 ◇被災府県、日本水道協会（府県支部）へ復旧工事業務等の応援及び復旧用資機材の供給要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当</p>	<p>○被害状況・復旧の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【広域応援要請】 ◇日本水道協会に応援職員派遣及び復旧用資機材の提供要請 【受援業務】 ◆応援職員の派遣先調整 ◆復旧用資機材の提供先調整</p>
	下水道の復旧	<p>○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき被災市町村を所管する府県へ支援要請 【受援業務】 ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の斡旋、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等</p>	<p>1. 流域下水道が被災した場合（被災自治体となる場合） ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請 【受援業務】 ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の斡旋、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等</p> <p>2. 管内市町村の公共下水道が被災した場合（支援自治体となる場合） ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請</p>

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○応援要員の派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく職員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 〔国土交通省・地方整備局〕 ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災府県、市町村等との復旧計画の調整 ○高速道路無料化の調整 ○港湾の運用計画の立案 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 ○被災府県への応援職員の全国調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 〔ライフライン事業者〕 ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 〔経済産業省・経済産業局〕 ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 〔国土交通省・地方整備局〕 ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 〔国土交通省・地方整備局〕 ○被災自治体及び支援自治体との連携・協力、支援・応援活動等の総合調整 ○下水道対策本部の特別本部員として参画 	

項目		被災市町村	被災府県
7	遺体の安置、葬送	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の安置場所の開設、運営（身元不明者にかかる情報把握と遺族への適切な提供） ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ◇火葬の受入を要請 【受援業務】 ◆遺体の搬送手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○管内市町村との遺体の受入調整 ○搬送方法にかかる支援 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への受入要請
8	災害ボランティアの受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 【応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営 ◆災害従事車両証明書の発行 ◆ボランティア用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保（バスの運行等） ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広報の積極展開 ○コーディネーターの被災地への派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティア用資機材の供給 【広域応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営（再掲）
9	被災者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の発行 ○災害弔慰金の支給 ○災害救助法事務の実施（家屋の応急修理等） ○義援金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の給付 ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用 ○義援金の受入、市町村への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の市町村からのとりまとめ ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当
	相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談窓口の開設 ○被災市町村への職員派遣（管内市町村への要請を含む） 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○広域受入にかかる管内市町村との調整 ○管内市町村による受入 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○他都道府県、国への受入要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき管内市町村での受入を調整 	<p>[厚生労働省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺体の埋葬方法にかか る規制の弾力運用 ○全国的な受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索、遺体 の安置場所への搬送 ○要請に基づく遺体の広域 搬送
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの呼びかけ、 メッセージの発出 ○コーディネーターの派遣（管 内市町村への要請を含む） ○ボランティアインフォメーシ ョンセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的 な広報 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアのアドバイザー派遣 ○他都道府県へのボランティア活 動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県民に対するボラ ンティアの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民に対するボラン ティアの呼びかけ 	
<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集、受入、被災府 県への配分 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法事務、被災者生活 再建支援法事務等にかかる実 態に即した提案 ○他都道府県への職員派遣要請 ○被災者が容易に支援制度を知 ることができる環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集、受入、 被災府県への配分 ○（公財）都道府県セン ターによる生活再建支 援金の早期支給 ○要請に基づく応援職員 の派遣（管内市町村へ の要請を含む） 	<p>[内閣府]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援法 の柔軟運用、財源措置 ○災害救助法の柔軟運用 	
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村 への要請を含む） <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調 整 ○他都道府県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員 の派遣（管内市町村へ の要請を含む） 		

項目	被災市町村	被災府県
11 学校の教育機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 【応援要請】 ◇応援教員の派遣要請 ◇被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催
12 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物処理業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 ◇撤去、収集、分別、処分に関する広域応援の要請 ◇実行計画策定にかかる職員応援要請 【受援業務】 ◆応援現場等の割当調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物処理業者への協力要請と業務分担調整 ○実行計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 ◇環境省近畿地方環境事務所、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の実行計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整
13 応急仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要戸数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづくり等良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 ◇仮設住宅の建設要請 ◇建設用地調査、設計調整等にかかる応援要員の派遣要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き公営住宅等の提供（管内市町村への要請を含む） ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応急仮設住宅の建設 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○被災市町村外での建設にかかる調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の調整
14 海外からの支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○府県災害対策本部との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村・外務省等との調整

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
<ul style="list-style-type: none"> ○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)による教職員等の派遣 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道府県、国への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づき必要な人材の派遣 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)による教職員等の派遣 	<p>[文部科学省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-EST)による文部科学省職員の派遣並びに学校支援チーム及び応援教職員・スクールカウンセラーの派遣調整 	
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入（管内市町村への要請を含む） ○応援職員の派遣 <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○災害廃棄物担当のアドバイザー派遣 ○環境省近畿地方環境事務所に対する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく廃棄物の受入、応援職員の派遣 	<p>[環境省・地方環境事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定大規模災害の発生後、廃棄物処理法の基本方針に則り、災害廃棄物処理に関する指針を策定 ○廃棄物の地域ブロック及び全国的な受入に関する調整 ○廃棄物処理制度の柔軟運用 ○必要な資機材の供給調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬
<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） <p>[広域連合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不足する場合の構成府県間調整 ○応急仮設住宅担当のアドバイザー派遣 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 <p>【広域応援・受援調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県への職員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○要請に基づく応援職員の派遣 	<p>[国土交通省・地方整備局]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援職員の派遣にかかる全国調整 ○空きUR住宅、空き国家公務員住宅等の提供 ○プレハブ協会等業界に対する早期供給要請 	
<ul style="list-style-type: none"> ○被災府県、外務省との調整 		<p>[外務省]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受入計画の作成 ○広域連合・被災府県・市町村との調整 	

3 復旧・復興シナリオ

災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオを描くことが必要である。

一方、大規模災害にあつては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせず、被災からの復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け参考となる。

国においては「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年度施行）」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、広域連合は、この復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

3-1 復興戦略の策定

複数の構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。

(1) 関西復興戦略の策定方針

関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、構成団体はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。

また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は復興方針等を策定し、早期復旧・復興を目指す。

(2) 策定手順

「関西復興戦略」は、構成団体の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

(3) 策定体制

① 復興戦略本部の設置

広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。

- 構成員：構成団体の長
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定方針の決定
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定・決定
 - ・ 被災府県への復旧・復興支援に関する構成団体間調整
 - ・ 復旧・復興支援に関する他ブロック都道県との調整 等

② 復興戦略会議の設置

復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。

なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。

- 構成員：学識者、関係団体 等
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 復興課題の整理
 - ・ 目標の明確化
 - ・ 復興に関する意見集約、調整
 - ・ 基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等

<関西復興戦略（基本戦略）の構成イメージ>

区 分	内 容
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・ 保健・医療・福祉の確保 ・ 高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・ 障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・ 被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・ 教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・ 地域コミュニティの再生・活性化 ・ ボランティア・NPO活動促進 等
②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・ 建築制限の実施 ・ 住民主体のまちづくり ・ 歴史文化の厚み ・ 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・ 交流ネットワーク ・ 防災・減災先進地 ・ 学術研究基盤 ・ エネルギー革新の拠点 ・ 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・ 都市の連たん豊かな自然 ・ アジアとの交流 等
③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力再建に関する支援・情報提供 ・ 民間住宅の再建・供給支援 ・ 早期の公的恒久住宅の供給 等

④インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・防災基盤の整備 等
⑤産業・農林水産業	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) <ul style="list-style-type: none"> ・直接、間接の被災企業支援（仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチェーンの回復等） ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・モノづくりセンター ・競争力のある農林水産業 ・農地のがれき除去・除塩 ・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・農林水産業への企業参入 ・観光振興 ・雇用の確保 等

<関西復興戦略（緊急復興戦略）の構成イメージ>

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整備戦略を策定する。
	事業計画	(1)緊急復興事業 関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2)緊急防災まちづくり事業 関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業 (3)戦略的基盤整備事業 関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業
住宅	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。
	事業計画	(1)住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (2)供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (3)住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例) 民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備）

分野	項目	内容
産業・農林水産業	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るとともに、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。
	事業計画	(1) 産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産業復興戦略の基本方針を示す。 (2) 復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取り組む復興施策を示す。 (例) 被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、漁港施設等の復旧等

<参考>

○ 阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン）

- 1 策定時期：平成7年3月30日（発災後2か月半）
- 2 事業期間：10年間（平成7年度～平成16年度）
- 3 基本理念：①災害に強いまちづくり
②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり
③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり
④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり

4 内 容

(1) 戦略的復興事業

- ① 住宅の建設による生活再建
- ② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興
- ③ 都市インフラストラクチャーの復興

(2) 復興促進事業

- ① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業
- ② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる－産業・雇用復興事業
- ③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業
- ④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業
- ⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業

○ 東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）

- 1 策定時期：平成23年6月25日（発災後3か月半）
- 2 基本理念：復興構想7原則
原則1：失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。

原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくる。

原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

3 内 容

- (1) 新しい地域のかたち
- (2) くらしとしごとの再生
- (3) 原子力災害からの復興に向けて
- (4) 開かれた復興

○ 熊本地震（平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン）

1 策定期間：平成28年8月（発災後4か月）

2 基本理念：県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

3 内 容

- (1) 安心で希望に満ちた暮らしの創造～安心・希望を叶える～
- (2) 未来へつなぐ資産の創造～未来の礎を築く～
- (3) 次代を担う力強い地域産業の創造～地域の活力と雇用を再生する～
- (4) 世界とつながる新たな熊本の創造～世界に挑み、世界を拓く～

<参考>阪神・淡路大震災の緊急復興計画

○ 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画

1 策定期間：平成7年11月

2 計画期間：平成7年度～平成9年度

3 対象地域：兵庫県内の10市10町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）

4 事業計画

(1) 緊急復興事業

- ① 主要交通網の復興
- ② みなと神戸の復興

(2) 緊急防災まちづくり事業

- ① 被災市街地の整備
- ② 新しい都市核の建設
- ③ 広域防災帯の整備
- ④ 広域防災拠点等の整備
- ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
- ⑥ ライフラインの整備

(3) 戦略的基盤整備事業

(4) 推進の基本的方向

○ ひょうご住宅復興3カ年計画

- 1 策定時期：平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表

○ 産業復興3カ年計画

- 1 策定時期：平成7年8月
- 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
(被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援)
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言 (～平成 23 年度))

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案 (第 1 次)
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- ・ 4/28 東日本大震災に関する緊急提案 (第 2 次)
- ・ 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- ・ 7/5、11/21 平成 24 年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強いインフラの創出 ・ 住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要交通施設 (道路、鉄道、港湾等) の整備 ・ ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 市街地の復興 ・ 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・ 減災のまちづくり ・ 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画
住宅・生活復興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る ・ 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の恒久的住宅建設 ・ 入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 ・ 民間住宅の再建支援 ・ 被災地の面的整備に伴う住宅建設 ・ 個人の責任や共助による生活復興 ・ 行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談 (自立のための環境整備) ・ 自力復興が困難な被災者への直接支援 (医療・福祉の提供)

分野	視点	想定すべき課題例
産業・農林 水産業	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進 	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 観光復興 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 被災地の雇用確保 新たな支援制度による生産力の回復 物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

区分	緊急・応急対応期 〔 発災直後～避難所期 (約6ヵ月) 〕	復旧期 〔 仮設住宅期 (6ヵ月後～2年後) 〕	復興前期 〔 恒久住宅移行期 (2年後～5年後) 〕	
インフラの 復旧状況	電気	→ 復旧完了		
	ガス	→ 復旧完了		
	水道	→ 復旧完了		
	下水道	→ 復旧完了		
	電話	→ 復旧完了		
	道路	→ 高速道路全線復旧		
	鉄道	→ 全鉄道復旧完了		
まちづくり	建築制限（発生から最大2ヶ月） → 都市計画決定（被災市街地復興推進地域） → 都市計画決定（土地区画整理事業等） → 土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行 →			
求められる 取組	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり復興計画の策定（被災自治体） インフラ整備計画の策定（被災自治体） 上記計画策定支援（広域連合） 			

② 住宅・生活

区分	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興前期 〔恒久住宅移行期〕 (2年後～5年後)
被災者の状況	住まい	<ul style="list-style-type: none"> 被災者避難所に避難 応急仮設住宅建設 応急仮設住宅募集開始 応急仮設住宅へ移行 被災住宅の災害廃棄物処理完了 恒久住宅再建 恒久住宅へ移行 	
	生活資金確保	<ul style="list-style-type: none"> 義援金(第一次)受領 義援金(第二次)受領 災害弔慰金・災害見舞金の受領 災害援護資金等の各種貸付金の活用 生活再建支援金の受領 	
	くらし	<ul style="list-style-type: none"> 再就職先探し 高齢者等の生きがい発掘 	
求められる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援(府県、広域連合) 応急仮設住宅の早期建設のための支援(府県、広域連合) 生活資金給付の早期処理のための市町村行政支援(府県、広域連合) 被災者ニーズに応じた資金供給策の実施(府県) 被災地雇用確保の実施(府県、広域連合) ○住宅復興計画の策定(府県) ○同計画策定支援(広域連合) 		

③ 産業・農林水産業

	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興期 〔本格復興期〕 (2年後～)	
工場	<ul style="list-style-type: none"> ○元の工場で操業ができない 避難所 避難生活の段階から操業の再開・再建に向けた取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な工場等の確保 ・賃貸工場での操業 ・空き工場での操業開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な工場等の再建 ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操業の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 地域産業の復興
	<ul style="list-style-type: none"> ○修理すれば操業できる 工場等の応急修理 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 工場等の本格修理 		
商店街	<ul style="list-style-type: none"> ○元の店舗で操業ができない 避難所 避難生活の段階から営業再開・商店街再建に向けた取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要) ・露店、屋台等での営業再開 ・空き店舗等での営業再開 ・自力仮設店舗の建設 ・公的仮設店舗への入居 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な店舗等の再建 ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 商店街の復興
	<ul style="list-style-type: none"> ○修理すれば営業できる 店舗の応急修理 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 店舗等の本格修理 		
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ○元の農地等で再建できない 避難所 避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 代替農地等の確保・貸付 ・共同施設・園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替 施設整備と貸付等 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 農林水産業の復興 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・農業用施設等を復旧できる 農地等の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ⇨ 農地等の本格復興 		
求められる取組	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急産業復興計画の策定(府県) ○緊急農業復興計画の策定(府県) ○上記計画策定支援(広域連合) 			

④ 地域コミュニティ再生・構築

対 応 期	内 容
<p>緊急・応急対応期 〔 発災直後～避難所期 (約6ヵ月) 〕</p> <p>復旧期 〔 仮設住宅期 (6ヵ月後～2年後) 〕</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○避難所生活</p> <p>〔 安否確認 炊き出し 課題把握 等 〕</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>地縁的な組織の活躍</p> <p>〔 自治会 婦人会 老人クラブ ボランティア 等 〕</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">← 支援</p> <p>○仮設コミュニティ 住み慣れた地域からの移転</p> <p>〔 引きこもり 孤独死 等 〕 の発生懸念</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○拠点(場)整備支援 ふれあいセンター コミュニティプラザ 地域活動ステーション</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○支援者・キーパーソンによる支援 LSA(生活援助員) SCS(高齢世帯生活援助員) 自治会等地域団体の長 NPO・ボランティアのリーダー 大学の研究者 まちづくりプランナーなど専門家等</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自治会・まちづくり協議会の立ち上げ、多様な協働の展開</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>教訓の活用</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>一般施策の展開</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地域コミュニティの再生支援</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動応援事業 ・人材育成支援、情報提供・相談など </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地域協働・地域コミュニティでの取組</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり防犯グループ活動 ・障害者への声かけ運動 ・子育て家庭応援運動 ・その他、防災、高齢者支援、環境・緑化、里山づくり等の取組 など </div> </div>

復旧・復興期オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道府県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県	
1 復興計画の策定・復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○復興計画の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興財源の確保要請 ○復興施策の国・府県への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○まちづくり復興計画の作成 ○市町村住宅復興計画の策定 ○産業復興計画の策定 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇復興計画等の策定に係る専門家の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興ビジョン、復興方針等の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○復興基金の造成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興計画策定に係る専門家の派遣 ○復興財源の確保にかかる国への要請 ○復興施策の国への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○住宅復興計画の策定 ○産業・農林水産業復興計画の策定 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇復興ノウハウの提供要請 ◇応援府県、広域連合に復興計画等の策定支援のための職員派遣を要請 	
2 インフラ施設等の復旧・復興	道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道等の復旧 ○早期復旧に向けた府県、国への要望 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援職員の派遣要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○府県管理の道路・港湾等の復旧 ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務の割当
	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のまちづくり協議会等による住民の合意形成 ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○商店街の空き店舗対策などまちのにぎわい対策の実施 <p>【応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇被災府県に応援職員の派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 <p>【広域応援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 <p>【受援業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆応援職員の受入、業務割当

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
<p>○被災府県の復興方針等を策定するため、応援職員を派遣</p> <p>〔広域連合〕</p> <p>○関西復興戦略の策定（復興戦略会議の開催）</p> <p>○国への施策・制度の提案</p> <p>○被災地への復興施策の提案</p> <p>○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定</p>	<p>—</p>	<p>○復興基本方針の策定</p> <p>○復興関連制度の創設、立法化</p> <p>○復興関連予算の編成</p> <p>〔地方運輸局〕</p> <p>○被災自治体の復興計画策定支援</p>
<p>○応援職員を派遣</p> <p>〔広域連合〕</p> <p>○早期復旧に向けた国への要望</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>【広域応援・受援調整】</p> <p>○他都道県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づく応援職員の派遣</p>	<p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <p>○直轄施設の復旧</p> <p>○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整</p> <p>〔航空局〕</p> <p>○直轄施設の復旧</p> <p>〔農林水産省・地方農政局〕</p> <p>○管理施設の復旧</p> <p>○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整</p>
<p>○応援職員を派遣</p> <p>〔広域連合〕</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>【広域応援・受援調整】</p> <p>○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づき、応援職員を派遣</p>	<p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <p>○財政措置</p> <p>○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整</p>

項目		被災市町村	被災府県
3 恒久住宅への移行支援		<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○被災者への住宅復興支援を展開 【応援要請】 ◇災害公営住宅整備・供給に係る応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当
4 生活再建支援	被災者生活再建支援金	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の請求のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者生活再建支援金（加算支援金）の市町村からの請求のとりまとめ
	被災者の生活再建支援策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の支援ニーズの把握 ○復興基金を活用して、被災者ニーズに合った被災者の生活再建支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○市町村が実施する支援策をフォローアップ ○復興基金を活用して、被災市町村の高齢者見守り施策を支援
5 経済・雇用再生		<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業、地場産業への支援策の実施 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○雇用確保策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市町村が行う中小企業への資金供給支援策の支援 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○被災府県としての雇用確保策の展開

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
<p>○被災府県の災害公営住宅整備・供給支援を行うため応援職員を派遣</p> <p>〔広域連合〕</p> <p>○不足する場合の構成府県間調整</p> <p>【応援要請・受援調整】</p> <p>○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請</p>	<p>○要請に基づき、応援職員を派遣</p>	<p>〔国〕</p> <p>○財政措置</p> <p>〔国土交通省・地方整備局〕</p> <p>○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他都道県への調整</p> <p>〔財務局〕</p> <p>○災害公営住宅の建設予定地の提示</p>
<p>〔広域連合〕</p> <p>○被災府県の請求とりまとめ状況及び支給状況の確認</p>	<p>○（公財）都道府県センターは生活再建支援金（加算支援金）を早急に審査し支給</p>	<p>〔国〕</p> <p>○財政措置</p>
<p>〔広域連合〕</p> <p>○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	<p>—</p>	<p>〔国〕</p> <p>○財政措置</p>
<p>〔広域連合〕</p> <p>○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信</p>	<p>—</p>	<p>〔経済産業局〕</p> <p>○被災地の復興支援</p>

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取組

1 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援

支援項目	支援内容等
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者自立支援金（基金） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度
各種減免・猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 <p>※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。</p>

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

2 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等		
雇用維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置 		
離職者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業（基金） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付 		
義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の支給 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金の配分の決定 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金配分委員の設置 ・義援金の交付受付 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金の配分の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金配分委員の設置 ・義援金の交付受付
<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付 ・義援金の配分の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金配分委員の設置 ・義援金の交付受付 		

3 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視
持ち家の建替・購入・修繕支援	<ul style="list-style-type: none"> ・建替・購入支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助（基金） ・被災者住宅再建支援事業補助（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・補修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事支援 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅債務償還特別対策（基金）
民間賃貸住宅等入居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）
一時提供住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上
応急仮設住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施
仮設住宅からの移転(災害公営住宅への円滑な移行促進等)	<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

4 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供

支援項目	支援内容等
医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の確立 〔 ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 〔 ・避難所・全戸家庭訪問等による健康調査・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金）
福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（LSA（生活援助員）・SCS（高齢世帯生活援助員）による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知）
高齢者等の見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢世帯生活援助員の設置等（基金） 〔 ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置
こころのケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

5 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策

支援項目	支援内容等
学校の早期再開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談の開設
修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給
被災児童・生徒のこころのケア支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施

6 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

支援項目	支援内容等
仮設住宅等におけるコミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自ら考え、提案できるしくみの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつなぐしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置（被災者復興支援会議の設立等）
ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナーシップによる被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立等）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

7 阪神・淡路大震災からの復興の道のり—ステージごとの取組の整理表—（総括表）

区分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)
① 被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> 被災者は避難所に避難（ピーク時：1月23日、1,153カ所、316,678人） 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 シルバーハウジングへL S A(生活援助員)を派遣 被災直後に応急危険度判定を実施 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 ひょうご住宅復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅を38,600戸整備 応急仮設住宅入居者調査を実施 災害復興公営住宅を一元募集 コレクティブ・ハウジング等の建設 住まい復興プログラムを策定 がれきの処理を完了
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 電気(1月下旬)、電話・L Pガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月) 鉄道の復旧 神戸市営地下鉄(2月中旬)、J R在来線(4月)、J R新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 阪神高速道路全線復旧 神戸港の全面復旧 J R東西線開業、J R福知山線複線化、J R播但線の電化高速化等輸送力を強化 山陽自動車道全線開通
② くらし		<ul style="list-style-type: none"> 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 災害弔慰金、災害見舞金の支給 災害援護資金貸付の受付開始 こころのケアセンターを開設 すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 生活復興資金貸付を創設 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 いきいき仕事塾等生きがいがづくり関係事業の実施 生活復興支援プログラムの策定
③ 経済		<ul style="list-style-type: none"> 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 仮設工場・仮設店舗が完成 産業復興3カ年計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> (財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置 神戸ルミナリエの開催 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施

区 分	I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)	
④ まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 被災市街地復興特別措置法施行 復興都市計画の決定告示 	<ul style="list-style-type: none"> 神戸東部新都心（HAT神戸）、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施 	
⑤ 地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 被災者復興支援会議が発足 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復興県民ネットが発足 特定非営利活動促進法（NPO法）の制定 	
⑥ 防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を10市10町に適用 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 臨時災害FM局を開局 	<ul style="list-style-type: none"> 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 災害救援専門ボランティア制度の創設 県地域防災計画を全面修正 フェニックス防災システムの運用開始 	
⑦ 復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 地震対策担当大臣を任命 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路復興委員会の廃止 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 阪神・淡路大震災復興本部を設置 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 (財) 阪神・淡路大震災復興基金を設立 	<ul style="list-style-type: none"> (財) 阪神・淡路大震災記念協会を設立 阪神・淡路震災復興計画を策定 ひょうご住宅復興3か年計画、産業復興3か年計画、緊急インフラ整備3か年計画の策定(再掲)

関西防災・減災プラン

感染症対策編

(新型インフルエンザ等)



令和8年2月改訂

(令和6年3月改訂)

(平成26年6月策定)

関西広域連合広域防災局

関西広域連合広域医療局

目 次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
第2章 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）の策定	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	7
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	7
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	10
第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	13
第5章 対策推進のための役割分担	18
第6章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	23
第1節 関西防災・減災プラン及び府縣市行動計画における対策項目等	23
第2節 関西防災・減災プラン及び各府縣市行動計画の実効性確保	28
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	30
第1章 実施体制	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	32
第3節 対応期	39
第2章 情報収集・分析	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	43
第3節 対応期	45
第3章 サーベイランス	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	52
第1節 準備期	52
第2節 初動期	55
第3節 対応期	57
第5章 水際対策	60
第1節 準備期	60
第2節 初動期	61
第3節 対応期	62
第6章 まん延防止	63
第1節 準備期	63

第2節	初動期	64
第3節	対応期	65
第7章	ワクチン	70
第1節	準備期	70
第2節	初動期	72
第3節	対応期	73
第8章	医療	76
第1節	準備期	76
第2節	初動期	80
第3節	対応期	82
第9章	治療法・治療薬	87
第1節	準備期	87
第2節	初動期	88
第3節	対応期	90
第10章	検査	92
第1節	準備期	92
第2節	初動期	95
第3節	対応期	96
第11章	保健	97
第1節	準備期	97
第2節	初動期	101
第3節	対応期	103
第12章	物資	109
第1節	準備期	109
第2節	初動期	111
第3節	対応期	112
第13章	府県民生活及び府県民経済の安定の確保	114
第1節	準備期	114
第2節	初動期	116
第3節	対応期	117

はじめに

【今般の政府及び構成団体・連携県における新型インフルエンザ等対策行動計画改定】

2020年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、政府では、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を改定した。

構成団体・連携県においても、政府行動計画の改定を受け、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、各府県市新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。

政府及び各府県市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、各府県市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府が定める基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を推進していく。

【取組の経緯】

平成17年（2005年）に、国が、WHO世界インフルエンザ事前対策計画（2005年5月）に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、関西圏域においても各府県の行動計画の策定が行われ、平成20年（2008年）には感染症法の改正により水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が行われたことに伴い、翌21年（2009年）以降、国の行動計画に連動して改定が行われた。

平成21年（2009年）には、メキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となったが、我が国では関西圏域が初の発生地となった。発生後1年余で全国で約2千万人がり患したが、死亡率は諸外国と比較して低い水準にとどまった。このときの対策実施に対する検証では、発生した新型インフルエンザが実際には病原性が低かったが、行動計画が病原性の高い鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に置いたものであり、病原性に応じた柔軟な対応に課題があったことや、地方との関係と事前準備、感染症危機管理に関わる体制の強化、法整備の必要性等が指摘された。

関西広域連合（以下「広域連合」という。）は、こうした検証作業が終わった平成22年12月に発足した。広域連合では、連合規約において、「感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務」（第4条第1項第2号）を広域連合が処理する広域防災事務に位置づけ、前回の教訓も踏まえて、新型インフルエンザ等の感染症対策に、危機管理として取り組むこととした。

新型コロナウイルス感染症への対応では、本プランに基づき、広域連合管内で最初の陽性者が発見された令和2年1月28日に対策準備室、同年3月2日に対策本部を設置し、対策本部会議を通じた意見交換や情報共有、府県市民向けの統一メッセージの発出、広域的な医療連携、国への緊急提言等、住民の生命と安全を守るため構成府県市が一丸となって取り組んできた。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルスが世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

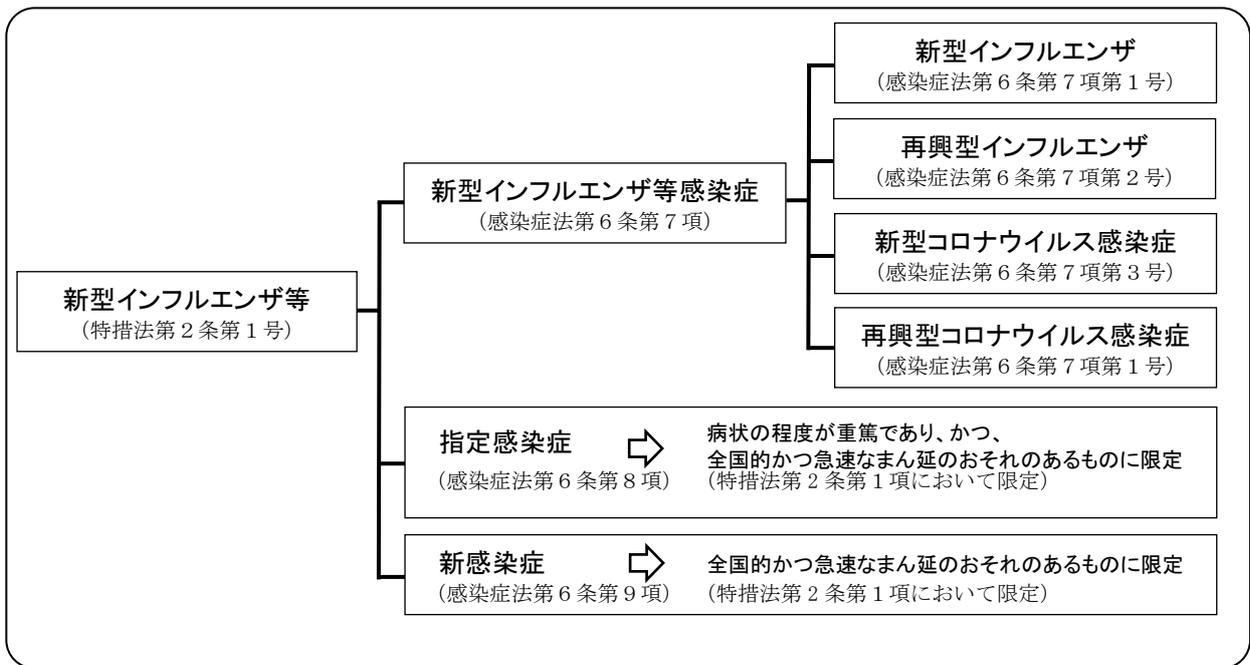
特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症※
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

本プランにおいても、特措法にならい上記①～③の感染症を対象とする。

※新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症



第2章 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）の策定

広域連合では、大規模広域災害に対し、広域連合及び構成団体取るべき対応方針やその手順を定めるため、関西防災・減災プランを分野別に策定することとしているが、感染症対策についても、平成25年6月に、特措法に基づき政府行動計画が策定されたのを機に、関西広域防災計画策定委員会及び感染症（新型インフルエンザ等）対策専門部会の審議を経て、構成団体・連携県の行動計画と整合性を図りつつ、「関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）」（以下「本プラン」という。）を策定することとした。

特措法及び感染症法上、新型インフルエンザ等対策の実施主体として中心的な役割を担うのは、各構成府県・連携県である。本プランは、構成府県・連携県が行う対策のうち、関西圏域において統一的に取り組むべき対策や府県をまたがる対策、発生時に構成団体・連携県から要請を受けた対策等を行ううえで必要な広域的な調整について、広域連合が、構成団体・連携県及び市町村、国、関係機関と連携して実施するための指針を示すものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、府県民の生命及び健康や府県民生活及び府県民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、府県民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を構成団体・連携県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、府県民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 府県民生活及び府県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、府県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・府県民生活及び府県民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は府県民生活及び府県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

なお、広域連合においては、上記を踏まえ、国、構成府県・連携県、市町村、関係機関と連携して、広域調整事務に取り組む。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

本プラン及び各府県市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画等を踏まえ、図表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

構成団体・連携県においては、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが府県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、各府県市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

なお、広域連合は、関西圏域において、より水準の高い効果的な対策が迅速に実施されるよう、本プランに基づき構成団体・連携県等との広域調整を実施する。

また、府県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、ICTを利用した在宅勤務等の活用も想定し、状況に応じ継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、関西広域連合、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や府県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表 1 時期に応じた対策の基本的な考え方（対応期は、基本的対処方針に基づいて対応）

時期		基本的な考え方
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、府県民等に対する啓発や県、市町村、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、府県内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、府県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や府県民生活及び府県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、府県が国及び市町村と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下の B から D までの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

○対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等慮する。）。

○対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の

大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

【構成府県・連携県、市町村、指定（地方）公共機関】

構成府県・連携県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及び各府県市の行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が管内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や府県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や府県民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発への協力、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXは、保健所の業務負担の軽減や関係者の連携強化、医療情報の有効活用等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させ

ていくことをめざし、国の動向を踏まえ、DXを推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により府県民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、府県民の生命及び健康の保護と府県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と国民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

構成府県・連携県は、防止措置有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける府県民や事業者を含め、国民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について国の考え方を踏まえ可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 府県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、府県民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の府県民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける府県民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、府県民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、人権尊重の観点からプライバシーに配慮し、より影響を受けがちである要配慮者等の社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても府県民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、府県新型インフルエンザ等対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

構成府県・連携県は、特に必要があると認めるときは、国に対して、特措法に基づ

く新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市町村から府県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府県はその要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

構成団体・連携県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等に取り組み、市町村を中心に避難所施設の確保等を進める。その際、円滑な避難所運営が行えるよう、あらかじめ保健医療・福祉等の関係部局との連携を図る。また、府県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び関西広域連合、府県、市町村は医療機関と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、府県及び市町村は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、府県対策本部及び市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

【関西広域連合】

広域連合においても、本プランに基づき、構成府県・連携県、国、市町村、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図りつつ、関西圏域における対策に係る広域調整の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) インフルエンザ等対策は、都道府県の果たすべき役割が大きい。一方で、府県民は通勤、通学等で日常的に府県域を越えて生活しており、府県民の利便性や対策の整合性等の観点から、広域調整が求められることが想定される。広域連合は、府県の事務と重複したり、府県知事の権限を損なったりしない限りにおいて、広域調整役としての役割を果たす必要がある。

(2) 広域連合は、準備期から情報の共有を図るなど連携に努めるとともに、構成団体・連携県において患者が発生した場合には、発生団体の支援ニーズの把握に努め、応

援の要請等に応じて速やかに構成団体・連携県と連携して、広域調整を行う。

- (3) 新型インフルエンザ等感染症は、地震等の自然災害と異なり、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが伴うため、自然災害のような応援が難しいことが想定される。このため、広域連合は、構成団体・連携県と緊密に連携し、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断して、広域調整に当たるものとする。

(参考) 地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的	○被害が国内全域、全世界的となる
被害の期間※	○過去の事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策や治療薬・ワクチン接種の有無により左右される

第5章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 構成府県・連携県及び市町村の役割

構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【府県】

府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供

体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される府県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度府県に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

府県と保健所設置市は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

(3) 広域連合

広域連合は、構成団体・連携県が実施する対策を補完し、関西圏全体としてより水準の高い効果的な対策が実施できるよう、以下の事項について、府県域を越えた広域調整を行う。

【情報の共有・発信】

① 構成団体・連携県との連絡体制の整備

新型インフルエンザ等の発生状況や対策の実施状況等の情報収集・共有を図るため、構成団体・連携県との連絡体制を構築する。

② 統一的な情報発信及び報道機関等への情報提供の調整

関西府県民に対して効果的に情報提供及び注意喚起を行うため、構成団体・連携県の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして客観的でわかりやすい統一メッセージを出す等の情報発信を行うほか、報道機関等への情報提供を行う際の個人情報取り扱いに関する基準や情報の提供方法・内容等について共通化を図るための広域調整を行う。

③ 風評被害の抑止

風評被害の防止や風評被害からの早期回復を進めるため、正確な情報を発信するとともに、誤った情報は関係機関と連携し、関西圏域で一致して直ちに打ち消す情報発信を行う。

【対策の広域的实施に係る調整】

④ 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

構成団体・連携県の対策対応能力の向上と連携体制の強化を図るため、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や広域訓練を実施する。

⑤ まん延防止にかかる社会的対策実施の広域調整

効果的なまん延防止のため、構成府県・連携県が、公共交通機関等への感染対策の要請、住民に対する外出の自粛の要請や施設の使用制限等の要請・指示等の社会的対策を適時適切に実施できるよう必要な広域調整を行う。

また、住民・事業者の理解を得て実効性のある対策が実施できるように、必要に応じて、構成府県・連携県が行う要請等の内容の統一を図るなどの広域調整を行う。

⑥ 住民接種の広域実施への対応

他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児等に対する住民接種について、構成団体・連携県と連携して、関西圏域において広域接種が円滑に実施できるよう努める。

⑦ 医薬品・医療資器材の広域融通調整

構成団体・連携県の医薬品・医療資器材の保有状況等について情報収集・共有を行い、患者の発生状況を踏まえ、必要に応じて広域融通に係る調整を行う。

⑧ 広域での患者受入調整支援、患者搬送車の広域提供の調整

初動期において、構成団体・連携県の間での患者受入調整支援や各団体が保有する患者搬送車の広域提供に係る調整を行う。

⑨ 指定（地方）公共機関等に関する調整

事業者の事業継続等のために一元的な要請・支援を行うことが求められるとき、緊急事態宣言時に広域的な緊急物資の運送等を円滑に行うため一元的な要請・指示を行うことが求められるときなどに、必要な広域調整を行う。

⑩ 広域火葬の調整

構成団体・連携県及び火葬場管理者である市町村と連携し、平素から火葬場の点検や火葬能力等の情報収集及び共有を行うとともに、火葬場の火葬能力を超える死者の発生に際して円滑に広域火葬を実施するための調整を行う。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。府県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 府県民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対

策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 関西防災・減災プラン及び府縣市行動計画における対策項目等

(1) 関西防災・減災プラン及び府縣市行動計画の主な対策項目

本プラン及び府縣市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府県民の生命及び健康を保護する」こと及び「府県民生活及び府県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、構成団体・連携県、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を本プラン及び各府縣市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 府県民生活及び府県民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本プラン及び府縣市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

①実施体制

感染症危機は府県民の生命及び健康や府県民生活及び府県民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、関西圏域全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、関西広域連合、府県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分

析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、府県民の生命及び健康を保護し、府県民生活及び府県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて府県民生活及び府県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、府県民生活及び府県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、府県民等、構成団体・連携県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、府県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、広域連合及び構成団体・連携県は、平時から、府県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国が実施する検疫措置や入国制限等の水際対策に協力する。

⑥まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、府県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、構成府県・連携県は、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を国へ要請する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、府県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、構成府県・連携県及び市町村は、国、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たり、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ府県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、府県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、本プランや各府県市行動計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応すること

で、府県民の生命及び健康を守る。

⑨治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、府県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬を迅速に必要な患者に投与できるよう、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備等を行う。

⑩検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、構成団体・連携県は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、構成府県・連携県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から府県連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

構成府県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から府県等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所及び地方衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、構成府県・連携県

は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組に資するよう国が必要な支援を行うことにより、全国一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、府県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬府県民生活及び府県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、府県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、府県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、関西広域連合、構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や府県民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、関西広域連合、構成府県市は、府県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や府県民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 関西防災・減災プラン及び各府縣市行動計画の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

本プラン及び府縣市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

本プラン及び府縣市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本プラン及び府縣市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。広域連合及び構成団体・連携県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

広域連合及び構成団体・連携県は、政府行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理

の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合、広域連合及び構成団体・連携県は、必要に応じ、行動計画について所要の見直しを行う。

(5) 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進、テレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国、構成府県・連携県、市町村が連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 関西防災・減災プラン及び府縣市行動計画等の作成

構成団体・連携県及び指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、それぞれ府縣市行動計画又は指定地方公共機関における業務計画を作成し、必要に応じて見直す。構成団体・連携県は、行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、有識者の意見を聴く。

また、広域連合は、構成団体・連携県の各府縣市行動計画との整合性を確保し、本プランを策定し、必要に応じて見直すほか、対策を具体的に実施するための要領等を作成する。

1-2. 実践的な訓練等の実施

構成府県・連携県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

広域連合は、構成団体・連携県の感染症対策対応能力の向上と連携体制の強化を図るため、構成団体・連携県とともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や広域訓練を実施する。

1-3. 体制整備・強化

① 構成府県・連携県、市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。府県の業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。

② 構成府県・連携県、市町村は、特措法の定めのほか、府縣市対策本部に関し、必要な事項を条例等で定める。

- ③ 構成府県・連携県、市町村は、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ④ 構成府県・連携県、市町村、指定地方公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。特に府県等は、国やJIHS等の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方等の人材の確保や育成に努める。

1-4. 国及び市町村等との連携の強化

- ① 国、関西広域連合、構成府県・連携県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、構成府県・連携県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、府県内の業界団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 構成府県・連携県は、国から必要な支援を受け、警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等との連携を進める。
- ④ 構成府県・連携県は、感染症法に基づき、府県感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき府県が作成する府県行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。
- ⑤ 構成府県・連携県は、第3節（対応期）3-3 ④に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。
- ⑥ 構成府県・連携県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、府県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて広域連合及び構成団体・連携県は、対策本部会議等を開催し、広域連合、構成団体・連携県及び関係機関における対策の実施体制を構築、強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

[広域連合の対応]

2-1. 広域連合の体制

①新型インフルエンザ等対策準備室の設置

海外において、新たに動物から人に感染することとなったインフルエンザ等や限定的に人から人への感染を引き起こしている等、インフルエンザ等の発生の疑いを把握したとき、またはその他国内の感染動向等を踏まえ情報収集体制をとる必要があるときは、広域防災局が広域医療局と協議のうえ、新型インフルエンザ等対策準備室を広域防災局に設置して、情報収集及び連絡調整を開始する。また、以降の体制推移（警戒本部や対策本部）についても、両局協議のうえ判断する。

②新型インフルエンザ等の警戒本部の設置

海外において新型インフルエンザ等の人から人への連続感染が認められる等、発生が確認されるとき、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動の対処方針について協議・決定がなされたとき、その他国内の感染動向等を踏まえ警戒体制を強化する必要があるときは、広域連合に新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、情報収集及び連絡調整を強化するとともに、広域調整の実施に向けた準備を開始する。

③新型インフルエンザ等の対策本部の設置

次のいずれかに該当し、広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長、広域防災担当委員、同副担当委員及び広域医療担当委員を副本部長、構成団体の長を本部員とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を兵庫県災害対策センターに設置し、支援対応にあたる。

- ・ 政府対策本部が設置されたとき
- ・ 都道府県対策本部が設置されたとき

④新型インフルエンザ等の対策本部の体制

対策本部に、その事務を処理させるため、対策本部事務局を置く。対策本部事務局

は、広域防災局及び広域医療局が担う。

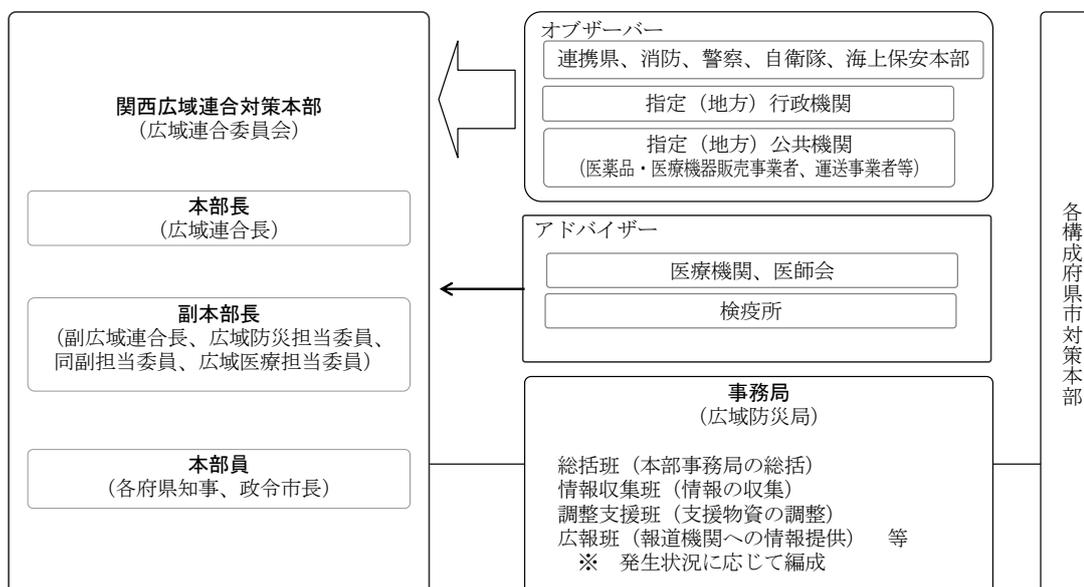
構成団体及び連携県は、連絡員として対策本部事務局に關係職員を派遣する。

ただし、自府県の対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。

関西広域連合の新型インフルエンザ等への対応体制

区分	新型インフルエンザ等対策準備室	新型インフルエンザ等警戒本部	新型インフルエンザ等対策本部
本部長等	室長：広域防災局長 次長：広域医療局長 広域防災局次長等	本部長：広域防災局長 副本部長：広域医療局長 広域防災局次長等	本部長：連合長 副本部長：副連合長、広域防災担当委員、同副担当委員、広域医療担当委員
構成員	広域防災局及び広域医療局関係課長	広域防災局及び広域医療局関係課長 同各府県担当課長	構成団体の長
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で、新型インフルエンザ等が動物から人へ感染したとき ○ 海外で、新型インフルエンザ等が人から人へ感染を引き起こしている等、インフルエンザ等の発生疑いを把握したとき (濃厚接触者間での感染に限る) ○ その他、国内の感染動向等を踏まえ情報収集体制をとる必要があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で、新型インフルエンザ等の人から人への連続感染が認められるとき ○ 政府の初動対処方針が決定されたとき ○ その他、国内の感染動向等を踏まえ情報収集体制を強化する必要があるとき 	<p>次のいずれかに該当し、広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府対策本部が設置されたとき ○ 都道府県対策本部が設置されたとき
主な業務	○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整 ○ 応援・受援の初動準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等（動物インフルエンザ含む）対策に係る情報収集及び連絡調整 ○ 応援・受援など対策実施に伴う広域調整（情報提供、風評被害対策、外出自粛・施設使用制限の統一的要請など） ○ 情報収集員の派遣

関西広域連合の新型インフルエンザ等対策本部組織



2-2. 広域連合における関係機関・団体等との連携強化

① 構成団体・連携県、保健所設置市・市町村との連携

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な広域調整を行うため、対策の措置の実施主体として中心的な役割を担う構成府県をはじめ構成政令市と密接に連携する。なお、連携県については、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等により構成府県で発生・まん延した場合と同様の応援・受援体制を整備するため、同様に連携を図る。

また、構成政令市以外の保健所設置市についても、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、府県に準じた役割を果たすことが求められるため、構成府県・連携県を通じて連携を図る。

さらに、市町村についても、予防接種や火葬の実施主体として、広域連携に重要な役割を果たすことが求められるため、構成府県・連携県を通じて連携を図る。

感染症対応にあたっては、都市部の感染動向が周辺自治体に大きな影響を与えることから、感染初期の段階から都市部の動向を共有し、連携して対応にあたる。

② 広域連合他分野局との連携

広域防災局及び広域医療局は、新型インフルエンザ等発生時に備えて又は発生・まん延時において、広域医療、広域産業や広域観光等に関わる次のような対策を迅速かつ的確に実施できるよう、広域連合の他分野局と連携し必要な体制を整える。

- ・医療確保にかかる広域連携体制の構築
- ・風評被害対策、発生地への集客促進
- ・広域周遊中の観光客被害情報収集・発信 など

③ 他の広域ブロック等との連携

相互応援協定を締結している九都県市や九州地方知事会等との他の広域ブロックのほか、全国知事会を通じて全国都道府県と連携し、新型インフルエンザ等が発生・まん延した場合の応援体制を整備する。

④ 国等との連携

内閣感染症危機管理統括庁をはじめ、関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に発生・まん延の防止の対応が実施できる体制を構築する。

ア 中央省庁等との連携

新型インフルエンザ等発生時に国や政府対策本部と連携して、関西圏域を超えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ 広域実動機関との連携

新型インフルエンザ等発生時に迅速な対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

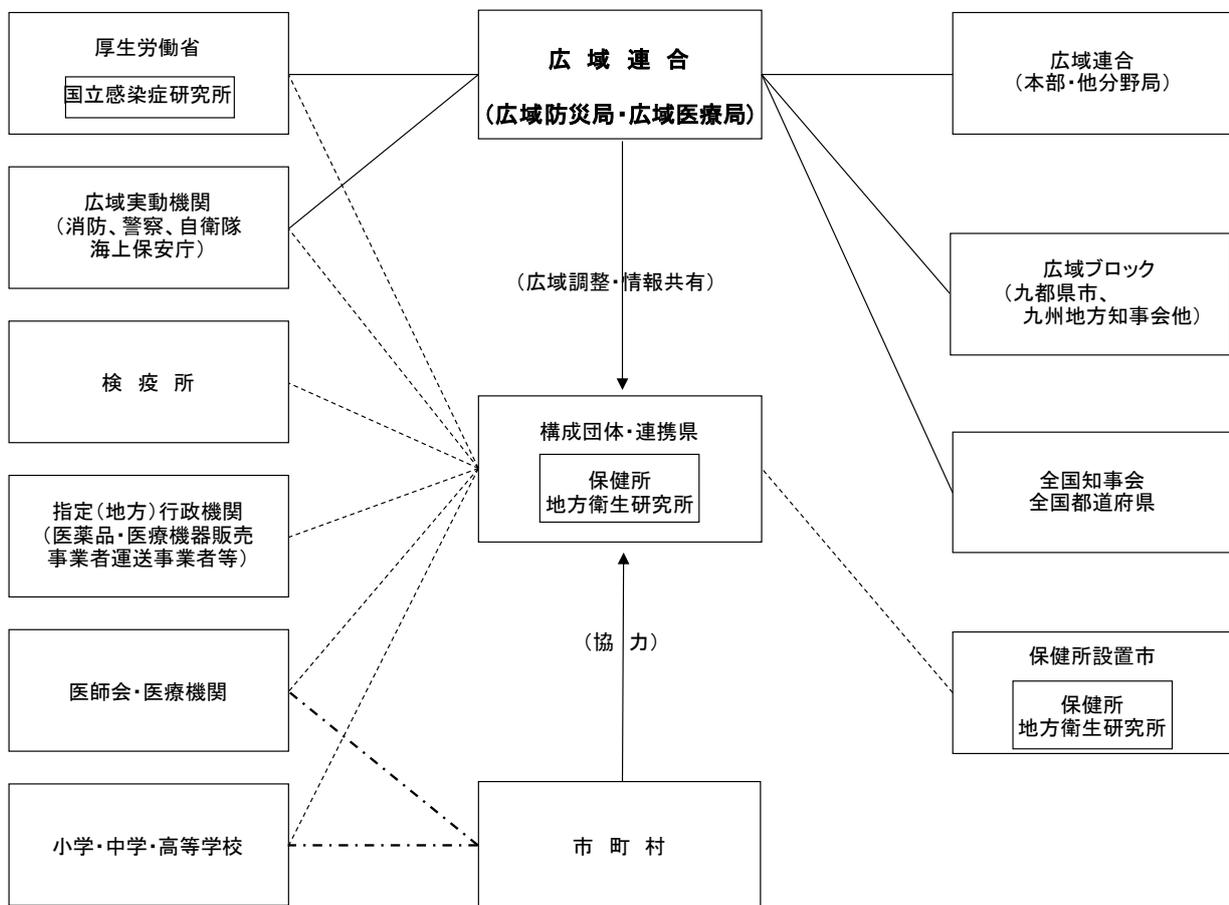
ウ 政府現地対策本部との連携

関西圏域内で新型インフルエンザ等が発生し、国が、関西府県に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、職員を派遣し、密接に連携する。

⑤指定（地方）公共機関、登録事業者との連携

府県をまたがった公共交通機関等に適切な感染対策を講じるよう要請するときや、緊急事態宣言時に広域的な緊急物資の運送等を円滑に行うため一元的な要請・指示を行うことが求められるときなどに備えて、情報連絡体制を整備する。

新型インフルエンザ等対応にかかる
広域連合と関係機関・団体等との関係図



⑥ 経済界などとの連携

新型インフルエンザ等発生時における、まん延防止対策や医療物資・資器材の増産・流通拡大等に向けた事前の連絡体制を強化する。

2-3. 広域連合としての情報収集員の派遣

関西圏域内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じ情報収集員を発生府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集するよう努める。

また、事態の状況を勘案し、必要に応じて発生府県の近隣の構成団体又は連携県に情報収集員の派遣を要請する。

2-4. 広域連合としての応援・受援の実施

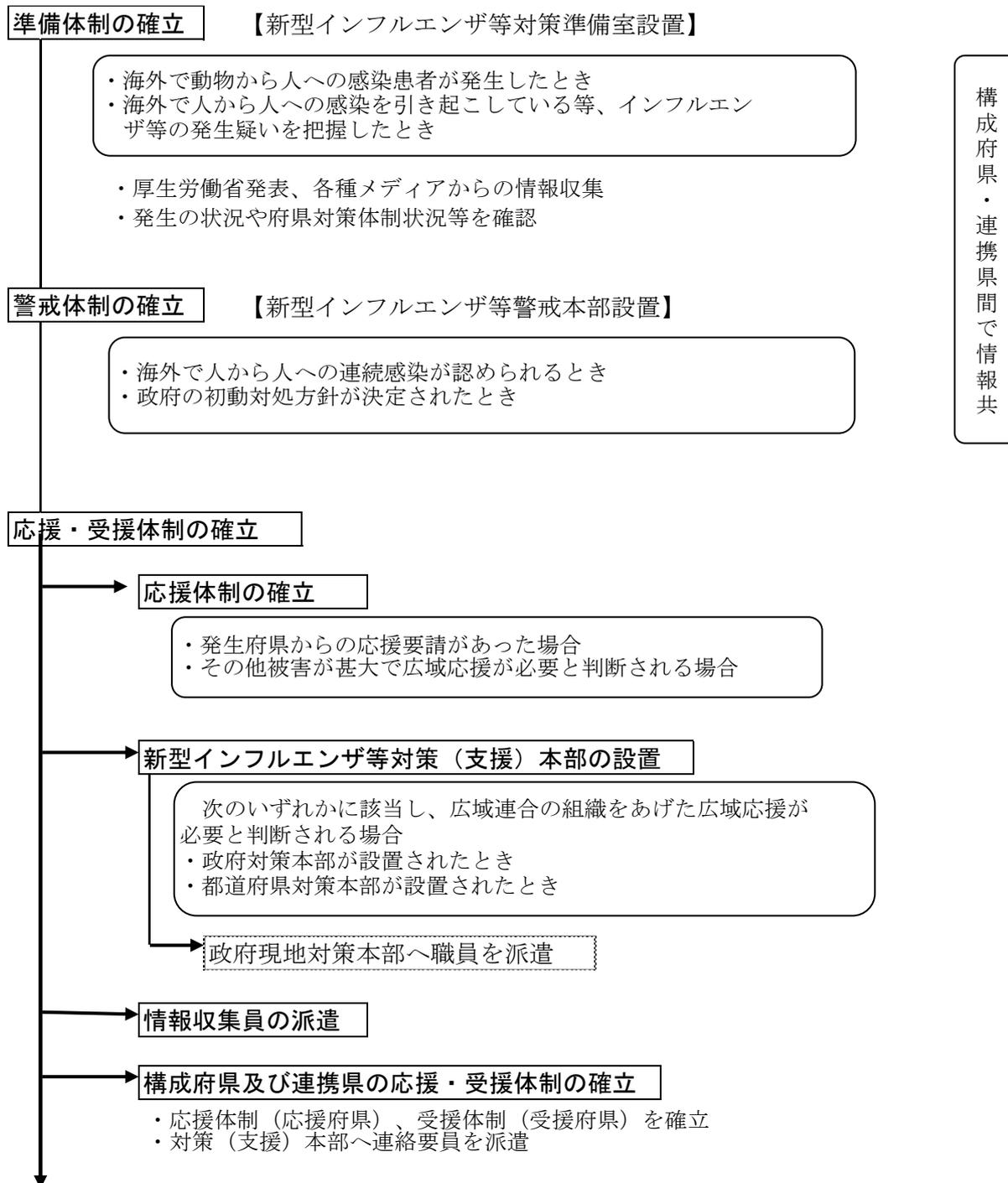
「近畿ブロック相互応援協定」または本プランに基づき、応援の求めがあったときは、構成団体・連携県の感染レベル等を勘案し、派遣職員や応援資器材の割当等、応援・受援の調整を行う。

2-5. 広域連合対策本部会議の開催

- ① 対策本部を設置した場合には、速やかにTV会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る広域調整について協議する。また各府県が実施する社会活動制限等について、他府県との隣接関係や地域特性を考慮した対応を行うための連携・調整の場として活用する。
- ② 本部長は、感染症（新型インフルエンザ等）対策専門部会及び新型インフルエンザ等の患者が発生した構成府県が設置する新型インフルエンザ等対策有識者会議の有識者等の専門的意見を聴取する。このほか、必要に応じて、連携県、消防、警察、自衛隊、海上保安本部及び指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関にオブザーバーとしての参加を求めるとともに、医療機関、医師会、検疫所等にアドバイザーとして参加を求め助言を得る。
- ③ 本部員が、自府県の対応等のため、一堂に会することができない場合はWEB会議システム等を活用し本部会議を開催する。

＜広域調整の実施に向けた手順＞

新型インフルエンザ等発生時には、発生状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、海外で動物から人への感染患者が発生したときから準備体制を確立するとともに、警戒体制の確立、情報収集員の派遣、応援・受援体制の確立と、発生の状況等に対応して段階的な対応体制を整備する。



[構成団体・連携県の対応]

2-6. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 構成団体・連携県は、海外又は国内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある旨の報道や情報共有を受けた場合には、危機管理会議等を開催し、関係者間で情報共有を行う。
- ② 構成府県・連携県は、国から提供される国内外における発生動向等に関する情報やリスク評価の結果、政府の初動対処方針を基に、府県の対応方針を協議し、決定する。

2-7. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 構成府県・連携県は、国の政府対策本部設置等の動きを受け、各府県の計画等に基づき対策本部を設置する。市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 構成団体・連携県は、必要に応じて、感染症の専門知識を有する者の意見を聴いた上で対処方針を作成し、府県市対策本部等内で決定する。
- ③ 構成府県・連携県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ④ 構成団体・連携県及び保健所は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-8. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

構成府県・連携県及び市町村は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、関西広域連合、構成団体・連携県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

構成団体・連携県は、感染症危機の状況並びに府県民生活及び府県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

広域連合は、初動期に引き続き対策本部等を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る情報収集及び連絡調整や応援・受援など対策実施に伴う広域調整、情報収集員の派遣等必要な対応を行う。

構成団体・連携県は、府県市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 構成団体・連携県は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、府県民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。また、必要に応じて、感染症の専門知識を有する者の意見を聴いて対処方針を変更し、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 構成団体・連携県は、保健所等からの報告を受け、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ③ 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-2. 構成府県・連携県による総合調整

- ① 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づき、府県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する府県域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う。
- ② 構成府県・連携県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、

又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。

3-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 構成府県・連携県及び市町村は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、国に対して職員の派遣要請を行う。
- ② 構成府県・連携県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。
- ③ 構成府県・連携県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。
- ④ 市町村が新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認め、府県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請があったときは、府県はこれに対応する。
- ⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府県に対して応援を求める。府県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。

3-4. 必要な財政上の措置

構成府県・連携県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-5. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置への対応

- ① 構成府県・連携県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、有識者の意見を聴く。
- ② 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-6. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

構成団体・連携県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく府縣市対策本部を廃止する。

広域連合は、政府対策本部ないし府県対策本部が廃止されるなど、広域連合の組織をあげた広域応援の必要がなくなったと判断される場合には、広域連合対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、管内・管外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、府県民生活及び府県民経済に関する情報、社会的影響を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」にて具体的に記載する。

(2) 所要の対応

1-1. 実施体制

① 構成団体・連携県は、平時から、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。

特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から関係機関等との連携体制の強化を図る。

② 構成団体・連携県は、国から提供される情報収集・分析の結果を、庁内や関係機関に速やかに共有するよう努める。

③ 構成団体・連携県は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

④ 広域連合は、構成団体・連携県が収集した情報の集約・共有について、平時から体制を整備する。

1-2. 平時に行う情報収集・分析

構成団体・連携県は、感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。

1-3. 訓練

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-4. 人員の確保

構成団体・連携県は、情報収集・分析の円滑な実施のため、平時から、感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。

1-5. DXの推進

構成団体・連携県は、国と連携して、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化・データベース連携等のDXを推進する。この際、広域連合との連携についても留意する。

1-6. 情報漏えい等への対策

構成団体・連携県は、情報漏えい事案が発生した場合の対応手順について、あらかじめ整理しておく。整理に当たっては、国など情報連携等を行っている関係機関とも対応を調整するよう留意する。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。

広域連合は、構成団体・連携県が収集・分析して得られた情報を共有するための体制を構築する。

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 構成団体・連携県は、国から示される、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。
- ② 構成団体・連携県は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。
- ③ 構成団体・連携県は、各部局が所管する業界からニーズを聞き取るなどして、府県民生活及び府県民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が府県民生活及び府県民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。

2-2-2. リスク評価体制の強化

- ① 構成団体・連携県は、国と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。
- ② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した関係機関とのネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

構成団体・連携県は、国と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

構成団体・連携県は、国から情報提供される、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、府県民や事業者等に迅速に提供・共有する。

広域連合は、構成団体・連携県の情報収集・分析から得られた情報や対策を構成団体・連携県に共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と府県民生活及び府県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、府県民生活及び府県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

① 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、各府県内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、保健所からの積極的疫学調査等や、医療機関からの病床使用率等に関する情報提供により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

② 構成団体・連携県は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、府県民生活及び府県民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

① 構成団体・連携県は国と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。

② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した関係機関とのネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。

- ③ 特に各府県内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、府県民生活及び府県民経済に関する分析を強化し、感染症危機が府県民生活及び府県民経済等に及ぼす影響を把握する。
- ④ 構成団体・連携県は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
- ⑤ 構成団体・連携県は、国から提供される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、府県民や事業者等に分かりやすく情報を提供・共有する。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

構成団体・連携県は、国と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

構成団体・連携県は、国から情報提供される、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、府県民や事業者等に迅速に提供・共有する。

広域連合は、構成団体・連携県の情報収集・分析から得られた情報や対策を構成団体・連携県と共有する。

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

(1) 目的

本プランの「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 構成団体・連携県は、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。
- ② 構成団体・連携県は、リスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。
- ③ 構成団体・連携県は、国の支援のもと、平時から感染症サーベイランスに係る人材育成等を実施するとともに、訓練等を通じて有事における感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 構成団体・連携県は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。
- ② 構成団体・連携県は、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。
- ③ 構成団体・連携県は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、保健所、地方衛生研究所等、動物衛生部門及び環境衛生部門等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、構成団体・連携県、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家

畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、県内における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。

さらに、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。

1-3. 人材育成及び研修の実施

構成団体・連携県は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者に対し、国等が実施する研修等への参加を働きかける。

1-4. DX の推進

構成団体・連携県は、国と連携し、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、国の動向も踏まえ、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

1-5. 分析結果の共有

構成団体・連携県は、国から情報提供される、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果やその分析結果に基づく正確な情報を府県民や事業者等に分かりやすく提供・共有する。

広域連合は、構成団体・連携県のサーベイランス情報を構成団体・連携県と共有する。

第2節 初動期

(1) 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJIHSの初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

構成団体・連携県は、関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、構成団体・連携県は、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数、人工呼吸器使用数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等において、亜型等の同定を行う。

2-2-2. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

構成団体・連携県は、国及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

構成団体・連携県は、国から情報提供される、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報について、府県民や事業者等へ迅速に提供・共有する。

広域連合は、構成団体・連携県のサーベイランス情報を構成団体・連携県と共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

構成団体・連携県は、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し退院等の届出の提出を求める。また、管内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、構成団体・連携県や医療現場の負担も過大となる。

このため、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となり、国において全数把握から定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合には、構成団体・連携県においても同様の対応を行う。

また、構成団体・連携県は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスの実施を検討する。

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

構成団体・連携県は、国が示す、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

構成団体・連携県は、国と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

構成団体・連携県は、国から情報提供される、国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を、府県民や事業者等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報について、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて、府県民や事業者等に分かりやすく情報を提供・共有する。

広域連合は、構成団体・連携県のサーベイランス情報を構成団体・連携県と共有する。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国、関西広域連合、構成府県・連携県、市町村、医療機関、事業者、府県民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、府県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、構成団体・連携県は、平時から、府県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、府県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、構成府県・連携県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた府県民等への情報提供・共有の項目や手段（多数の人が利用するSNS等を含む）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における府県民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

構成団体・連携県は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、府県民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、構成団体・連携県による情報提供・共有が有用な情報源として、府県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、構成団体・連携県、市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

広域連合は、構成団体・連携県の広報チームと連携し、情報を共有する。共有した情報については、「広域防災ポータルサイト」等を活用して、関西一円の新型インフルエン

ザ等に関する情報として提供する。また、医療従事者や高齢者施設職員等に知見を共有する啓発資料等を作成し、認識の共有と能力向上を図る。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発及び対策

構成団体・連携県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(例：感染者等のプライバシー保護、感染経路の特定過程における過度な詮索の防止等)

また、医療従事者やエッセンシャルワーカーへの支援及び感染者や感染が確認された地域等を不当に非難する構造を避けるため、表現ガイドラインの策定や事例研修などの整備、被差別事案の相談窓口・再発防止レビュー体制の等の対応体制構築といった取組等について検討を進めるとともに、構成団体・連携県による情報提供・共有が有用な情報源として、府県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発及び対策

構成団体・連携県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、府県民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上を図られるように、民間事業者をはじめとする関係機関と連携し、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発及び対策を行う。

また例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、保健医療機関等と連携し、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、府県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、構成団体・連携県による情報提供・共有が有用な情報源として、府県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

広域連合においては、偏見・差別、偽・誤情報等による風評被害を防止するため、府県民の誤解や混乱、過剰反応を招かないよう、報道機関と連携し、発生地の正確な地理情報とともに感染症の正しい情報を発信する。また、誤った情報が出た場合には、構成団体・連携県及び民間事業者をはじめとする関係機関と連携して、関西で一致してこれを速やかに打ち消す情報発信を行う。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

構成団体・連携県は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて府県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、府県民等が必要な情報を入手できる

- よう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 構成団体・連携県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。
 - ③ 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
 - ④ 構成団体・連携県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
 - ⑤ 広域連合は、社会混乱を招く誤った情報への対処として、各種媒体を活用し、客観的で分かりやすい情報を統一的に発信する。なお、発信すべきメッセージの内容について、構成団体・連携県と事前に整理する。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 構成団体・連携県は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、府県民等からの相談に応じるため、府県市のコールセンター等が設置されるよう準備する。
- ③ 構成団体・連携県は、府県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、府県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、府県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、府県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、府県民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

構成団体・連携県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、府県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 構成団体・連携県は、府県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、府県民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

広域連合は、府県民に対し、効果的な情報提供と注意喚起を行うため、構成団体・連携県が発信する情報との整合を図りつつ客観的でわかりやすい統一メッセージを適宜及び定期的に発信する。

- ② 構成団体・連携県は、府県民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係部局と調整の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 構成団体・連携県は、国と連携して、府県民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 構成団体・連携県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を

踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

- ⑤ 構成団体・連携県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 構成団体・連携県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 構成団体・連携県は、Q&A 等を作成し、ホームページに掲載するほか、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、府県民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、庁内で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

広域連合は、関西圏域での統一した相談対応に資するため、構成団体・連携県の協力を得て、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせなどの情報を集約して共有を図る。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

構成団体・連携県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、各種相談窓口に関する情報を整理し、府県民等に周知することにより、偏見・差別等による人権侵害の解消を図る。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、府県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、府県民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、構成団体・連携県は、府県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する府県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、府県民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、府県民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、府県民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

構成団体・連携県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、管内の関係機関を含む府県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 構成団体・連携県は、府県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、府県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 構成団体・連携県は、府県民等の情報収集の利便性向上のため、総覧できるウェブサイトを運営する。

③ 構成団体・連携県は、国と連携して、府県民等に対し、感染症の特徴や発生状況

等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

- ④ 構成団体・連携県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ⑤ 構成団体・連携県は、国から示される、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 構成団体・連携県は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 構成団体・連携県は、Q&A 等を改定し、ホームページに掲載するほか、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、府県民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、庁内で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

広域連合は、関西圏域での統一した相談対応に資するため、構成団体・連携県の協力を得て、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせなどの情報を集約して共有を図る。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

構成団体・連携県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、各種相談窓口に関する情報を整理し、府県民等に周知することにより、偏見・差別等による人権侵害の解消を図る。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、府県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

管内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、府県民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について

限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、府県民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、構成団体・連携県は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、府県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、府県民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や府県民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第5章 水際対策

第1節 準備期

(1) 目的

平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずる。

また、海外において感染症情報の収集・提供体制を整備することにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 構成団体・連携県は、国が実施する、水際対策の実効性を高めるための関係機関との合同実施も含めた訓練に積極的に参加する。
- ② 構成団体・連携県は、国が実施する、検疫法に基づく隔離等の措置が円滑に行えるよう、入院調整等の連携体制を構築する。
- ③ 構成団体・連携県は、国が新型インフルエンザ等に対する検疫所における検査体制を整備する中で、必要に応じて地方衛生研究所等へPCR 検査等を依頼する必要があるため、協力体制を構築する。
- ④ 構成団体・連携県は、国が整備する、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等の情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを活用し、国との連携を図る。

1-2. 国との連携

構成団体・連携県は、検疫法の規定に基づく協定を国が締結するに当たり、意見聴取等に適切に対応するとともに、有事に備えた訓練を実施することで、連携を強化する。

第2節 初動期

(1) 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、管内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、構成団体・連携県は、国が行う水際対策について協力する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合は、検疫所と連携して、早期の患者発見等に努める。

広域連合は、空港等における停留の実施等効果的な水際対策が行われるよう、検疫所と密接に連携する。

2-2. 検疫措置の強化

構成府県・連携県の警察は、国における検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。

2-3. 密入国者対策

- ① 構成府県・連携県の警察は、国からの指導又は調整に基づき、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する警戒活動等を行う。
- ② 構成府県・連携県の警察は、国からの指導又は調整に基づき、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上における警戒活動等を行う。

2-4. 国等との連携

- ① 構成団体・連携県は、検疫措置の強化に伴い、検疫所及び医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査体制の速やかな整備に協力する。
- ② 構成団体・連携県は、国の定めにより診察、検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請及び健康監視等の対象とされた者について報告を受けた場合は、国と連携しながら、健康監視を実施する。

第3節 対応期

(1) 目的

国が時宜に応じ適切かつ柔軟に検討・実施する水際対策の強化又は緩和に連携し、健康監視等に取り組む。

(2) 所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

構成団体・連携県は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）の対応を継続する。

また、感染症法の規定に基づき、府県の体制等を勘案して、必要があるときは、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、第2節（初動期）2-4②の健康監視の代行を国に要請する。

3-2. 病原体の性状に応じて対応する時期

構成団体・連携県は、第2節（初動期）の対応を継続しつつ、国が病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替えたときは、合わせて健康監視等の対応を切り替える。

3-3. ワクチン・治療薬等により対応力が高まる時期

構成団体・連携県は、第2節（初動期）の対応を継続しつつ、ワクチンや治療薬の開発や普及状況に応じて国が実施する水際対策の実施方法が変更、緩和又は中止されたとき、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により対策の強度を切り替えたときには、合わせて健康監視等の対応を切り替える。

第6章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、府県民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、府県民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 構成団体・連携県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府県民の生命及び健康を保護するためには府県民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 関西広域連合、構成府県・連携県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 構成団体・連携県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。構成団体・連携県は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、管内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 府県市内でのまん延防止対策の準備

- ① 構成団体・連携県は、国と連携し、管内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、構成団体・連携県は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と連携し、これを有効に活用する。

- ② 構成団体・連携県は、国及びJIHSから感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報やリスク評価に基づく情報の提供があったときは、まん延防止対策に活用する。
- ③ 構成府県・連携県、市町村及び指定地方公共機関は、国からの要請を受けて、管内におけるまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、府県民の生命及び健康を保護する。その際、府県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、府県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。構成団体・連携県は、国及びJIHSによる情報の分析やリスク評価を受け、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び府県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、府県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

広域連合は、構成団体・連携県が実施するまん延防止対策の対応状況を収集し、共有を図る。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

構成団体・連携県は、国から示される基準等も考慮しつつ、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

構成府県・連携県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、構成府県・連携県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持等に必要な場合を除き居宅等からみだりに外出しないこと等の要請を行う。

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

構成府県・連携県は、府県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

3-1-2-3. 退避・渡航中止の勧告等

構成団体・連携県は、国の発出した感染症危険情報を受けて、関係機関と協力し、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行い、国が退避勧告や渡航中止勧告を行ったときは、情報の周知を行う。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

構成府県・連携県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

構成府県・連携県は、必要に応じて、上記3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

3-1-3-3. 3-1-3-1 及び3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

構成府県・連携県は、上記3-1-3-1 又は3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。

3-1-3-4. 施設名の公表

構成府県・連携県は、上記3-1-3-1 から3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。

3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

- ① 構成府県・連携県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請す

る。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等を協力要請する。

- ② 構成府県・連携県は、国からの要請を受けて、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。
- ③ 構成府県・連携県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。
- ④ 構成団体・連携県は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止を呼び掛ける。
- ⑤ 構成団体・連携県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

構成団体・連携県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び構成府県・連携県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

構成府県・連携県は、国の要請を受けて、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

広域連合は、府県域を超えて運行する公共交通機関等への感染対策を要請する。

3-1-4-2. 減便等の呼び掛け

構成団体・連携県は、国の要請を受けて、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を呼び掛ける。

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

構成団体・連携県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する府県民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、府県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、構成団体・連携県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措

置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる(まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3 に記載)。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、構成団体・連携県は、有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の府県民の生命や健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請も含め、強度の高いまん延防止措置を講ずる。

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請を検討する。

3-2-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、構成団体・連携県は、国から一層の支援を受ける。具体的には、構成団体・連携県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼びかけるとともに、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、国から、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を受ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループ

に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う府県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

構成団体・連携県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態措置の実施の要請

- ① 構成府県・連携県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。
- ② 構成府県・連携県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、有識者の意見を聴く。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、府県民の生命及び健康を保護し、府県民生活及び府県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発への協力

構成団体・連携県は、国や大学・研究機関等、製薬企業等による研究開発について、管内の医療機関等を通じた治験等の実施に協力する。

1-2. ワクチンの流通に係る体制の整備

構成府県・連携県は、市町村、府県医師会、府県内卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、ワクチンの円滑な流通のため、以下(ア)から(ウ)までの体制を構築する。

(ア) 管内の卸売販売事業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

(イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

(ウ) 市町村との連携及び役割分担

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

特定接種の対象となり得る者に関する基準の決定に当たっては、特定接種が基本的には住民接種よりも先に開始されることを踏まえれば、国民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められなければならない。

そのため、国において、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者、公務員の詳細について定められる。なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知及び登録

構成府県・連携県及び市町村は、国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市町村又は構成府県・連携県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-4-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、構成府県・連携県及び市町村は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

また、広域連合は、複数府県に事業所を設置している事業者等での接種が効率的に実施できるよう、必要に応じて、構成団体・連携県を通じて事業者への働きかけを行う。

1-4-3. 住民接種

市町村又は構成府県・連携県は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市町村又は構成府県・連携県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は府県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

（イ）市町村又は構成府県・連携県は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）市町村又は構成府県・連携県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

構成府県・連携県及び市町村は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、府県民等の理解促進を図る。

1-6. DX の推進

構成府県・連携県及び市町村は、得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を、国が整備するシステムを活用し、情報共有する。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

構成府県・連携県及び市町村は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国の接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 接種体制の構築

市町村又は構成府県・連携県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

構成府県・連携県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。

2-1-4. 広域調整

広域連合は、他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及びその同伴の小児等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、構成団体・連携県と連携して、関西圏域内において円滑に実施できるよう努める。

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチン等の流通体制

3-1-1. ワクチン等の流通体制の構築

構成団体・連携県は、国の要請に応じて、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。

3-1-2. 接種体制

- ① 市町村又は構成府県・連携県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携し、接種体制の継続的な整備に努める。
- ③ 広域連合は、複数府県に事業所を設置している事業者等での接種が効率的に実施できるよう、必要に応じて、構成団体・連携県を通じて事業者への働きかけを行う。

3-2. 特定接種

構成府県・連携県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

市町村又は構成府県・連携県は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国と連携して、接種体制の準備を行う。

3-3-2. 予防接種体制の構築

市町村又は構成府県・連携県は、国の要請に応じて、接種を希望する全住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-3-3. 接種の実施及び情報提供・共有

市町村又は構成府県・連携県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、府県民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-3-4. 広域調整

広域連合は、住民接種の広域接種に伴うワクチンの偏在に対応して、構成団体・連携県と連携し、必要に応じて、関西圏域内での広域的な融通調整を行う。

3-3-5. 接種体制の拡充

市町村又は構成府県は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3-6. 接種記録の管理

構成府県・連携県及び市町村は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4. 副反応疑い報告等

3-4-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

構成府県・連携県及び市町村は、ワクチンの安全性について、国等の情報収集に努め、適切な安全対策や府県民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-4-2. 健康被害に対する速やかな救済

構成府県・連携県及び市町村は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、国の制度の周知を徹底する。

3-5. 情報提供・共有

- ① 構成府県・連携県及び市町村は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。その際には、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報を収集し、必要に応じたQ&Aの提供といった、双方向的な対応を行うなど、府県民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 市町村又は構成府県・連携県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、

会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

第8章 医療

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき構成府県・連携県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、構成府県・連携県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えたより実践的な訓練や研修の実施、府県連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 構成府県・連携県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、以下1-1-1 から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。
- ② 構成団体・連携県は、地域の実情に応じて、国が示す、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を機動的に運用する。
- ③ 構成団体・連携県は、平時から医療計画等に基づく人材確保の推進を図るとともに、上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。
- ④ 構成府県・連携県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。
広域連合は、初動期及び対応期における重症者に対する高度医療を確保するため、広域的な救急搬送が一般救急と同様に実施されるよう、関係機関との意識の共有を図る。

1-1-1. 相談センター

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や

有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

1-1-2. 感染症指定医療機関

新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 構成団体・連携県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。構成団体・連携県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ② 構成団体・連携県は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ① 構成団体・連携県は、医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、医療人材や感染症専門人材の育成を推進し、育成状況を定期的に確認する。
- ② 構成団体・連携県は、国が定める新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等を医療機関へ周知する。
- ③ 構成府県・連携県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。

1-4. 医療機関の設備整備・強化等

- ① 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、国の方針を踏まえ、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。
- ② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。

1-5. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

構成府県・連携県は、国による、臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法についての整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。

1-6. 連携協議会等の活用

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等発生時に対応ができるよう、連携協議会等を活用し、医療機関、保健所、高齢者施設等や消防機関等との連携を図り、予防計画等に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応、集団感染発生の対応等について整理を行い、随時更新を行う。

1-7. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ① 構成団体・連携県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ② 構成団体・連携県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から府県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、構成団体・連携は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備し、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- ① 構成団体・連携県は、国から情報提供される、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、医療機関、府県民等に迅速に提供・共有を行う。
- ② 構成団体・連携県は、国やJIHS から提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、構成府県・連携県は、国からの要請に応じ、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保する。
- ② 構成府県・連携県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において府県感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、IT を活用した情報共有手段の提供等に努めるとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

広域連合は、府県間等において、構成団体・連携県を越えた患者受入調整支援や各団体の保有する患者搬送車を提供する体制の構築に努める。

- ③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、構成団体・連携県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。
- ④ 構成団体・連携県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう指示する。
- ⑤ 構成団体・連携県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法、また公費負担の制度等について住民等に周知する。
- ⑥ 構成団体・連携県は、国の要請に応じ、対応期における発熱外来の迅速な稼働の

前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備する。

- ⑦ 構成府県・連携県は、国の要請に応じ、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行う。
- ⑧ 構成団体・連携県は、民間搬送事業者等と連携して、患者等についての、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手手段の確保に向け準備する。

2-3. 相談センターの整備

- ① 構成団体・連携県は、国の要請に応じ、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。
- ② 構成団体・連携県は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、府県民に周知を行う。
- ③ 構成団体・連携県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。
- ④ 構成団体・連携県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、府県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、府県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、構成団体・連携県は、国から提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、構成団体・連携県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

(2) 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 構成団体・連携県は、国及びJIHS から提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。
- ② 構成府県・連携県は、準備期において整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。
- ③ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に府県と締結した協定に基づき、府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ④ 構成府県・連携県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。
- ⑤ 構成団体・連携県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。
- ⑥ 医療機関は、構成団体・連携県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（GMIS）の入力を行う。
- ⑦ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療

機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（GMIS）を通じて府県へ報告を行う。構成団体・連携県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。

- ⑧ 構成団体・連携県は、民間搬送事業者等と連携して、患者等について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。
- ⑨ 構成団体・連携県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。
- ⑩ 構成団体・連携県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ⑪ 構成府県・連携県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法、また公費負担の制度等について住民等に周知するほか、一般に手に入る形で検査キットが流通している場合には、適切な使用等について、あわせて情報提供する。
- ⑫ 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 構成府県・連携県は、国の要請に応じて、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう、所要の対応を行う。
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に府県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。
- ③ 構成団体・連携県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。
- ④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。
- ⑤ 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に

連携して対応する。なお、構成府県・連携県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

- ⑥ 構成団体・連携県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 構成団体・連携県は、国の要請に応じて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行う。
- ② 構成団体・連携県は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、府県民に周知を行う。
- ③ 構成団体・連携県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 構成府県・連携県は、国の要請に応じて、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応する。
- ② 構成府県・連携県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。
- ③ 協定締結医療機関は、準備期に構成府県・連携県と締結した協定に基づき、構成府県・連携県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ④ 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、構成府県・連携県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
- ⑤ 構成団体・連携県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者につ

いて、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。

- ⑥ 構成府県・連携県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。
- ⑦ 構成団体・連携県は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記3-2-1-2 の取組を継続して行う。

3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応

- ① 構成団体・連携県は、国の要請に応じて、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保する。
- ② 構成府県・連携県は、国の要請に応じて、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行う。一方、感染性が高い場合は、構成団体・連携県は、国の要請に応じて、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ① 構成府県・連携県は、国の要請に応じて、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、構成府県・連携県は、国の要請に応じて、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。
- ② 構成団体・連携県及び保健所は、国の要請に応じて、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

構成団体・連携県は、国が示した基本的な感染対策に移行する方針に基づき、ワクチン等による集団免疫の獲得、病原体の変異による病原性の低下等に伴う特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。

3-3. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

構成団体・連携県は、上記3-1 及び3-2 の取組では対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、必要に応じて、以下①から③までの取組を行う。

- ① 構成団体・連携県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。構成府県・連携県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。
- ② 構成府県・連携県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。
- ③ 構成府県・連携県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、府県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。
 - （ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2 及び3-1-3 の措置を講ずること。
 - （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
 - （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保を行うことが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

(2) 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

構成団体・連携県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

1-1-2. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

国及びJIHS は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び構成団体・連携県は大学等の研究機関を支援する。

構成団体・連携県は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

1-2. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHS が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。

1-2-2. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備

構成府県・連携県は、国から示される備蓄目標量を目安として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。また、構成府県・連携県は、管内で流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から、医薬品の卸売販売業者等との情報共有や連携を進める。

広域連合においては、抗インフルエンザウイルス薬について、構成団体・連携県の備蓄状況を把握する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の確保及び供給を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国、構成団体・連携県、医療機関等の関係機関の間で、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を共有する。

2-2. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に迅速に情報提供・共有する。

2-2-2. 治療薬の配分

構成団体・連携県は、国と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。

2-2-3. 治療薬の流通管理及び適正使用

構成団体・連携県は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう呼び掛ける。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を呼び掛ける。

2-2-4. 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用

構成団体・連携県は、対症療法薬の適正な流通を呼び掛ける。

2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

① 構成団体・連携県は、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。

広域連合においては、抗インフルエンザウイルス薬について、構成団体・連携県の備蓄状況を把握する。

② 構成府県・連携県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう呼び掛ける。

③ 構成団体・連携県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ

の患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を呼び掛ける。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。

- ④ 構成団体・連携県は、管内での感染拡大に備え、国と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう呼び掛ける。
- ⑤ 構成団体・連携県は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を呼び掛ける。
- ⑥ 広域連合は、抗インフルエンザウイルス薬について、地域的な不足が生じた場合は、広域的な融通調整を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

(2) 所要の対応

3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

国、構成団体・連携県、医療機関等の関係機関の間で、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を情報共有する。

3-1-2. 治療薬・治療法の活用

3-1-2-1. 医療機関等への情報提供・共有

構成団体・連携県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、府県民等に対して迅速に提供する。

3-1-2-2. 医療機関や薬局における警戒活動

構成府県・連携県の警察は、医療機関や薬局及びその周辺において、府県民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行う。

3-1-2-3. 治療薬の流通管理

- ① 構成団体・連携県は、国と連携し、引き続き、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう呼び掛ける。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を呼び掛ける。
- ② 構成団体・連携県は、対症療法薬についても、適切に使用するよう呼び掛けるとともに、適正な流通を呼び掛ける。
- ③ 構成団体・連携県は、患者数が減少した段階において、製薬関係企業等が次の感染拡大に備えた増産を行った場合には、必要に応じて、増産された治療薬を確保する。
- ④ 構成団体・連携県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。

3-1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 構成府県・連携県は、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認し、必要に応じて、国備蓄分を配分する等の

調整を行うよう、国へ要請する。

広域連合は、抗インフルエンザウイルス薬について、地域的な不足が生じた場合は、広域的な融通調整を行う。

- ② 構成団体・連携県は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ③ 構成府県・連携県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。

第10章 検査

第1節 準備期

(1) 目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められる、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に予防計画に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、JIHS や地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ① 構成団体・連携県は、国と連携し、予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施できる体制を整える。また、検査実施機関は、精度管理を行うための体制を整えるよう努める。
- ② 地方衛生研究所等は、JIHS等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深めるとともに、必要に応じ、民間検査機関等も含めた県内の検査実施機関における検

- 査体制の強化を支援する。また、JIHS等と検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートの確保を検討しておく。
- ③ 構成団体・連携県は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
- ④ 構成団体・連携県は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。
- ⑤ 広域連合は、構成団体・連携県の検査実施能力確保状況の情報を構成団体・連携県に共有する。

関西圏域の地方衛生研究所

団体名	機関名称	所在地
福井県	福井県衛生環境研究センター	福井市原目町39番4号
三重県	三重県保健環境研究所	四日市市桜町3684-11
滋賀県	滋賀県衛生科学センター	大津市御殿浜13番45号
京都府	京都府保健環境研究所	京都市伏見区村上町395番地
京都市	京都市衛生環境研究所	京都市伏見区村上町395
大阪府	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	大阪市東成区中道1丁目3番3号
大阪市	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	大阪市東成区中道1丁目3番3号
堺市	堺市衛生研究所	堺市堺区甲斐町東3丁目2番8号
東大阪市	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田3-3-2
兵庫県	兵庫県立健康科学研究所	加古川市神野町神野1819-14
神戸市	神戸市健康科学研究所	神戸市中央区港島中町4丁目6-5
姫路市	姫路市環境衛生研究所	姫路市坂田町3番地
尼崎市	尼崎市立衛生研究所	尼崎市南塚口町4丁目4番8号
奈良県	奈良県保健研究センター	桜井市粟殿1000番地
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター	和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山市	和歌山市衛生研究所	和歌山市松江東3丁目2番67号
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1
徳島県	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町3丁目80

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 構成団体・連携県は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう訓練等で定期的に確認を行う。地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び県等と協力して検査体制の維持に努める。
- ② 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、府県市の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。

- ③ 構成団体・連携県は、JIHS、保健製薬環境センター、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

構成団体・連携県は、JIHS、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負荷を軽減できるよう、DX の推進により、自動化、効率化されたシステムを構築する。

1-4. 研究開発への協力

1-4-1. 研究開発の方向性の整理

構成団体・連携県は、国やJIHS が実施する、検査診断技術の開発の方針の整理へ協力する。

1-4-2. 検査関係機関等との連携

構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、海外で発生した段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法を確立するとともに、検査体制を早期に整備することを目指す。

管内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(2) 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

① 構成団体・連携県は、国の要請及び支援に基づき、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、予防計画に基づき、流行初期期間の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、地方衛生研究所等における検査実施能力の確保状況等の確認を含め、検査体制を整備する。

また、準備期の準備に基づき、必要に応じて検査に必要となる予算・人員を確保するとともに、地方衛生研究所等は研修等を実施する。

② 構成団体・連携県は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。

③ 広域連合は、構成団体・連携県の検体の採取・輸送体制も含めた検査実施能力確保状況の情報を構成団体・連携県に共有する。

2-2. PCR 検査等の汎用性の高い検査手法の普及

構成団体・連携県は、国が行う、PCR 検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発や臨床研究の評価、検査の使用方法について、医療機関等に情報提供・共有する。

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の研究への協力

構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知

構成団体・連携県は、感染症の流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、府県民等に分かりやすく提供・共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体の採取や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

(2) 所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

構成団体・連携県は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。

広域連合は、構成団体・連携県の検体の採取・輸送体制も含めた検査実施能力確保状況の情報を構成団体・連携県に共有する。

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及への協力

構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直しに伴う周知

構成団体・連携県は、感染症の流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、府県民に分かりやすく提供・共有する。

第11章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、地方衛生研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

構成団体・連携県は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や保健製薬環境センターがその機能を果たすことができるようにする。

その際、構成団体・連携県の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 構成団体・連携県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。
- ② 構成団体・連携県は、予防計画に基づき、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣、外部民間人材の活用等により、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する体制を構築する。

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 構成団体・連携県は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認する。
- ② 構成団体・連携県は、予防計画に定める地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。
- ③ 保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定し

た上で業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における構成団体・連携県、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 構成団体・連携県及び保健所は、国の求めに応じ、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。
- ② 構成団体・連携県及び保健所は、保健所や地方衛生研究所等の人材育成を実施する。
- ③ 構成団体・連携県及び保健所は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努める。また、保健所や地方衛生研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。
- ④ 構成団体・連携県は、保健所や地方衛生研究所等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

構成団体・連携県及び保健所は、新型インフルエンザ等の発生に備え、府県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、府県感染症対策連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、構成団体・連携県及び保健所は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、構成府県が作成する府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画（感染症編）との整合性を確保する。

その際、構成府県・連携県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供や宿泊施設の確保等が必要となるため、構成団体・連携県及び保健所は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-4. 保健所及び保健製薬環境センターの体制整備

- ① 構成団体・連携県は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等の体調管理やメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ電話相談や積極的疫学調査並びに健康観察等を実施できるよう体制を整備する。
- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画（感染症編）を策定・更新し、想定した業務量に対応するための人員の確保、計画に基づく研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化、地域の医療機関や専門職能団体等の関係機関との連携強化等に取り組む。
- ③ 地方衛生研究所等は、JIHS との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を受ける。
- ④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。
- ⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHS と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国等と協力し、検査体制の維持に努める。
- ⑥ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から構成団体・連携県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
- ⑦ 構成団体・連携県及び地方衛生研究所等は、JIHS とともに、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。
- ⑧ 構成団体・連携県、保健所及び保健製薬環境センターは、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
- ⑨ 構成団体・連携県及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。
- ⑩ 構成団体・連携県、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26 年法律第166 号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、管内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。

また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。

- ⑪ 構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

1-5. DX の推進

平時から、国、構成団体・連携県、保健所及び地方衛生研究所等は、相互に連携した訓練を通じ、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の各種システムの運用に関する課題を整理し、システム利用機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 構成団体・連携県は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、市町村と連携し、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 構成団体・連携県は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。
- ③ 構成団体・連携県は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えることで症状の悪化や診断の遅れにより、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 構成府県・連携県は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- ⑤ 保健所は、地方衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症対策の拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。
- ⑥ 広域連合は、構成団体・連携県と連携した情報発信のための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

構成団体・連携県が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び保健製薬環境センターが、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の管内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

① 構成団体・連携県は、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。

（ア）医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

（イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ）IHEAT要員に対する管内保健所等での業務に従事すること等の要請

（エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

（オ）地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

② 構成団体・連携県は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

③ 構成府県・連携県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において府県連携協議会等で整理した相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。

④ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成す

る人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

- ⑤ 構成団体・連携県は、JIHS による地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。
- ⑥ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。
- ⑦ 構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
- ⑧ 広域連合は、構成団体・連携県の相談センターや住民向けコールセンターの設置状況等を構成団体・連携県に共有する。

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 構成団体・連携県は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
- ② 構成団体・連携県は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&A の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。
- ③ 広域連合は、構成団体・連携県と連携し、広域として住民に対して情報提供・共有を行う。

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

構成団体・連携県は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1 で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、構成団体・連携県が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した府県、市町村、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 構成団体・連携県は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、地方衛生研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。
- ② 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時に、国、他の都道府県と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整や支援等を行う。
- ③ 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止等に対する住民の理解促進を図るために必要な情報を市町村と共有する。
- ④ 構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-2. 主な対応業務の実施

構成団体・連携県、保健所及び地方衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1 から3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

構成団体・連携県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 構成団体・連携県は、国及びJIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原

性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、府県民等に分かりやすく提供・共有する。

- ② 構成府県・連携県は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。
- ③ 地方衛生研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、地方衛生研究所等は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、構成府県・連携県の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。
- ④ 構成団体・連携県及び保健所は国及びJIHS と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国、JIHS及び関係機関と連携し、管内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、管内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、府県市や医療現場の負担も過大となる。

このため、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、国は、患者の全数把握の必要性を再評価するため、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。構成府県・連携県は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 構成団体・連携県及び保健所は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。
- ② 構成団体・連携県及び保健所は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて

保健所と相談の上、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 構成団体・連携県は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等をはじめとする重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJIHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断については、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。
- ② 構成府県・連携県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、早期により、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て外部委託をすることにより、保健所の業務負荷軽減を図る。
- ③ 構成団体・連携県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等への往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等、自宅療養者等の状態に応じた適切な対応を要請する。
- ④ 構成団体・連携県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 構成団体・連携県は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。
- ② 構成府県・連携県は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な食事等サービスの提供及び体調管理のためのパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
- ③ 構成団体・連携県は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用するこ

と等で、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。

3-2-6. 健康監視

構成団体・連携県は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 構成団体・連携県は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 構成団体・連携県及び保健所は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
- ③ 広域連合は、構成団体・連携県と連携し、広域として住民に対して情報提供・共有を行う。

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 構成団体・連携県は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。また、構成府県・連携県は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- ② 構成府県・連携県は、保健所等の業務の負担が増大した場合には、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、国に対し、保健師の派遣等について、広域派遣の調整を依頼する。
- ③ 構成団体・連携県は、管内の感染状況等の実情に応じて、JIHS に対し、実地疫学の専門家等の派遣を要請する。
- ④ 構成団体・連携県は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICT ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生研究所等における業務の効率化を推進する。
- ⑤ 構成団体・連携県は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
- ⑥ 保健所は、健康危機対処計画（感染症編）に基づき、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。
- ⑦ 構成団体・連携県は、国及びJIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病

原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 構成団体・連携県は、国及びJIHS と連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。
- ② 構成団体・連携県は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。
- ③ 地方衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- ④ 構成団体・連携県は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 構成団体・連携県は、国が示す、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえた、全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等の対応方針の変更を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等の感染症対応業務の体制を見直す。
- ② 構成団体・連携県は、引き続き、JIHS に対して、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣を要請する。
- ③ 構成団体・連携県は、引き続き、保健所等の業務の負担に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等を行う。
- ④ 構成団体・連携県は、引き続き、保健所等の業務の負担が増大した場合には、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、国に対し、保健師の派遣等について、広域派遣の調整を依頼する。
- ⑤ 構成団体・連携県は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、府縣市での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
- ⑥ 構成団体・連携県は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所及び地方衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
- ⑦ 構成団体・連携県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させると

ともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。

- ⑧ 構成団体・連携県は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

地方衛生研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、万代庁舎や保健所等への情報提供・共有等を実施する。

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

構成団体・連携県は、国からの有事の体制等の段階的な縮小検討要請を踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び地方衛生研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

第12章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、構成団体・連携県は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 構成府県・連携県、市町村及び指定（地方）公共機関は、各計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

広域連合は、感染症対策物資等について、構成団体・連携県の保有状況を把握し、整備を促す。

- ② 構成団体・連携県は、国の求めに応じ、システム等を利用して、定期的に感染症対策物資等の備蓄状況の情報を共有するとともに、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施する。
- ③ 構成団体・連携県は、国が定める、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ④ 構成団体・連携県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう市町村に要請するとともに、必要な支援を行う。

1-2. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 構成府県・連携県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。
- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。構成府県・連携県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 構成府県・連携県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- ④ 構成府県・連携県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ⑤ 構成府県・連携県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

- ⑥ 構成府県・連携県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、府県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。構成団体・連携県は、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

① 構成府県・連携県は、システム等を利用して、府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を国と情報共有する。

広域連合は、感染症対策物資等について、構成団体・連携県の保有状況を把握するとともに、必要な物資及び資材について、地域的な不足が生じた場合は広域的な融通調整を行う。急速な感染拡大により医療物資・資器材が不足する場合には、経済団体等に増産・流通拡大・製造物転換への協力を依頼する。

② 構成府県・連携県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。

③ 構成府県・連携県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

2-2. 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

① 構成府県・連携県は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。

② 構成府県・連携県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、府県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。構成団体・連携県は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

構成府県・連携県は、国と連携し、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

3-2. 不足物資の供給等適正化

構成府県・連携県は、国と連携し、3-1で確認した府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や感染症対策物資等の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

3-3. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

また、広域連合は、必要な物資及び資材について、地域的な不足が生じた場合は広域的な融通調整を行う。急速な感染拡大により医療物資・資器材が不足する場合には、経済団体等に増産・流通拡大・製造物転換への協力を依頼する。

3-4. 緊急物資の運送等

① 構成府県・連携県は国と連携し、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。なお、構成府県・連携県が、緊急物資の運送要請を行う場合に、要請の相手方が府県をまたがっており、統一した取扱いが求められるときは、広域連合は、要請に当たり広域調整を行う。

また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。

3-5. 物資の売渡しの要請等

- ① 構成府県・連携県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。なお、構成府県・連携県が、物資の売渡しの要請を行う場合に、要請の相手方が府県をまたがっており、統一した取扱いが求められるときは、広域連合は、要請に当たり広域調整を行う。
- ② 構成府県・連携県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- ③ 構成府県・連携県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- ④ 構成府県・連携県は、緊急の必要があるとき、国に対し、上記の①から③までの措置を実施するよう、要請する。

第13章 府県民生活及び府県民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、府県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により府県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。構成府県・連携県は、国、市町村と連携し、必要な準備を行いながら、事業者や府県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、府県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に府県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

広域連合、構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、国、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援

構成府県・連携県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

広域連合は、府県をまたがった指定（地方）公共機関等に対し、一元的な要請等を行うため、指定（地方）公共機関などに対する業務計画等の策定の支援を行うほか、事業者に対する感染対策実施の準備を要請する。

1-3-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

構成団体・連携県は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨す

る。

なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

1-4. 緊急物資運送等の体制整備

構成府県・連携県は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料

品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

広域連合は、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対する緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請する。

1-5. 物資及び資材の備蓄

- ① 構成府県・連携県、市町村及び指定（地方）公共機関は、府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定に基づき、物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 構成府県・連携県及び市町村は、事業者や府県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-6. 生活支援を要する者への支援等の準備

市町村は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-7. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

構成府県・連携県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

広域連合は、構成府県・連携県及び火葬の実施主体である市町村と連携し、広域火葬の対応が可能な火葬場と火葬能力などの情報を収集・共有するとともに、広域火葬の実施体制構築の準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や府県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、府県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等と呼び掛け

① 構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。

広域連合は、一元的な要請を行うため、府県をまたがった指定（地方）公共機関に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。構成府県・連携県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう呼び掛ける。

③ 構成団体・連携県は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する府県民等及び事業者への呼び掛け

構成団体・連携県は、府県民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の府県民生活との関連性が高い物資又は府県民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

2-3. 遺体の火葬・安置

構成府県・連携県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

第3節 対応期

(1) 目的

構成団体・連携県は、準備期での対応を基に、府県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、府県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、府県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 府県民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する府県民等及び事業者への呼び掛け

構成団体・連携県は、府県民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市町村は、府県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等について、教育DX を推進するなどして、必要な支援を行う。

3-1-5. サービス水準に係る府県民への周知

構成団体・連携県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、府県民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

広域連合は、事業者のサービス水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを府県民に呼びかけを行う際、府県民の不安を和らげ、冷静な判断・行動を促すため、関西

府県民全てを対象とした一斉の呼びかけを行う。

3-1-6. 犯罪の予防・取締り

構成府県・連携県の警察は、国からの指導又は調整に基づき、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

3-1-7. 物資の売渡しの要請等

- ① 構成府県・連携県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- ② 構成府県・連携県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 構成府県・連携県及び市町村は、府県民生活及び府県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

広域連合は、構成府県・連携県が、価格の安定等の要請を行う場合に、要請の相手方が府県をまたがっており、統一した取扱いが求められるときは、要請に当たり広域調整を行う。

- ② 構成府県・連携県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、府県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 構成府県・連携県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④ 構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、府県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は府県民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-9. 埋葬・火葬の特例等

構成府県・連携県は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 構成府県・連携県は、国からの要請を受けて、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 構成府県・連携県は、国からの要請を受けて、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 構成府県・連携県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への呼び掛け等

- ① 構成府県・連携県は、管内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を呼び掛ける。
- ② 構成府県・連携県は、国が示す情報をもとに、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、構成府県・連携県は、業界団体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の作成を支援する。
- ③ 指定地方公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府県民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

3-2-2. 事業者に対する支援

構成府県・連携県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び府県民生活への影響を緩和し、府県民生活及び府県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-3. 構成府県・連携県及び市町村又は指定（地方）公共機関による府県民生活及び府県民経済の安定に関する措置

以下①から⑤までの事業者である構成府県・連携県及び市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの府県行動計画又は市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関旅客及び貨物の運送を適切に実施するた

め必要な措置

- ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置
- ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関郵便及び信書便を確保するため必要な措置また、構成府県・連携県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、構成府県・連携県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

3-3. 府県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

構成団体・連携県は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

3-3-2. 府県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

構成団体・連携県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた府県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。